

## 県出資団体見直し計画

団体名	(財)ながさき地域政策研究所		代表者名	脇田 安大		所轄部局	政策調整局		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)                      研究所は、活力にあふれ個性豊かな地域社会を実現するため、長崎県及び市町村並びに関係諸団体と連携して、中長期的な地域社会の課題の調査研究、県民の自主的な政策提言の活性化等のための諸活動を行うとともに、調査研究活動等を通じた人材の育成を行い、もって県民生活の向上と地域の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(主な事業)                      (1) 地域政策、社会政策、産業政策等に関する調査研究及び提言                      (2) 地域政策、社会政策、産業政策等に関する調査研究等各種事業の支援及び受託                      (3) 地域課題等に関する情報の収集、分析及び提供                      (4) 人材と情報のネットワークの形成及び人材の育成</p>								
課題	当財団は、基本財産の運用益に頼ることなく、民間シンクタンクと同様に、受託収入等による自立した経営を目指している。しかしながら、受託が少なく初年度は赤字となっており、黒字転化が課題である。								
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	組織、体制面で特段の問題はないことから、受注力の強化と供給能力向上(研究員のスキルアップ)等の運用面で一段の効率化を図る。							
		項目	目標	年次別計画					
			15年度	16年度	17年度	18年度			
運営方法についての沿革(経営改善等)	市町村合併本格化など経営環境の変化が著しいことに加え、受託内容も手探り状態であるため、明確なかたちでの中長期的経営計画は策定しないが、設立3年目(16年度)の黒字化を目指す 供給能力を引き上げるとともに、県内の研究・企画レベルの底上げを図るため、大学、民間研究機関、民間研究者等との共同研究体制を整備する。								
	項目	目標	年次別計画						
			15年度	16年度	17年度	18年度			
	中期経営計画の策定 共同研究体制整備	17年度 15年度	実施	検討	策定		▶	▶	
特記事項									

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)長崎県私立学校退職金財団	代表者名	原田 延介	所管部局	総務部																																										
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>教職員の身分待遇について、昭和22年公布施行の「教育基本法」の第6条第2項で規定され、適正な待遇を受けることが要請されることになった。これにより、私立学校教職員の退職手当について、昭和36年に広島県が初めて公費助成による退職金制度を創設。これを皮切りに昭和40年以降各地で退職金制度が設立され、長崎県においても昭和41年4月1日に設立した。</p> <p>(主な事業)</p> <p>私立学校教職員の、退職金制度の安定・充実を図るため、加盟校からの負担金と県の補助金を積み立てて運用し、退職者がした場合に退職手当の支給に必要な資金を加盟校へ給付する。</p>																																														
課 題	<p>当財団が行う事業は、互助的色彩が強く、加盟校からの負担金と県の補助金を積み立てて運用しているが、低金利により、十分な運用益を確保することが難しいため、明確な資金運用基準等の制定、理事会等の意思決定に基づく運用体制の確立及び資金運用の安全性と効率性についての金融の専門家による診断が必要となる。</p> <p>また、自主的、互助的色彩が強い事業に県が関与する必然性は低い。</p>																																														
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>・当財団は、現在、事務局を県(学事振興課内)に置き、専任職員1名、嘱託職員1名以外は、学事振興課の職員が兼務しているが、今後は事務局を県庁外に置くとともに、職員は財団のプロパー職員のみとする。</p>																																													
	項目	目標	年次別計画																																												
			15年度	16年度	17年度	18年度																																									
	財団との協議	H17年度	協議	→																																											
	業務の引継ぎ等	H17年度			→																																										
県の関与の廃止	H18年度				実施																																										
運営方法についての改革(経営改善等)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">目標</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">年次別計画</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th style="text-align: center;">15年度</th> <th style="text-align: center;">16年度</th> <th style="text-align: center;">17年度</th> <th style="text-align: center;">18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					項目	目標	年次別計画						15年度	16年度	17年度	18年度																														
項目	目標	年次別計画																																													
		15年度	16年度	17年度	18年度																																										
特記事項																																															

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人 長崎県消防協会	代表者名	会長 池田 研治	所管部局	総務部		
団体の概要	(設立趣旨・目的) 防火消防思想を普及し、消防諸施設の改善と消防活動の強化を図り、以て社会の災厄を防止し、人類共同の福祉増進に寄与すること。 (主な事業) 消防団員の教養訓練(消防ポンプ操法大会、全国消防操法大会、消防救助技術大会) 消防団員の福利厚生事業(弔慰金、見舞金、事故救援金等の給付、各種表彰)						
課 題	経営基盤の整備						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
運営方法についての改革(経営改善等)	消防団員の福利厚生事業を行うため、福祉厚生基金を設けているが、近年の低金利のため、その運用益のみでは福祉厚生金の各種給付をまかなえない実情である。このため、消防団員から1人当たり年間500円の負担(基金積立)を願い、基金強化に努力している。(平成27年度から実施しているが、更に平成17年度まで継続し行つたこと)						
	また、支出について、これまで適正な処理に努めているが、今後も経費節減に努め、適正かつ厳正な予算執行に努めていく。						
	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	消防団員による積み立て				→		
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	対馬空港ターミナルビル株式会社	代表者名	代表取締役 松村 良幸	所管部局	地域振興部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>対馬への航空路線開設に伴い、待合ビル貸与、航空代理店業務を行うことを目的として、昭和38年に設立、空港ハンドリング業務及びその他付帯業務一切を行っている。</p> <p>(主な事業)</p> <p>総代理店業務 (航空業務に関わる対馬地区の空港ハンドリング業務)</p> <p>・商事業務 (空港内お土産物販売)</p>						
課 題	<p>現在は、利益水準を確保しており、健全経営ができていますが、平成15年9月1日より対馬～長崎線をANK(エアートップン)が撤退し、URC(オリエンタルエアノッツ)の就航が予定され、それに伴う旅客数減少による収益の減少が見込まれ、経営を圧迫する事が考えられるので、経営合理化策を検討する必要がある。</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>空港ビル経営、航空代理店業務には限りがあり、旅行部門(市内営業所)を充実し売上増を計り、会社の安定経営を目指す。</p> <p>・5か年計画の中長期経営計画を策定し、計画的な事業実施を図る。又、事業別・部門別の収支を策定する。</p>						
	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	旅行部門の市内営業所への移転(1)	H15	実施				
	・中長期計画(H17～21の5年間)の策定	H16まで	検討 → 策定				
	事業別・部門別収支の策定	H16	検討 → 実施				
特記事項	<p>1 旅行部門と市内営業所を再編し、新たに旅行センターとして営業。これまで市内営業所の主たる業務の予約案内業務は廃止し、旅行部門中心の業務となる。</p>						

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	小値賀空港ターミナルビル(株)	代表者名	山田憲道	所管部局	地域振興部	
団体の概要	(設立趣旨・目的) 昭和60年に離島振興のため本土との時間距離の短縮化等を目的として小値賀空港が開設に伴い空港ターミナルビルの運営会社として県、町、民間の出資により設立された。 (主な事業) *ビルの運営及び維持管理      *観光事業(観光客の誘致)      *旅行斡旋業 *食堂及び喫茶店並び売店の経営      *航空代理店業務					
課 題	利用者増・サービスの向上					
見直し事項	今後、地元町、ORC、県でアイランダー路線存続の必要性について協議されることとなり、その結論を受けて当団体としての協議・対応を行う。					
	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	地元町、オリエンタルエアブリッジ(株)、県等により航空路線の必要性の協議	H16半ばまで	→			
上記結論を受け小値賀空港ターミナルビル(株)の協議及び対応を行う	H17半ばまで		→			
見直し事項	平成13年度に、町、オリエンタル エアブリッジ(株)、(財)県地域振興航空基金等の協力を得、収入の安定化を図るための業務委託料の定額化と人員削減や手当の圧縮等、人件費の節減等を盛り込んだ経営改善計画を樹立しており、今後、当期収益で赤字が出ないこととしており、平成14年度も当期収支は黒字を維持している。乗客数が伸び悩んでいるため、7月から町補助金により往復利用者に長崎便2,000円、福岡便5,000円の補助を行われており、乗客数の増加を図っていく。					
	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	町による往復利用者補助導入	7/1より実施				
特記事項						

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	長崎空港ビルディング株式会社	代表者名	高田 勇	所管部局	地域振興部
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)                      空港旅客ターミナルの運営を目的として、昭和34年大村空港開港に併せ設立された。</p> <p>(主な事業)                      貸室並びに施設の賃貸業 航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供 広告宣伝業                      航空代理店業 食堂及び喫茶店並びに売店経営 旅行業法に基づく旅行業 保険代理店業務                      食品、日用品雑貨、スポーツ用品の販売及び輸出入業 その他附帯業務一切</p>				
課 題	<p>JAL・JASの経営統合、ANA経営合理化策など、会社をとりまく環境の変化に対応し、経営の健全性の維持に向けた取組みを進める必要がある。</p> <p>NACTの経営問題については、3者(NABI、NACT、県)において検討委員会を実施中である。</p>				
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項 目	目 標	年 次 別 計 画	
				15年度	16年度
				17年度	18年度
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>3ヶ年計画においては営業利益の確保を念頭に経営計画を策定した。                      計画との実績の乖離を無くすために2001年度の収支予測を踏まえ、実行の経営計画を策定する。                      3億円の営業利益確保を目標とする。</p>				
	項 目	目 標	年 次 別 計 画		
			15年度	16年度	17年度
			18年度		
	3ヶ年計画の実行(平成14年度初年度)	H16年度	実施	→ 実施	
特記事項	<p>今後の方向性(基本方針)また中期計画,を経営改善も含め、策定するため本年4月に機構改革を行った。また7月より経営コンサルタントを導入し、経営改善を柱とした取組みを進めている。策定完了時期は、平成15年9月を目途として作業中である。</p>				

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	上五島空港ターミナルビル(株)	代表者名	井上 俊昭	所管部局	地域振興部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)上五島地区は本土から100キロの海上にあり、地理的事情から後進性の域を脱し得ず、今後、地域との活性化を進めていくうえで航空路の開設が島民の宿願であった。上五島空港の建設に伴い空港の運営並びに利用者に対するサービス事業のため会社を設立した。</p> <p>(主な事業)・ビルの運営及び維持管理    旅行斡旋業 (未実施)    航空代理店業務    観光事業    売店経営    損害保険代理店 (未実施)</p>						
課 題	利用者の増・収益の増・サービスの向上						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>今後、地元町、ORC、県でアイランダー路線存続の必要性について協議されることとなっており、その結論を受けて当団体としての協議・対応を行う。</p>					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		地元町、ORC、県との航空路線存続の必要性の協議	H16	→			
		上記の結論を受け空港ビルの協議・対応	H17		→		
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>平成13年度に、町、オリエンタル エアブリッジ(株)、(財)県地域振興航空基金等の協力を得、収入の安定化を図るための業務委託料の定額化と人員削減や手当の圧縮等 person 費の節減等を盛り込んだ経営改善計画を樹立しており、今後、当期収益で赤字が出ないこととしており、平成14年度も当期収支は黒字を維持している。今後は、収入の増加を図るため、空港管理業務の一部を業務委託できないか検討し、実施を図る。</p>						
	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	空港管理業務の一部委託	H16	検討	→ 実施			
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	長崎県町村土地開発公社	代表者名	宮本 正則	所管部局	地域振興部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)により、昭和49年に設立し、町村の公共用地、公有地等の取得、管理、処分を実施している。</p> <p>(主な事業)一般事業 公共用地の取得、造成、その他の管理、処分</p> <p>特別事業 国又は町村以外の地方公共団体その他公的団体からの委託に基づき、公共用地等の取得、造成、その他の管理処分</p> <p>附帯事業 国又は地方公共団体その他公共団体からの委託に基づき、土地の斡旋、調査、測量、その他これらに類する業務</p>						
課 題	<p>公共団体の先行取得事業は年々減少しており、その理由としては、公共用地等の先行取得が公社によらずとも円滑に行えるようになったと考えられることから、公社そのもののあり方を考えなければならない。</p> <p>市町村合併により、脱退する町村が見込まれることから早急に検討しなければならない。</p> <p>本公社は、他の団体と違い1市67町村で設立した団体であることから、設立団体の長(市町村長)とよく協議した上で解散等について検討しなければならない。</p>						
見直し事項	<p>市町村合併の動向を踏まえ、設立団体の長とよく協議した上で、県公社と移管について協議を行い、平成17年度以降を目処に解散手続きを実施する。</p>						
	団 体 (事業)そのもののあり方	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		理事会等での協議	H15	協議			
		脱退市町村の見込み(調査)	H15	実施予定			
		県公社との協議	H16		実施予定		
		解散	H17以降			実施	
運営方法についての改革(経営改善等)	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
特記事項							



# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)長崎県地域振興航空基金	代表者名	理事長 辻原 俊博	所管部局	地域振興部	
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>離島航空のハンディキャップを経済的に補完するために、県、関係市町村、民間の3者の出捐により設立された。長崎空港利用者の平成9年度からの減少傾向に対策を打つため、離島航空のみを対象としていた「離島航空振興基金」を平成13年7月に改組し、「地域振興航空基金」とし国内、国際航空を含んだ形での積極的な長崎空港の利用促進事業展開を行うこととした。</p> <p>(主な事業)</p> <p>離島航空運航事業者に対する助成、長崎県の国際航空または国内航空の振興を目的とする団体への助成</p>					
課 題	<p>現在、県(交通政策課内)に事務局を置いて、交通政策課の職員が兼務し、業務を行っているが、事業実施にあたっては、民間ニーズに即時に対応する必要があり、今以上に事業効果を発揮させるためには、民間への事務局の移管を目指し、県の関与を縮小する方向で検討する必要がある。</p>					
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>今以上に事業効果を発揮させるために、民間への事務局の移管を目指し、県の関与を縮小する。</p>				
	項目	目標	年次別計画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	理事会と出捐者への説明	H15	→			
	基金事務局移管先検討及び決定	H16	→			
	理事会と出捐者への決定方策説明	H16		→		
事務局移管	H17					
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>より効果的な事業実施のために、空港利用促進のための助成金制度の見直しを行う</p>					
	項目	目標	年次別計画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
国際航空路線に関する助成金要領の改正	H15					
特記事項						

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	長崎国際航空貨物ターミナル株式会社	代表者名	井 手 護	所管部局	地域振興部	
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>長崎空港周辺へのモノ・人・情報の集積と地場産業の国際化推進を図ることを目的に、長崎空港を国内・国際航空貨物の物流拠点として整備するための中核施設として、県・市・民間出資の第3セクター方式で設立したものである。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗、事務所、上屋、荷捌施設の管理及び賃貸</li> <li>・貨物の荷役、保管及び梱包</li> <li>・食品、生鮮食品、衣料品等の斡旋及び輸入販売</li> </ul>					
課 題	<p>団体(事業)そのもののあり方について</p> <p>成田空港を中心とした大都市圏空港や福岡空港など一部地方空港への国際航空貨物の集約が進んだことにより、長崎空港への貨物専用機運航の可能性が薄れ、当初計画の達成が困難となったため、長崎空港ビルディング株式会社との経営統合を含めて、効率的にターミナル業務を運営するための経営組織体制を検討する必要がある。</p>					
見直し事項	<p>平成15年度10名から5名に削減した従業員を平成16年度以降さらに縮減する。</p> <p>・常勤取締役を削減し、代表取締役をNABICの役員が兼任とする。</p> <p>H14年度作成の経営5か年計画を見直す。</p>					
	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	計画策定、方針決定	H15				
	経営組織体制変更手続き	H16	—————→			
	経営組織体制変更実施	H17				
見直し事項	<p>営業活動の強化と業務の見直しによる収益の改善を図る。</p> <p>事務事業の見直しにより、経費削減を徹底する。</p>					
	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	航空会社、貨物代理店の誘致	H16				
	輸入品販売の促進	H16				
	事務改善及び経費節減	H16				
特記事項						

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人 長崎県国際交流協会	代表者名	理事長 高田 勇	所管部局	地域振興部	
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的) 国際交流事業の推進と各種国際交流団体の連携を図るため、広範囲な事業を行なう中核的な団体として、平成2年11月19日設立。長崎県と海外諸国との友好親善を推進し、地域の国際化を図るため、国際交流及び国際協力に関する事業を展開実施している。</p> <p>(主な事業) 国際交流に関する情報の収集、提供 国際交流に関する意識啓発 国際交流の機会の提供 国際協力及び国際交流の促進 民間交流団体への支援 アジア諸国からの留学生の受入・派遣 外国人留学生への支援 海外移住者及び在外在留邦人との連絡・連携 その他</p>					
課 題	<p>県内の関係団体の現状は組織的、財政的に脆弱であり、担い手の育成や団体職員のネットワーク化を図り共同事業の推進等に努める必要がある。また、県国際化推進計画「ながさきグローバルプラン21」の見直しの時期にあり、当財団の役割分担を明確にし、事業の推進に当たっては、事業効果等を充分考慮した事業運営に努めるよう求められている。なお、自主財源の確保については、収益事業現状拡大や、受益者負担の強化や賛助会員の増加を図るための会員特権の拡充を図る必要がある。</p>					
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>関係団体の担い手育成と団体相互のネットワーク化を図るため、事業の拡充に努め、関係団体の強化・充実を目指す。</p> <p>県の国際化推進計画「ながさきグローバルプラン21」の見直しに際し、当財団の役割分担を明確にし、効果的な事業運営を目指す。</p> <p>協会の自立化に向けた取り組みを行う。</p>				
	項目	目標	年次別計画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	事業の見直し、団体との調整検討	H17	—	→	実施	
	自立化に向けた取り組み	H17	—		→	
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>・自主財源の確保について、収益事業(受託事業)の見直し及び語学講座の拡大。 賛助会員の増加を図るための会員特権(メリット)及びニーズ等の検討。 ・NGO法人・ボランティア団体等の連携、活用</p>					
項目	目標	年次別計画				
		15年度	16年度	17年度	18年度	
収益事業の拡大(語学講座の拡充)	H15	実施				
受託事業費の算定見直し	H17まで	検討	—	→		
会員の特権(メリット)の拡充	H17	検討	—	→		
事業実施に伴う受益者負担の導入	H17	検討	—	→		
事業経費の削減(移転に伴う事務費の縮減)	H17	検討	—	→		
特記事項						

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人 長崎平和推進協会	代表者名	理事長 横瀬昭幸	所管部局	地域振興部																																								
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的) 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。長崎市民の悲願である核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現という究極の理念達成のために、永続性のある公共性の高い平和推進を樹立すべく、昭和59年4月に財団法人化された。</p> <p>(主な事業) 平和に関する諸問題の調査研究(平和・軍縮関係の会議やシンポジウムなどに出席し情報収集や関係機関との交流を図る) 原爆被災並びに平和に関する資料の収集、整理及び活用(被爆者の体験を幅広く聞いてもらうために被爆者証言ビデオを作成する) 原爆体験の継承並びに平和に関する講座、講演会等行事の開催(被爆の実相を伝えるため、修学旅行生や市民を対象に行事開催)</p>																																												
課 題	<p>協会の会員数については、年々減少傾向にあり、自己収入の確保という観点からも、会員増を図る必要がある。</p> <p>協会事務局のプロパー職員(2名)については、高齢化しており、組織の新陳代謝を図るとともに、事業の活性化を図る必要がある。</p> <p>収益事業については、原爆関連の書籍のみならず、バッチ、Tシャツ、タオル等の商品の充実を図る必要がある。</p>																																												
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項 目</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">目 標</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">年 次 別 計 画</th> </tr> <tr> <th style="width: 12.5%;">15年度</th> <th style="width: 12.5%;">16年度</th> <th style="width: 12.5%;">17年度</th> <th style="width: 12.5%;">18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				項 目	目 標	年 次 別 計 画				15年度	16年度	17年度	18年度																														
	項 目	目 標	年 次 別 計 画																																										
			15年度	16年度	17年度	18年度																																							
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>収入の確保のために、協会会員数の増加を図る必要があり、会員確保のために、国立追悼平和祈念館への出入り業者を中心に会員の拡大を図る。また、若年層の会員確保を図りたい。</p> <p>プロパー職員の採用については、職員の退職時期に合わせて、新規に平和活動経験者等を採用するようにしたい。</p> <p>取扱品目の増については、バッチ、Tシャツ、タオル等の商品を充実させたい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項 目</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">目 標</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">年 次 別 計 画</th> </tr> <tr> <th style="width: 12.5%;">15年度</th> <th style="width: 12.5%;">16年度</th> <th style="width: 12.5%;">17年度</th> <th style="width: 12.5%;">18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入確保(協会会員数の増)</td> <td>H18</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">▶</td> </tr> <tr> <td>人員の見直し(プロパー職員の採用)</td> <td>H18</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">▶</td> </tr> <tr> <td>収益事業の拡大(取扱品目の増)</td> <td>H18</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">▶</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				項 目	目 標	年 次 別 計 画				15年度	16年度	17年度	18年度	収入確保(協会会員数の増)	H18				▶	人員の見直し(プロパー職員の採用)	H18				▶	収益事業の拡大(取扱品目の増)	H18				▶													
項 目	目 標	年 次 別 計 画																																											
		15年度	16年度	17年度	18年度																																								
収入確保(協会会員数の増)	H18				▶																																								
人員の見直し(プロパー職員の採用)	H18				▶																																								
収益事業の拡大(取扱品目の増)	H18				▶																																								
特記事項																																													

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)長崎県食鳥肉衛生協会	代表者名	一瀬修治	所管部局	県民生活環境部	
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が平成 4年 4月 1日から施行されたが、県が検査を行う場合、検査員である獣医師の確保が困難であると判断され、このため、県は、県OB等の獣医師によって食鳥肉の衛生検査を行うこととし、県が全額出資した(財)長崎県食鳥肉衛生協会を平成 4年 3月 6日に設立した。</p> <p>(主な事業)</p> <p>食鳥検査に関する事業 食鳥の検査員の技術研修に関する事業</p> <p>食鳥肉の衛生に関する指導、調査及び研究に関する事業</p>					
課 題	県財政負担率を軽減し、自己収入比率を増加させること。					
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>当協会は、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく知事の業務の受任機関であり事業の効率的執行を行うため、設立された団体である。</p> <p>法律で、食鳥肉検査の方法等細かく規定されており、これに基づき効率的に実施している。</p> <p>以上のことから、団体(事業)そのものの見直しについては、現行を維持することとする。</p>				
		項 目	目 標	年 次 別 計 画		
				15年度	16年度	17年度
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>当法人は、事業の効率的執行及び経費節減の目的のため、設立された法人であり、経費改善については、常時、努力を行っており、今後も努力を継続していく。</p>					
	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
			15年度	16年度	17年度	
特記事項						

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人 長崎県浄化槽協会	代表者名	一瀬 修治	所管部局	県民生活環境部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>浄化槽の製造、施工、保守点検及び清掃の適正化を図り、浄化槽に関する正しい知識及び技術の普及を促進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として設立。</p> <p>(主な事業)</p> <p>浄化槽法定検査 浄化槽に関する研修 浄化槽に関する正しい知識の普及</p>						
課 題	<p>浄化槽検査を行うことができるのは、浄化槽施行規則第55条第2項「民法第34条の規定により設立された法人」の規定により指定機関が公益法人に限定されるため、財団法人長崎県浄化槽協会が指定を受け、浄化槽法定検査を実施している。ただし、料金の適切性や業務の見直しなど、更に経営の改善を図るため外部の専門家等の意見を聞きながら、当協会の経営を見直す必要がある。</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>平成15年度に運営等の見直し小委員会(仮称)を設置するよう準備中である。この委員会の中で、民間企業的な事業運営を目指すため、民間のコンサルタントの経営診断等の助言を受けながら、組織の活性化の方法、適正な手数料、BOD検査を含めた検査体制のあり方等を検討する。</p>						
	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	中長期計画の策定(H16~20)5ヶ年間	H15年度内	検討	→ 実施			
	・民間企業的な事業運営を目指した検討を行う						
	検査内容の見直し(BOD検査の実施と外部委託を含めた体制の検討)						
	また、検査内容の見直しに併せて適正な検査料金を検討						
	検査率向上に向けた適正な人員の配置と給与の見直し						
	・その他、運営の上で必要な課題について、検討を行う						
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)長崎県国民年金福祉協会	代表者名	三原 松朗	所管部局	福祉保健課		
団体の概要	(設立趣旨・目的) ・ 国民年金制度の趣旨の徹底並びに国民年金の被保険者及び年金受給権者等の福祉の向上に寄与するため福祉施設を総合的に運営する。 (主な事業) ・ 国民年金制度の広報 ・ 「国民年金健康保養センター〈ちのつ〉」の受託経営 ・ その他、この協会の目的を達成するために必要な事業						
課 題	・ 協会が経営受託している保養センターそのものについて、国における見直しがなされれば、協会のあり方も見直されてくると考えられるが、現時点では、国の動きが明確でない。 ・ 県の出資割合を25%未満にするために基本財産の増資が必要であるが、もう一方の出資者である口之津町の増資も困難であることから、その方法について全国的な状況を踏まえながら見直しを進めていく。						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	・ 県福祉保健部長が役員(副理事長)に就任し、協会及び施設の運営に関与しているが、県の運営に対する関与を縮小するため、役員(副理事長)を退任させる。 ・ 県の出資割合が25%以上であるため監査対象となっているが、県の関与を縮小するために基本財産の増資について検討し、県の出資割合を25%未満にする。 ・ 最終的には、県の関与を全面的になくす方向で、他県の状況や国(社会保険庁)の動きを踏まえながら、引き続きその方法を検討、模索していく。					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		社会保険事務局等関係機関との協議	15年度	実施			
		理事会への提案	16年度	検討 → 実施			
		寄付行為の変更申請、許可	16年度	検討 → 実施			
		福祉保健部長の役員(副理事長)退任	16年度	検討 → 実施			
		基本財産の増資	16年度	検討 → 実施			
		県の関与をなくす方法を検討	18年度	検討			→
運営方法についての改革(経営改善等)	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)長崎県医学振興基金	代表者名	理事長 兼松 隆之	所管部局	福祉保健部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)                      長崎県における医学の基礎的研究の奨励と、学術的成果の普及及び地域の医療活動に対する助成を行い、医学の振興と地域社会の医療福祉の向上の為。(経緯)昭和46年11月に設立発起人会を開催し、長崎県の医学の振興発展を図り、県民の健康の保持増進を推進する機関として設立。</p> <p>(主な事業)                      長崎県における医学の基礎的研究に対する助成                      医学に関する研究成果の普及活動に対する助成                      地域医療活動に対する助成</p>						
課 題	事業財源としては、基本財産の運用益のみで、低金利のため運用益が減少しており、事業の実施が厳しい。このため、基金のあり方を検討する必要がある。						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	平成15年度内の基金解散について検討する。					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		基金の解散について検討	H15	検討			
運営方法についての改革(経営改善等)							
	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
特記事項							



# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)長崎県腎臓バンク	代表者名	理事長 金子原二郎	所管部局	健康政策課	
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>慢性腎不全に対する総合的な対策と腎臓移植の普及啓発を主な目的に昭和60年に(財)長崎県腎不全対策基金として設立され、平成2年に(財)長崎県腎臓バンクとあらため、今日に至っている。平成9年に臓器の移植に関する法律が施行され、腎臓、心臓、肝臓をはじめ7種類の臓器を対象として脳死下での移植も可能となり、そのため臓器移植コーディネーターを配置して臓器移植の普及啓発に努めているところである。</p> <p>(主な事業)</p> <p>腎移植に関する知識の普及啓発 腎移植体制の確立 腎移植希望者に対する助成</p>					
課 題	<p>現在の体制は専任職員1名と県職員3名による兼務であり、県民のニーズに応じて企画立案していくには、組織として小規模であり、活動が十分とはいえない。</p> <p>事業財源としては、コーディネーター設置補助金と基本財産の運用益からなっているが、財務面において運用益が減少しており、独立した団体としては十分な活動が行えない状況であるため、実効性を高めるために事業のあり方や財源の確保について検討を行う必要がある。</p>					
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>効率的な管理運営と効果的な事業展開を行うため、平成18年4月を目途に見直しを行う。</p> <p>関連団体との事業統合により情報ネットワークの再構築と人材の相互活用を行うことで、事業推進にあたっての相乗効果が期待でき、これらにより、事業の拡大や新たな事業展開を図っていく。</p> <p>・(財)長崎県総合保健センター、(財)長崎県救急医療財団との統合移管も含めて平成15年度中に見直しの検討を行う。</p> <p>・当財団、総合保健センター、救急医療財団の三団体で見直し検討のための体制づくりを行う。</p>				
		両団体と見直しについて検討	H15まで	検討		
		両団体と具体的な事業再構築の検討	H16まで		検討	
		両団体と組織体制、財政基盤強化の検討	H16まで		検討	
		新たな組織体制に向けての事務手続き	H17まで			実施予定
		新たな組織体制の確立(H18.4)	H18			実施予定
	運営方法についての改革(経営改善等)	<p>中長期計画に基づいた計画的な事業実施を図るに当たって、両団体との連携により策定能力の向上と実施体制の充実を図る。</p> <p>新しい組織体制を検討する中で、事業の再構築についても検討を行い、事業の効率的かつ効果的な実施等運営体制の充実を図る。</p>				
	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	中長期計画の策定	H16	検討	策定		
	事業評価制度の導入と事業手法の見直し	H17	検討	検討	実施	
	新しい事業展開の開発	H18			検討	実施予定
	市町村等関係団体と連携した普及啓発推進				検討	実施予定
	健診検診事業と連携した腎不全予防の実施				検討	実施予定
	救急医療と連携した臓器移植協力体制の強化				検討	実施予定
特記事項						

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)長崎県救急医療財団	代表者名	井石 哲哉	所管部局	福祉保健部																																																			
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的) 救急医療体制の円滑な運用を期するため、救急医療に伴う情報システムの運営及び紛争処理並びに給付金の給付等を行うことにより救急医療の確保を図ることを目的に昭和54年に設立。</p> <p>(主な事業) ・広域災害・救急医療情報システム運営事業 (在宅当番医 輪番病院のシステム入力等システムの管理) ・救急医療普及啓発事業 (救急救命学級の開催 救急医療ポスターの募集等)</p>																																																							
課 題	<p>現在の救急医療情報システムは有効に活用されているとは言えないので、一般県民も利用できるシステムに再構築する必要がある。</p> <p>・救急医療情報を含め医療の情報化に一元的に対応する組織機構が必要である。 ・財務面においても運用益が減少しており、果実による運営に限界がある。また、システムの運営費は財団の総収入の約9割であり全額県からの委託となっているので、自主財源を確保するため新たな事業展開を模索する必要がある。 ・新たな救急医療ニーズに対応できる組織体制が必要である。</p>																																																							
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>・当財団、(財)長崎県総合保健センター、(財)長崎県腎臓バンクと統合、移管も含めて平成15年度中に見直しの検討を行う ・当財団、総合保健センター、腎バンクの3団体と県で見直し検討のための体制づくりを行う ・救急医療情報システムについては、システムの見直しを行うとともに新たな情報ニーズに答える情報提供体制の一元化の検討を行う ・県民への新たな医療・保健情報の提供を検討する。 ・効率的な管理運営と効果的な事業展開を行うため、平成18年度を目処に見直しを行う</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項 目</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">目 標</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">年 次 別 計 画</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">15年度</th> <th style="width: 10%;">16年度</th> <th style="width: 10%;">17年度</th> <th style="width: 10%;">18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両団体と見直しについて検討</td> <td>H15まで</td> <td style="text-align: center;">検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>両団体と具体的な事業再構築の検討</td> <td>H16まで</td> <td></td> <td style="text-align: center;">検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>両団体と組織体制、財政基盤強化の検討</td> <td>H16まで</td> <td></td> <td style="text-align: center;">検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新たな組織体制に向けての事務手続き</td> <td>H17まで</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">実施予定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新たな組織体制の確立(H18.4)</td> <td>H18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">実施予定</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	目 標	年 次 別 計 画				15年度	16年度	17年度	18年度	両団体と見直しについて検討	H15まで	検討				両団体と具体的な事業再構築の検討	H16まで		検討			両団体と組織体制、財政基盤強化の検討	H16まで		検討			新たな組織体制に向けての事務手続き	H17まで			実施予定		新たな組織体制の確立(H18.4)	H18				実施予定											
	項 目	目 標	年 次 別 計 画																																																					
			15年度	16年度	17年度	18年度																																																		
	両団体と見直しについて検討	H15まで	検討																																																					
	両団体と具体的な事業再構築の検討	H16まで		検討																																																				
	両団体と組織体制、財政基盤強化の検討	H16まで		検討																																																				
	新たな組織体制に向けての事務手続き	H17まで			実施予定																																																			
新たな組織体制の確立(H18.4)	H18				実施予定																																																			
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>情報提供体制の一元化及び県民への医療・保健情報の提供に対応できる組織体制の見直しを検討する。 具体的には、統合することにより 事務部門の合理化 企画力・情報発信能力の強化 等を図り、経営改善を行う</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項 目</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">目 標</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">年 次 別 計 画</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">15年度</th> <th style="width: 10%;">16年度</th> <th style="width: 10%;">17年度</th> <th style="width: 10%;">18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急医療情報システムの再構築</td> <td>H17</td> <td style="text-align: center;">検討</td> <td style="text-align: center;">システム開発</td> <td style="text-align: center;">実施予定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新たに検討する事業(案))</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・メディカルコントロールの事後検証</td> <td>H18</td> <td></td> <td style="text-align: center;">検討</td> <td></td> <td style="text-align: center;">実施</td> </tr> <tr> <td>・救急医療関係者に対する研修</td> <td>H18</td> <td></td> <td style="text-align: center;">検討</td> <td></td> <td style="text-align: center;">実施</td> </tr> <tr> <td>・小児救急医療情報システムの構築</td> <td>H18</td> <td></td> <td style="text-align: center;">検討</td> <td></td> <td style="text-align: center;">実施</td> </tr> <tr> <td>・周産期医療情報システムの構築</td> <td>H18</td> <td></td> <td style="text-align: center;">検討</td> <td></td> <td style="text-align: center;">実施</td> </tr> <tr> <td>・その他救急医療に関すること</td> <td>H18</td> <td></td> <td style="text-align: center;">検討</td> <td></td> <td style="text-align: center;">実施</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	目 標	年 次 別 計 画				15年度	16年度	17年度	18年度	救急医療情報システムの再構築	H17	検討	システム開発	実施予定		(新たに検討する事業(案))						・メディカルコントロールの事後検証	H18		検討		実施	・救急医療関係者に対する研修	H18		検討		実施	・小児救急医療情報システムの構築	H18		検討		実施	・周産期医療情報システムの構築	H18		検討		実施	・その他救急医療に関すること	H18		検討		実施
項 目	目 標	年 次 別 計 画																																																						
		15年度	16年度	17年度	18年度																																																			
救急医療情報システムの再構築	H17	検討	システム開発	実施予定																																																				
(新たに検討する事業(案))																																																								
・メディカルコントロールの事後検証	H18		検討		実施																																																			
・救急医療関係者に対する研修	H18		検討		実施																																																			
・小児救急医療情報システムの構築	H18		検討		実施																																																			
・周産期医療情報システムの構築	H18		検討		実施																																																			
・その他救急医療に関すること	H18		検討		実施																																																			
特記事項																																																								

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人 長崎県すこやか長寿財団	代表者名	宮崎政宣	所管部局	福祉保健部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)                      県内の高齢者及びその家族が抱える各種の心配ごと、悩みごとに対し、総合的かつ一体的に対応するとともに、高齢者の生きがいと健康づくり及び高齢者介護の実習等を通じて介護知識・介護技術の普及を図り、高齢者及び家族の福祉の増進と明るく活力ある長寿社会づくりの推進に寄与することを目的とする。</p>						
	<p>(主な事業)</p> <p>(1) 長崎県明るい長寿社会づくり推進機構事業(活力ある長寿社会「生きがいと健康 仲間づくり」のための事業等)                      高齢者のスポーツ・健康づくり 組織づくり事業 (全国健康福祉祭参加、ふれあいスポーツ総合大会の開催等)                      高齢者の社会活動振興のための指導者等育成事業                      (すこやか長寿大学校の設置、推進協力員養成研修会「いきいき長寿スポーツ大会」高齢者美術展の開催等)                      その他 (仲間づくり支援事業、シニア記者制度の創設とレポート「すこやか通信」の発行)</p> <p>(2) 高齢者総合相談事業 (高齢者やその家族の悩みごと、心配ごと等の相談事業、市町村の支援事業)                      総合相談の実施 (法律、家庭、家族、経済、生活、福祉、保健 医療、生きがい等)                      市町村等の支援事業 (研修会等の開催 (一般研修会、ブロック別研修会) などでも相談Q&amp;Aの発行等)</p> <p>(3) 介護実習・普及事業 (高齢者介護実習 知識 技術の普及、介護機器の展示・普及、介護相談等)                      介護実習・普及事業 (家庭介護者 介護職員の介護講座、痴呆介護実務者研修、一般啓発講座等)                      介護機器普及事業 (常設展示事業、相談 助言 情報提供事業等)</p>						
課 題	<p>財団の事業については、他団体の事業と類似する事業もあり、当該事業の見直しや、他団体との役割分担を検討する必要がある。                      ・自主財源の確保を図るとともに、執行体制の強化や一層の事務効率化により、自主事業の実施等、より自立した運営を図る必要がある。</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>効率的に事業を実施するために、事業内容を見直し、地域で実施することが効果的な事業は市町村(社会福祉協議会)に移行化を図る。                      市町村(社会福祉協議会)等での取り組みを支援するため、執行体制の強化とともに、地域指導者の人材育成等に役割を特化していく。                      ・NPOや民間関係団体等との幅広い関係を樹立し、相互支援体制等を整備していく。</p>					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		1.事業効率化の検討	16				
		・事業の見直し	H16まで	→			
		・市町村の役割分担と市町村事業の支援	H16まで	→			
		2.センター制を廃止し、課制に統合再編	15				
		・高齢者総合相談センター及び介護実習・普及センターを課制に統合再編(相談介護課)	H15まで				
		3.NPO等関係団体との業務提携等の検討	17				
		・NPO等関係団体との業務提携等の検討	H17まで			→	
見直し事項	運営方法についての改革(経営改善等)	<p>(1)効率的な経営とコーポレートガバナンス(経営統治)の強化                      (2)事業評価の実施と経営計画の策定                      (3)組織・人員・給与の見直し                      (4)収支構造の改善                      (5)資金運用の効率性の向上とリスク管理</p>					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		(1)各種委員会の廃止と、理事会、評議員会の充実	15	実施			
		(2)事業評価制度の導入	17	制度検討	→	実施	
		(3)民間経験者の登用	16	検討	→	実施	
		・民間出身短期雇用職員の退職金の廃止	15	実施			
		(4)受益者負担の拡大	15	実施			
		・事務の見直し等による経費削減	15	実施			
		・会員制度の充実等による自己財源の確保	16	検討	→	実施	
(5)資金運用規程の整備	16	検討	→	実施			
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	社会福祉法人長崎県社会福祉事業団	代表者名	塚原 太郎	所管部局	児童家庭課																																		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>県立児童福祉施設の事業経営及び維持管理を委託するため、県が5,000千円(基本財産2,000千円、運用財産3,000千円)の出資を行い、長崎県社会福祉事業団を設立した。</p> <p>(主な事業)</p> <p>長崎県立光と緑の園向陽寮の受託経営事業(児童養護施設)</p> <p>長崎県立光と緑の園乳児院の受託経営事業(乳児院)</p>																																						
課 題	<p>団体(事業)そのもののあり方について</p> <p>施設が老朽化し、今後延く替えの検討を要する時期に差し掛かりつつあることや、公と民との役割分担についても見直しの方向にあることから、当該施設のあり方についてさらに検討を進め、早急に結論を得ること。</p> <p>運営方法についての改革(経営改善等)</p> <p>県等を参考とした給与決定方法の見直し(類似の民間企業等との比較)と給与体系・水準の公開能力給の導入など労働意欲を刺激する給与体系の導入</p>																																						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>施設のあり方については、施設が老朽化していること、県下唯一の施設である乳児院は入所児童数の変動幅が大きく安定した経営が困難であることに鑑み、児童養護施設と乳児院を併せて検討する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">項 目</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">目 標</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">年 次 別 計 画</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">15年度</th> <th style="width: 10%;">16年度</th> <th style="width: 10%;">17年度</th> <th style="width: 10%;">18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設のあり方について検討</td> <td>H17</td> <td style="text-align: center;">検討</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">▶ 方向性</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				項 目	目 標	年 次 別 計 画				15年度	16年度	17年度	18年度	施設のあり方について検討	H17	検討	→	▶ 方向性																			
	項 目	目 標	年 次 別 計 画																																				
15年度			16年度	17年度	18年度																																		
施設のあり方について検討	H17	検討	→	▶ 方向性																																			
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>引き続き平成17年度まで経費節減を図り、経営健全化を推進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">項 目</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">目 標</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">年 次 別 計 画</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">15年度</th> <th style="width: 10%;">16年度</th> <th style="width: 10%;">17年度</th> <th style="width: 10%;">18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営健全化の推進</td> <td>H17まで</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				項 目	目 標	年 次 別 計 画				15年度	16年度	17年度	18年度	経営健全化の推進	H17まで			→																				
項 目	目 標	年 次 別 計 画																																					
		15年度	16年度	17年度	18年度																																		
経営健全化の推進	H17まで			→																																			
特記事項																																							

## 県出資団体見直し計画

団体名	(財)長崎県障害者福祉事業団	代表者名	川畑一隆	所管部局	福祉保健部	
団体の概要	(設立趣旨・目的) 当事業団は、心身に障害のある者及び児童の更生援護又は養護を図るための総合福祉施設「県立コロニー」を、県からの委託を受けて運営する社会福祉法人として、昭和48年に設立された。 (主な事業) 県立コロニー(身体障害者療護施設、肢体不自由児療護施設)の受託運営 県立特別養護老人ホーム眉山の受託運営					
課題	県立コロニーについては、大規模分散型施設となっていること等から、措置費、支援費収入だけではまかなえず、県からの運営費補助を受けており、経営健全化を図る必要がある。 また、県立コロニーは、開設から約30年を経過しており、雨漏りなど老朽化の現象が生じていることや、大部屋の問題等、現在の利用者のニーズとマッチしていないところから、今後建物の建て替え、大規模修繕が必要となる。					
見直し事項	県立コロニーについて、その在り方の検討を行う。					
	項目	目標	年次別計画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	県立コロニーの在り方検討		検討	→	方向性	
見直し事項	県立コロニーの経営健全化のため、現在取り組んでいる第2次経営健全化計画を推進する。					
	項目	目標	年次別計画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	経営健全化(経費節減)	H16	検討	→	実施	
特記事項						

## 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人長崎中高年齢労働者福祉センター	代表者名	光武顕	所管部局	商工労働部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>中高年齢者の雇用の促進と福祉の向上を目的に昭和55年に設立、各種講習事業及び受託施設の管理運営を実施している。</p> <p>(主な事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、長崎中高年齢労働者福祉センターの管理運営受託</li> <li>2、雇用促進に関する調査研究及び広報等の啓発事業</li> <li>3、勤労者に対する職業相談及び職業能力開発のための各種研修、講習事業</li> <li>4、勤労者の余暇活動の増進に関する事業</li> <li>5、関係官庁及び団体との連絡と協力</li> <li>6、その他目的を達成するために必要な事業</li> </ol>						
課 題	<p>国の特殊法人整理に伴う勤労者福祉施設の譲渡・廃止により受託施設の取壊しが検討されているため、事業の見直しが課題となっている。</p> <p>施設廃止の場合、毎年6万人近い施設利用者の要望に対処する代替施設の検討が求められている。</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>団体及び事業のあり方について佐世保市と協議しながら理事会等で検討する。</p>					
		項 目	目 標	年次計画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		施設の廃止	15年度	実施			
		団体及び事業のあり方	16年度	検討			
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>中高年齢労働者を主な事業対象者としているものを見直し、利用対象者を拡大する。</p>						
	項 目	目 標	年次計画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	事業対象者(中高年齢労働者)の見直し		検討				
特記事項							

## 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人長崎勤労総合福祉センター	代表者名	高橋文雄	所管部局	商工労働部	
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>勤労者の福祉に関する事業を総合的に行い、もって勤労者の福祉福祉の向上に寄与することが目的。雇用保険法に基づき設置された勤労者福祉施設の管理運営委託先として昭和54年設立。</p> <p>(主な事業)</p> <p>勤労者総合福祉施設(弐見ハイツ)の管理運営受託</p>					
課 題	一層の効率的な運営により健全経営を維持する必要がある。					
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	施設が長崎市へ譲渡されたのに伴い、勤労者ならびに広く一般市民の宿泊・研修施設として運営していくためには、運営主体として現在の財団が適当か検討する必要がある。				
	項 目	目 標	年次計画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	施設譲渡手続き 機構 長崎市 (売買契約の締結 15.5.13)	実施	→			
	運営主体の検討(長崎市)	H17まで	検討	→		
運営方法についての改革 (経営改善等)	項 目	目 標	年次計画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
特記事項						

## 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人長崎県勤労者福祉事業団	代表者名	中本豊治	所管部局	商工労働部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>勤労者及びその家族の福祉に関する事業を総合的に行い、勤労者の福祉向上に寄与することを目的。雇用保険法に基づき設置された勤労者福祉施設の管理運営委託先として昭和51年に設立。</p> <p>(主な事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 勤労者福祉施設いこいの村長崎の管理運営受託</li> <li>2. 長崎県勤労福祉会館の管理運営受託</li> <li>3. 勤労者のゆとりある職業生活の安定と福祉の向上を図るための事業</li> <li>4. でかせぎ者共済事業</li> <li>5. その他目的を達成するために必要な事業</li> </ol>						
課 題	<p>・雇用・能力開発機構所有の勤労者福祉施設(いこいの村長崎)について、平成15年10月30日に高来町に譲渡される予定であるが、新たな運営主体が設立されるまでの間は、暫定的に高来町から当財団が運営を受託する。</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>・雇用・能力開発機構所有の勤労者福祉施設(いこいの村長崎)が、高来町に譲渡されることに伴い、当財団が行っている当該施設の管理運営業務を高来町に移管する。</p>					
		項 目	目 標	年次計画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		施設譲渡手続き 機構 高来町	15年度	実施予定			
		運営主体の検討 設立	15年度	検討・実施			
運営方法についての改革(経営改善等)		項 目	目 標	年次計画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
特記事項							



## 県出資団体見直し計画

団 体 名	長崎県信用保証協会	代表者名	宮崎 政宣	所管部局	商工労働部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)                  中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的として昭和27年7月5日に設立、中小企業者等が金融機関から事業資金の貸付、手形の割引等により金融機関に対して負担する債務の保証及び中小企業者等の社債発行に対する保証業務を実施している。</p> <p>(主な事業)                  信用保証業務</p>						
課 題	経済環境の悪化により、中小企業等の経営環境は厳しく、資金需要が活発でないこと等から保証債務残高は減少、また代位弁済も高水準で推移していること等から収支差額も低下している。						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
	運営方法についての改革(経営改善等)	経済環境の悪化により、中小企業者等を取り巻く環境は一層厳しく、また協会経営環境も厳しくなっているが、いついかなる場合であっても、保証協会の使命である中小企業者等の金融の円滑化を図るため、弾力的かつ適正な保証の推進のほか、期中管理の充実、求償権回収の強化を図る等、業務を積極的に推進していく。					
	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	求償権担保管理システム」の開発・導入	H16	開発	実施			
	審査支援システム」の見直し	H17	検討	検証・開発	実施		
	リスク情報データベースシステム(CRD)の活用	H17	検討	検証・開発	実施		
	保証審査運用基準」の改正	H15	実施				
	調整事務マニュアル」の改正	H15	実施				
	余裕資金運用要領」の見直し	H15	実施				
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)長崎県産炭地域振興財団	代表者名	理事長 辻原俊博	所管部局	商工労働部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的) 産炭地域の自立な発展に寄与することを目的として、平成9年に設立された。</p> <p>(主な事業) ・産炭地域活性化基金事業 (主にイベント等ソフト事業に対する助成) ・産炭地域新産業創造等基金事業 (新産業の創造・育成等に対する助成)</p>						
課 題	<p>低金利のため基本財産等の運用益が少ないが、現状では債権等の運用により事業費が不足はしていない。 しかし、将来にわたり資金の蓄積を図る必要があり、運用方法などの検討をする必要がある。</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>収入の増加を図るため基金の運用方法の検討を行う (産炭振興財団の基金と共同で運用ができないか検討)</p>						
	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	運用方法の検討	H15	検討 実行				
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人 長崎県中小商業振興基金	代表者名	理事長 中本豊治	所管部局	商工労働部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>中小商業の振興発展を図り、質の高い消費生活を消費者に提供し、県民経済の安定的な発展を促すことを目的として、平成 2年 3月国の通達により設立。運用益収入により助成事業を行っている。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街競争力強化基金事業 (商店街の競争力強化を図ることを目的とした事業活動を行う 商店街の組合等に対する助成)</li> <li>・中心市街地活性化基金事業 (中心市街地における中小商業活性化を目的とした事業活動 を行う商工会等に対する助成)</li> </ul>						
課 題	低金利とペイオフで運用益が減少し、助成規模が減少している。						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	特になし					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>・商店街競争力強化基金事業については、すでに事業評価制度を導入しているが、中心市街地活性化基金事業についてはまだである。両基金事業について、事業評価制度を取り入れることにより、一層の事業内容充実を図る。</p>						
	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	事業評価制度の導入	H17	制度検討	実施			
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団体名	財団法人 長崎県産業振興財団	代表者名	金子 原二郎	所管部局	商工労働部	
財団の概要	<p style="text-align: center;"><b>活力ある産業の創出と雇用</b> ~ 実現するための3つの柱</p> <p>・<b>今ある地場産業の発展支援</b> 企業の営業力強化、第二次創業への支援 企業ニーズにマッチした金融支援</p> <p>・<b>新しい産業を創り出す支援</b> 成功事例を継続的に創出するベンチャー支援</p> <p>・<b>県外からの企業誘致の推進</b> すそ野の広い産業集積につながる企業誘致</p>					
課題	<p>&lt;財団が実施している事業を以下の3つに整理&gt;</p> <p>自主事業 ~ 財団独自で開発する事業 (金融支援等)</p> <p>受託事業 ~ 財団で実施した方が効果があるため、県から受託している事業 (企業誘致、営業支援等)</p> <p>補助事業 ~ 国県から補助金や委託料をもらって、財団が管理している事業 (地域結集型等)</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>経営基盤 (ヒト・モノ・カネ) の強化 自立化に向けた運営の推進</b></p> <p style="text-align: center;">、 の事業推進、強化 、 の必要な財源確保 ~ を実施する人材確保、育成</p>					
見直し事項	運営方法についての改革 (経営改善等)	<p><b>中期経営計画の推進</b></p> <p>昨年6月に県民益を重視した3年間の中期経営計画を策定</p> <p>財団の各部門の目標を明確にし、その達成に向け、限られた財源や人員を有効活用して、受益者本位の効率的で質の高いサービスを提供</p> <p>財団の各職員のアクションプランも同時に策定し、これに基づき各種施策を実施</p> <p><b>新たな取り組みについての検討</b></p> <p>企業ニーズや社会情勢にマッチした新たな施策への取り組みについて幅広く検討</p> <p><b>自立化に向けた運営の推進</b></p> <p>自主、受託、補助の3つに整理した事業について求められる成果等を県とも十分に協議</p> <p>それぞれの事業が成り立つ仕組みづくり (ヒト・モノ・カネ) の構築</p>				
	項目	目標	年次別計画			
			14年度	15年度	16年度	17年度
	中期経営計画 (H14~16) の推進	H16	策定	見直し	▶ 実施	
	新たな取り組みについての検討					
	・財団金融商品の開発 1	H16		検討	▶ 実施	
	・地場企業の営業力強化 2	H16		検討	▶ 実施	
	・県外企業誘致の推進 3	H16		検討	▶ 実施	
	・管理手数料の制度化 4	H16		検討	▶ 実施	
	新たな取り組みについての検討事例を示すと以下のとおりである。					
	1 財団登録企業に対する手形割引制度の創設 等					
	2 企業間のビジネスマッチングの有料化、営業マン育成講座の開設、各種資格取得の支援 (ISO、経営品質賞、HACCP) 等					
	3 県外企業を誘致するためのファンドの創設 (M&A、MBO) 等					
	4 県からの委託料等に対して、一定割合を管理手数料として確保					
項目	達成	14年度	15年度	16年度	17年度	
すでに取り組んでいる項目						
・自主開発事業の実施 * 1	H14.15	実施	実施			
・資金運用の合理性 * 2	H14	実施				
・情報公開の徹底 * 3	H14	実施				
・部門別収支の明確化 * 4	H15		実施			
* 1 ISO認証取得資金貸付・オペレーティングリース (H14)、動産担保ローン (H15)						
* 2 資金運用検討委員会」を設置、運用規程に沿った資金運用						
* 3 財団ホームページ上で「財団の業務・財務状況」を公開						
* 4 H14決算、H15予算で、各事業部門に管理部門コストを設定						

## 県出資団体見直し計画

団体名	職業訓練法人長崎能力開発センター		代表者名	桜田 敏孝	所管部局	雇用労政課	
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的) 知的障害者や保護者等から職業自立を望む声が強くなり、そのニーズに応えるため知的障害者の雇用促進を目的に、全国のモデルとして、第三セクター方式により設置。また、職業訓練に関する調査・研究を行う。</p> <p>(主な事業) 1.社会適応能力及び開発向上のための職業訓練(畜産科・麵製造科)。 2.委託を受けて職業訓練を行う。 3.職業訓練に関する調査及び研究を行う。 4.職業訓練に関する情報及び資料の提供を行う。 5.その目的を達成するために必要な事業。</p>						
課題	<p>当該事業の実施状況、運営状況ともに、現時点では順調であり特に課題点はない。訓練科目である畜産科の排水処理施設も設置でき、畜産科の訓練も継続。ただ、施設が17年目を迎え老朽化が進んできており、今後は老朽化対策が課題となるので、減価償却引当金の計画的計上に努めることとする。</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>障害者の雇用情勢は、とりわけ厳しい状況にあるが、これまでの修了生297名中就職率98.2%、定着率84.5%を維持しており、団体として所期の目的をほぼ達成できていると思われる。今後とも、事業を展開していきたいと考える。</p>					
		項 目	目 標	年次別計画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
見直し事項	運営方法についての改革(経営改善等)	<p>・5か年計画の中・長期的経営計画を策定し、計画的な事業実施を図る。 役員報酬の適正化を図った。</p>					
		項 目	目 標	年次別計画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		・中長期計画(H16~20の5年間)の策定	H16	策定	実施		
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	職業訓練法人 西九州情報処理開発財団	代表者名	理事長 吉次邦夫	所管部局	商工労働部
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>情報処理関連の職業訓練を実施し、情報処理技能者を養成するための場を提供することにより、地域内における情報処理技能者の確保を図ることを目的に、雇用・能力開発機構が設置し、同機構が県に、県が諫早市に、諫早市が第3セクター方式である当財団に再委託し、昭和63年4月から運営している。</p> <p>(主な事業)</p> <p>職業訓練</p>				
課 題	<p>当団体が運営する情報処理技能者養成施設「いさはやコンピュータカレッジ」は、昭和63年4月に全国第1号として開校し、以降平成5年度までは入校生数はよかったが、6年度から減少し始め、特に8年度から9年度にかけては定員100人に対しての半数近くの50人台まで激減した。このため平成9年に労働省(当時)の指導により、運営改善を求められ(この指導は当団体だけでなく、全国15のコンピュータカレッジも同じ)、この当時いろいろ検討された結果、情報処理技能者養成施設として継続することとなった経緯がある。</p> <p>このように、当団体の運営を安定するには、一に入学生(訓練生)の確保であるといえる。従っていかに定員一杯の訓練生を確保するかが第一であり、次に訓練生の修了時における就職である。この訓練生確保及び修了時の就職率の向上が当団体の課題であり、この課題はここ数年概ね達成されている。</p>				
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>上記課題の項で述べたように、団体そのもののあり方については、平成9年に旧労働省の指導により、種々検討された経緯がある。そのとき検討されたのが、認定職業能力開発短期大学化する 地域職業訓練センター化する等が検討されたようであるが、結局現在のままで存続することとなった。これも原因は全国的な入校生の減少によるものであり、入校生の確保がいかに重要かということである。訓練生をいかに定員一杯入校させ、2年間の訓練により、即戦力となる情報処理技能者として社会に送り出すことが、当団体の使命である。</p>			
	運営方法についての改革(経営改善等)	<p>上記の項で述べたように、当団体にとっては訓練生の確保が第1である。昭和63年4月に開校し、平成5年度までは入校生も順調に推移したが、平成6年度から減少し始め、特に平成8年から9年にかけては定員100人に対し50人台と激減し、経営が非常に苦しく、3年間にわたり銀行からの借入金により運営を余儀なくされた経緯がある。このため、平成11年度に学生募集担当の臨時職員を採用(12年度から非常勤講師として採用)し、募集に当たらせると同時に、当団体の理事企業が近隣に所有する社員寮の一部を当団体が運営する施設の寮として借り受けた。その結果、平成12年度から入校生も増加し、以降15年度までは順調に推移し、経営も安定している。</p>			
特記事項					

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	社団法人 長崎県漁民年金貯金共済会	代表者名	会長理事 馬 場 元 朝	所管部局	水産部漁政課	
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>漁業者の福祉制度を自主的に創設し、老後における生活の安定と経営意欲の向上を図るとともに、漁業後継者の育成を図ることを目的として、県内関係団体が拠出した基金の運用益をもって、漁民年金貯金に共済金を給付する仕組みで昭和49年7月に設立。5年以上積立を行った者に共済金の給付を実施している。</p> <p>(主な事業)</p> <p>共済金の給付並びにこれらに付帯する業務</p> <p>その他この共済会の目的を達成するために必要な事業</p>					
課 題	<p>漁業者の高齢化・魚価安・水揚げ不振の長期化に伴い漁家経営が悪化したことから、中途解約が急増、一方、基本財産の運用益は超低金利の長期化により財源造成が減少したことを受けて、平成14年度より8ヶ年の経営健全化計画を策定し実践中であるが、長期計画であることから確実に達成し財務の健全化を図ることが課題である。</p>					
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>漁業者が自主的に創設した福祉制度であり、老後の生活の安定と経営意欲の向上を図り、本県水産業の振興・発展と漁業・漁村の再生に向け、更には担い手の育成・確保のためには欠かすことのできない事業である。超低金利が継続する中で、将来見通しである「経営健全化計画」を策定し実践中であり、計画の確実な達成に向け効率的な事業展開をめざす。</p>				
		項 目	目 標	年 次 別 計 画		
				15年度	16年度	17年度
		経営健全化計画の実践・検証	H21まで	実践		
		計画の進捗状況を踏まえた経営方針等の検討・調整	H21まで			
運営方法についての改革(経営改善等)		項 目	目 標	年 次 別 計 画		
				15年度	16年度	
				17年度	18年度	
特記事項						

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	長崎県漁業信用基金協会	代表者名	金子 原二郎	所管部局	水産部
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>中小漁業者等に対する貸付等について、その債務を保証することを主たる業務とし、中小漁業者等が必要とする資金の融資を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的とする。国の中小漁業金融対策の一つとして設立されたもので、基金は水協組のほか都道府県の出資による構成で、国の後ろ盾による再保険の仕組みを確立することにより、協会の信用力を強化するとともに、保証による融資が適切に運営されるよう独立の法人を設ける必要があった。中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務保証</li> <li>・求償権の回収</li> </ul>				
課 題	<p>保証需要はやや減少傾向にあるが、漁業者のニーズを正確に把握し、金融機関との十分な協議の基に適切な保証業務を実施していく必要がある。</p> <p>超低金利下では、基金運用にも制約があるが、安全性を念頭に置きながら可能な限り効率運用に努め協会運営財源の確保に努める必要がある。</p>				
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項 目	目 標	年 次 別 計 画	
				15年度	16年度
				17年度	18年度
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>保証ニーズ拡大の掘起しによる保証拡大、長期延滞の計画的な解消、管理経費削減等を目標とした平成13年度から平成17年度までの期間を対象とした「第三次中期事業推進計画」を策定し、平成13年度から実施している。</p> <p>・この中でも特に管理経費のうち人件費については、常勤役員については役員報酬の削減、職員については平成11年度から実施しているベースアップ凍結に加え調整手当の削減及び賞与の削減を実施している。さらに期間中に職員が退職した場合には不補充での対応を計画している。</p>				
	項 目	目 標	年 次 別 計 画		
			15年度	16年度	17年度
	中期事業計画策定(平成18年度～平成22年度)	平成17年度		検討 → 策定	
	第三次中期事業推進計画	平成16年度		終了	
特記事項					



# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)長崎県沿岸漁業振興基金	代表者名	川端 勲	所管部局	水産部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>長崎県沿岸地域の利用・保全並びに漁協運動の推進と経営健全化のための事業を行なう事により沿岸漁業の振興等 長崎県水産業の発展に寄与することを目的として昭和59年に設立、助成事業を実施している。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業の振興に関する助成事業 (種苗放流に対する助成)</li> <li>・栽培漁業の推進に関する事業 (放流効果の調査事業への助成)</li> </ul>						
課 題	<p>基本財産20億円を目指し運用益から基本財産の造成と事業費を捻出して運営して来たが、県の見直し方針に従い、基本財産造成の一時中断やそれに伴う事業内容の見直しを検討する必要がある。</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>基本財産造成を一時中断し、平成15年度は事業費を増額し、事業量を確保する。</p>					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		基本財産造成の一時中断	15年度	実施			→
		中長期事業計画を策定	16年度まで	検討	→ 策定		
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>中長期事業計画を策定する。</p>						
	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	管理費(人件費)の削減	14年度実施					
特記事項	<p>管理費については、平成14年度より人件費を削減しており、当面継続していく。</p>						

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人 長崎県漁協合併推進基金	代表者名	理事長 久保 紘 遠	所管部局	水産部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)                      漁協合併を推進するため、の事業を行うことにより、漁協の経営基盤の強化を図り、もって本県水産業の発展に資することを目的に平成 6年 12月 20日に (財)長崎県漁協合併対策基金を設立、平成 8年 4月 1日長崎県漁協合併推進本部と合体し(財)長崎県漁協合併推進基金として登記</p> <p>(主な事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 漁協の合併にかかる推進指導事業 (漁協合併にかかる合併基本事項の協議及び合併手続き等の指導)</li> <li>2. 合併漁協に対する指導事業 (合併漁協の運営適正化のための指導)</li> </ol>						
課 題	合併実践組織であり、これをフォローする系統組織の総意による支援指導体制の強化 組合長会等の広域組織による合併を推進しており、地区のリーダーの育成が必要						
見直し事項	団体(事業)その他のものあり方	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
運営方法についての改革(経営改善等)	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
特記事項							

県出資団体見直し計画

団体名	株式会社 長崎県漁業公社	代表者名	代表取締役 常務 神代和道	所管部局	水産部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的) まぐろ延縄漁業、その他の漁業及び付帯する事業を経営し、就業構造の改善をはかるとともに、この収益をもって沿岸及び中小漁業の漁場の改良造成、経営の近代化及び合理化等をはかり、沿岸及び中小漁業の振興に寄与することを目的とする。 昭和53年より、県の栽培漁業センター開所に伴う放流用種苗生産の委託事業を受ける。昭和55年まぐろ漁から撤退、養殖用種苗生産を開始。</p> <p>(主な事業) 魚介類等の種苗生産事業</p>						
課題	<p>受託事業収入の逡減及び雲仙岳災害復興放流事業の平成16年度での終了に伴う収入減少を補うため、養殖用種苗の生産販売事業を伸ばす必要がある。</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標	年次別計画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
見直し事項	運営方法についての改革(経営改善等)	<p>堅実な経営のために経営改善中長期計画を作成し、計画的に経営管理や販売・マーケティング機能の強化を図る。</p>					
		項目	目標	年次別計画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		機構改革	H17	検討	→	実施	
		中長期計画(H17～19の3年間)の策定	H16まで	検討	→	策定	
		・養殖業者ニーズの把握					
		・人件費の抑制、コストの削減					
		・マーケティング・営業体制の強化					
技能・知識の向上						→	
特記事項	<p>平成16年度で雲仙岳災害復興放流事業の廃止。</p>						

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)有明海水産振興基金	代表者名	理事長 浜本藤壽	所管部局	水産部	
団体の概要	(設立趣旨・目的) 国営諫早湾干拓事業の実施による漁業の影響を考え、有明海における水産振興に必要な施設及び環境整備、公的施設の整備を図ると共に、有明海の海域の特性にあった沿岸性魚種の放流種苗を安定的に確保することにより、栽培漁業の推進を図る。 (主な事業) 種苗放流のための種苗購入費に対する助成事業					
課 題	低金利のため、十分な資産の運用益が見込めないため、漁業者の要望に沿った実効のある規模の種苗放流に対する助成事業を行う必要がある。					
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	基金事業については、金利情勢の改善の兆しが見えず、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルールを定め、基金の取り崩しを含めて活発な事業を展開する必要がある。				
		項 目	目 標	年 次 別 計 画		
				15年度	16年度	17年度
		基金取り崩し計画検討	H16	—		
		取り崩しによる事業実施	H17			—
運営方法についての改革(経営改善等)						
特記事項						

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)西彼海区栽培漁業推進基金	代表者名	理事長 柏木哲	所管部局	水産部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的) 西彼海域の特性にあつた沿岸性黒種の放流種苗を安定的に確保することにより、栽培漁業の推進を図り、西彼海区の沿岸業の振興、発展に寄与することを目的として平成 8年 1月に設立。</p> <p>(主な事業) 種苗放流のための種苗購入費に対する助成事業</p>						
課 題	<p>低金利のため、十分な資産の運用益が見込めない中で、漁業者の要望に沿った実効のある規模の種苗放流に対する助成事業を行う必要がある。</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>理事会等において種苗放流量の増大を目指して、基金取り崩しを協議し、平成 16年度事業からの実施に向けて事業計画を策定し、放流事業の活発な展開を推進する。</p>					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		理事会、評議員会で協議	H15	○			
		事業計画の策定	H15	○			
		事業実施予定	H16			—	—
運営方法についての改革(経営改善等)							
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)橘湾栽培漁業推進基金	代表者名	理事長 関 富夫	所管部局	水産部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)                      橘湾の海域特性にあつた沿岸性魚種の放流種苗を安定的に確保することにより、栽培漁業の推進、沿岸漁業の振興・発展に寄与することを目的として平成 8年に設立。</p> <p>(主な事業)                      種苗放流に伴う種苗購入費等に対する助成事業</p>						
課 題	低金利の下で、十分な資産の運用益が見込めないため、基金の運用益では計画に基づき橘湾栽培漁業推進協議会が実施している放流事業の種苗購入費等に対する助成が充分でない。						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	基金の取り崩しによる放流量の拡大を目指して、種苗放流を行う橘湾栽培漁業推進協議会等と協議し、事業計画を策定し、平成 16年度から放流事業の活発な展開を推進する。					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		基金取り崩しの協議(栽培協議会、理事会等)	H15				
		取り崩しによる事業実施	H16				
運営方法についての改革(経営改善等)							
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人 沓岐栽培漁業振興公社	代表者名	理事長 長嶋 立身	所管部局	水産部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)                      海域特性にあった沿岸性魚種の放流種苗を安定的に確保することにより、栽培漁業の推進を図り、沿岸漁業の振興、発展に寄与することを目的として平成11年に設立、助成事業を実施している。</p> <p>(主な事業)                      助成事業 (沓岐地域栽培漁業推進協議会が行う種苗購入費に対する助成)</p>						
課 題	<p>最近の低金利情勢下では、基金の運用益だけでは事業目的 (放流種苗の安定確保) の達成が困難であることから、事業そのもののあり方について見直しを行う必要がある。</p> <p>新市に移行した際、理事及び評議員の選出方法を検討する必要がある。</p>						
見直し事項	団体 (事業) そのもののあり方	<p>※は放流量確保のため、積み立ての一時中断に替わるものとして放流事業への助成制度を別途創設 (地域栽培漁業推進基金支援事業) しており、これを取り込むことにより実効性のある事業展開を目指す。</p>					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		基金造成計画の見直し検討 (造成の一時中断)	H15				
		地域栽培漁業推進基金支援事業の実施	H15	—————▶			
		運営方法についての改革 (経営改善等)					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)五島栽培漁業振興公社	代表者名	理事長 山下克美	所管部局	水産部																																																			
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的) 五島地域の海域にあった沿岸性魚種の種苗放流を安定的に確保することにより、栽培漁業の振興を図り、五島地域の沿岸漁業の振興、発展に寄与することを目的とする。平成6年1月に示された長崎県栽培漁業基本計画に基づき五島地域栽培漁業基本計画を平成11年度に策定した。</p> <p>(主な事業) 種苗放流のための種苗購入費に対する助成事業</p>																																																							
課 題	低金利によって財産の運用益が十分見込めず、放流事業の展開が見込めないため、基金の造成を一時中断し、別途必要な事業量を確保する必要がある。																																																							
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>基金事業については、放流量を確保するために、基金造成を一時中断し、別途必要な事業量を確保する必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">項 目</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">目 標</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">年 次 別 計 画</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">15年度</th> <th style="width: 10%;">16年度</th> <th style="width: 10%;">17年度</th> <th style="width: 10%;">18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基金造成中断と新事業採択協議</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域栽培漁業推進基金支援事業の実施</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項 目	目 標	年 次 別 計 画				15年度	16年度	17年度	18年度	基金造成中断と新事業採択協議	H15	○				地域栽培漁業推進基金支援事業の実施	H15	○																																
	項 目	目 標	年 次 別 計 画																																																					
			15年度	16年度	17年度	18年度																																																		
	基金造成中断と新事業採択協議	H15	○																																																					
	地域栽培漁業推進基金支援事業の実施	H15	○																																																					
運営方法についての改革(経営改善等)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">項 目</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">目 標</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">年 次 別 計 画</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">15年度</th> <th style="width: 10%;">16年度</th> <th style="width: 10%;">17年度</th> <th style="width: 10%;">18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				項 目	目 標	年 次 別 計 画				15年度	16年度	17年度	18年度																																										
項 目	目 標	年 次 別 計 画																																																						
		15年度	16年度	17年度	18年度																																																			
特記事項																																																								



# 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人 対馬栽培漁業振興公社	代表者名	松村良幸	所管部局	水産部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>対馬地域の海域特性に合った沿岸性魚介類の種苗を安定的に確保、供給することにより栽培漁業の推進を図り、もって対馬地域の沿岸漁業の振興発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(主な事業)</p> <p>種苗生産事業 種苗生産委託経費に対する助成事業 種苗購入経費に対する助成事業 種苗生産の技術者養成事業</p>						
課 題	<p>この3年間における種苗生産は概ね初期の目的を達成したものとされるが、あくまで現有の人員・機材での事業成果であり、公社設立当初の事業目標に及ばない。また、事業収支においても収益事業の売上げ減及び金利果実の大幅減により14年度事業収支も赤字となっている。一方、事業開始から4年目となるが、公社の管理部門及び事業部門についての見直しが必要となっている。</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>・公社に見直し協議会を設置し、基金全般にわたる事業のあり方を協議する。</p>					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		基金事業見直し協議会設置	H15				
運営方法についての改革(経営改善等)							
	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人 伊万里湾栽培漁業推進基金	代表者名	理事長 下條 経雄	所管部局	水産部																																																				
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的) 伊万里湾の特性にあつた沿岸性魚種の放流種苗を安定的に確保することにより、栽培漁業の推進を図り伊万里湾の沿岸業の振興、発展に寄与することを目的として平成11年に設立。</p> <p>(主な事業) 種苗放流のための種苗購入費に対する助成事業</p>																																																								
課 題	<p>低金利のため、十分な資産の運用益が見込めないため、当初計画に基づく実効のある規模の種苗放流に対する助成ができない。</p>																																																								
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>基金事業については、金利情勢の改善の兆しが見え、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルールを定め、基金の取り崩しを含めて活発な事業を展開する必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項 目</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">目 標</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">年 次 別 計 画</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">15年度</th> <th style="width: 10%;">16年度</th> <th style="width: 10%;">17年度</th> <th style="width: 10%;">18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基金取り崩し計画策定</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業実施</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項 目	目 標	年 次 別 計 画				15年度	16年度	17年度	18年度	基金取り崩し計画策定	H15					事業実施	H15	—	—	—	—																														
	項 目	目 標	年 次 別 計 画																																																						
			15年度	16年度	17年度	18年度																																																			
	基金取り崩し計画策定	H15																																																							
	事業実施	H15	—	—	—	—																																																			
	運営方法についての改革(経営改善等)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項 目</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">目 標</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">年 次 別 計 画</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">15年度</th> <th style="width: 10%;">16年度</th> <th style="width: 10%;">17年度</th> <th style="width: 10%;">18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				項 目	目 標	年 次 別 計 画				15年度	16年度	17年度	18年度																																										
	項 目	目 標	年 次 別 計 画																																																						
15年度			16年度	17年度	18年度																																																				
特記事項																																																									

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	社団法人 長崎県水産開発協会	代表者名	会長理事 徳島 惇	所管部局	水産部	
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的) 本県水産業を振興するために必要な企画、調査、設計及び教育普及の事業を適正にかつ円滑に実施し、もって漁家経済の向上と漁村文化の発展に寄与する。</p> <p>設立経緯・・・ 二百海里時代に対応するため沿岸漁業の整備開発事業の飛躍的増大。          変遷する水産情勢に対応する情報の提供及び水産技術の普及、教育の必要性。          これら関連事業の円滑かつ効果的な推進体制の構築要請。 昭和53年設立</p> <p>(主な事業) 水産振興のための各種事業の基本計画並びに実施計画の作成及び測量、試験、調査、設計、検査業務の受託。 市町村等における水産振興計画等の策定及び漁業関連調査等業務の受託。 沿岸漁業振興に関する技術診断、指導及び機器構造物の開発。 水産業に関する各種知識技術の普及及び教育 その他この法人の目的達成のために必要な事業。</p>					
課 題	<p>・収益性が認められる状況にあることから民営化することにより、中長期的な人材の採用、育成を機動的に実施し、競争力の向上を図ることを求められている。</p> <p>・団体見直しが行われた13年度までは、収益性が認められたが、国の公共事業抑制策と会員団体の財政赤字が深刻であるため、協会収支は14年度に続き15年度以降も赤字が予想される。</p> <p>・経営の安定を図るため、漁場整備に加え業務を拡充する必要がある。</p> <p>・収支悪化となれば、公益事業の縮小も考えなければならない。</p>					
団体(事業)そのもののあり方	<p>・民営化には、協会を解散し、会社設立が必要。</p> <p>問題点          協会出資金の返還 新会社への出資 業務量の確保          アンケートによると、水産に力を入れている団体を中心に協会存続を求める意見が多い。</p>					
	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	・公益事業のみに業務を縮小し存続	H17	検討		→ 年度未実施	
	・他団体への収益事業譲渡	H18	検討			→ 年度始設立
・事業譲渡	H17	検討		→ 実施		
見直し事項	<p>経営の安定を図るため、業務を拡充する必要がある、職員研修及び受注活動に力を入れる。</p> <p>・公益事業を拡充するため、会費徴収も今後検討していく</p> <p>・公共事業の必要性と予算確保のため、陳情活動を行う</p>					
	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	・職員研修		←			
	・受注活動		←			
・陳情活動		←				
特記事項	<p>現状でも、会員団体の民間参入促進方針により、随意契約による受注が段々と困難さを増していることに加え、民営化により入札資格取得まで期間を要するため、企業として存続できるか。</p> <p>・新会社経営が不調の場合、職員8名(他に常勤者4名)の再就職が困難。</p> <p>・以上のような事情もあり、他団体への事業譲渡を視野に入れる必要がある。</p>					

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	社団法人長崎県農協会館	代表者名	理事長 上野廣志	所管部局	農林部	
団体の概要	(設立趣旨・目的) 農業団体の連繫を密ならしめ、その発達を図り、もって農民の経済的、社会的地位の向上を図る。  (主な事業) 1、会館の維持管理・・・建物の保全、諸設備の運転保守管理、事務環境の衛生管理、郵便物の受付・発送。 2、会議室、事務室の賃貸・たばこ販売・・・貸会議室、事務室の賃貸、備品管理、たばこ仕入、販売。					
課 題	1、会館の管理費用は入居諸団体が分担しており、県の出資割合も4.1%であるため、県の関与を縮小する方が好ましいと思われる。また、出資面での関与についても、建替えの機会に検討していく必要がある。 2、16年間新規採用をしていないので、職員の新規採用、人材育成が必要である。					
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	1.県の関与を縮小する方向で取り組む。 2.出資面については、建替え時などの機会をとらえて検討する。				
	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	県の関与の縮小	17年度	検討	→	実施	
	出資面についての検討	未定	次回建替え時			
運営方法についての改革(経営改善等)	1、職員の人材育成については、現職員を積極的に研修および実技体験に参加させる。なお、職員の新規採用については現状では困難である。					
	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
職員の人材育成	17年度	検討	→	実施		
特記事項						

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	長崎県農業信用基金協会	代表者名	会長理事 福田定夫	所管部局	農政課	
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的) 農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号)に基づき農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付についてその債務を保証することにより農業者等がその経営を近代化するために必要な資金その他農業者等が必要とする資金の融通を円滑化にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的として設立</p> <p>(主な事業)</p> <p>債務保証事業(農業者等が農協等の融資機関から営農や生活に必要な資金を借入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証)</p>					
課 題	<p>農産物価格の下落や農産物輸入量の増加など、厳しい農業情勢と経済不況の長期化を背景にした借入金債務の不履行による代位弁済事故の発生が懸念されるため、融資機関と連携した保証後の期中管理による代位弁済事故の防止及び代位弁済金の回収強化 促進が必要と考える。</p> <p>超低金利の長期化に伴う基金運用収入の激減により財務基盤が脆弱化していることから、収支構造の改善を図るため保証料率の見直し及び事務の合理化による経費の節減が必要と考える。</p>					
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>H14年度の出資団体経営評価診断において、団体(事業)そのもののあり方については 設立目的、利用状況から現行のまま存続すべき」との提言がなされた。</p> <p>なお、国において、全国的に代位弁済が増加している農外資金の保証取扱いについて、団体のあり方を含めH15年度当初より見直し検討が開始されている。</p>				
	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>収入の増加を図るため、保証料率の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期3年の経営計画を策定し計画的な事業実施を図る。</li> <li>・電算事務の全国統一化により事務の合理化と経費の節減を図る。</li> </ul>					
項 目	目 標	年 次 別 計 画				
		15年度	16年度	17年度	18年度	
保証料率の見直し	H15	実施				
中期経営計画(H17～19年度の3年間)の策定	H16	検討	→ 策定			
電算事務の全国統一化	H16	検討	→ 実施			
特記事項						

## 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人 長崎県農業振興公社		代表者名	理事長 南 里 雅 彦	所管部局	農業経営課	
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>1. 農業振興公社は農業の担い手に農地の売買、貸借等による農地の集積に貢献する法人として位置付け(昭和45年農地法の改正により)設置認可</p> <p>2. 平成元年財団法人 長崎県農業振興公社設立 (主な事業)</p> <p>1. 農地売買等事業 規模縮小やリタイヤする農家から公社が農地を買入(借入)て認定農業者等へ売却(貸付)</p> <p>2. 担い手農家農地集積推進事業(県単) 農作業を委託する農家 農地を借入れる認定農業者等へ助成金を交付し認定農業者への農地集積を加速化する</p>						
課 題	<p>1. 農地保有合理化事業(売買、貸借)は県のしびりや体制的な問題もあり本来の目的を達成できてない。しかし県単事業の活用により受委託、貸借による農地集積はそれなりに成果を上げている</p> <p>2. 地域(市町農協)段階に8公社設立されているが、担い手公社としての色採が強く農地集積の事業推進には消極的である(運営費を生み出せない)</p> <p>3. 低金利による強化基金の運用益の減、唯一の自己収入である農地売買手数料の収入が上がらず財政基盤が不安定である。このため収益事業(練干農地の配分等業務)の検討が必要</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		他関係機関との事務局統合による業務の効率化	平成16年度事務局統合	検討	実施		
運営方法についての改革(経営改善等)	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	他関係機関との事務局統合による人件費削減等による経営改善化	平成16年度事務局統合	検討	実施			
特記事項	平成16年度からの財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金、県農業会議との事務局統合に向け、現在検討中						

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)長崎県農林水産業担い手育成基金		代表者名	理事長 金子原二郎		所管部局	農業経営課
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>青年等で将来における地域や農林水産業の担い手となる青年等の活動を支援し、優れた農林水産業の担い手の確保育成を図り、もって本県農林水産業の振興に寄与することを目的とする。昭和55年度に設立した(財)長崎県農業後継者育成基金を拡充し、平成8年3月26日に(財)長崎県農林水産業担い手育成基金を創設。</p> <p>(主な事業)</p> <p>寄付行為等に定める事業(1)農漁業青年の研修の助成に関する事(2)農漁業青年指導活動促進に関する事(3)農漁業青年の仲間づくり活動促進に関する事(4)農林水産業の担い手の活動支援に関する事(5)青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第5条第1項の規定に基づき指定された青年農業者等育成センターに係る同法第6条の事業のうち、次の事業に関する事。ア 就農支援資金貸付事業に関する事。イ 新規就農者に対する農業の技術又は経営方法の習得に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。ウ 青年等の就農促進に関する調査及び啓発活動に関する事。その他目的を達成するために必要な事業。</p>						
課 題	<p>県からの補助金交付額の減少・終了、金利低下、ペイオフ解禁に伴う基本財産運用収入の確保等当該団体の置かれた状況は厳しいものがあるが、実施事業の見直し、専任職員の任免・給与体系の見直し、時宜を得た資金計画による運用益の確保等により、健全な運営が行われているが、基本財産の運用効率がさらに悪化すれば、成果達成の面で課題が残る。</p> <p>本来の役割を果たすためには、事業効果を検証し、精査のうえ、真に必要な効果のある事業に重点化するとともに、一定のルール(基準)を定め、基金の取り崩しを含めて活発な事業が展開できるよう見直しを行うことが課題である。</p>						
団体(事業)そのもののあり方	1,平成15年度、16年度にかけて評議員会において見直し素案を検討、作成し、その後理事会において見直し方針を協議決定する。また、見直し方針においては、受益者団体、各出資団体と調整しながら決定することとし、平成17年度から事業を実施する。						
		目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	事業の見直しについての検討	H16まで		▶			
見直し事項	1,基金の運用効率がさらに悪化すると、別途の財源手当がない限り、事業を縮小せざるを得ないことから、基本財産の取り崩しを含めて検討する。						
		目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	評議員会理事会における運営の改善方法の検討	H16まで		▶			
運営方法についての改革(経営改善等)							
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	長崎県種馬铃薯価格安定基金協会	代表者名	会長理事 前田方隆	所管部局	農林部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>流通過程において生ずる価格低落などの不利益を補てんすることにより、種馬铃薯の安定的供給体制の確立に資することを目的として昭和46年に設立、価格安定基金を造成し事業を実施している。</p> <p>(主な事業)</p> <p>種馬铃薯価格安定基金の造成及び管理に関すること。  種馬铃薯価格安定補てん準備積立金の徴収及び補てん交付金の交付に関すること</p>						
課 題	特になし						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	該当しない					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>当団体運営については、職員を種馬铃薯協会と兼務し、給与については同協会から支出するなど経費削減の努力を行ってきた。さらに、低金利のため、基本財産の運用益が十分見込めていないが、生産者交付積立金を主体とした事業実施を行っている。今後とも、健全な経営を行っていくよう努力していく。</p>						
	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
特記事項							



# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(社)長崎県野菜価格安定基金協会	代表者名	前田方隆	所管部局	農産園芸課		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)                      野菜の生産安定と定着を促進し、生産者の経営安定に資することを目的として昭和46年に設立、交付準備金を造成し、価格差補給交付金の交付、対象野菜の価格回復緊急出荷調整事業及び、野菜産地の振興に関する事業を実施している。</p> <p>(主な事業)                      野菜価格安定事業(交付準備金の造成、管理) 価格回復緊急出荷調整事業(交付準備金の造成・管理及び交付)                      野菜構造改革促進特別対策事業</p>						
課 題	低金利のため、基本財産の運用益が減少し、厳しい経営状態である。今後は事務賦課金の徴収、指定野菜事業の受託による業務委託金の受入等収入を図り、また長崎県果実生産出荷安定基金協会との統合を含めて検討を行い、経営改善を図っていく必要がある。						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	・長崎県果実生産出荷安定基金協会との統合も含め、組織体制の見直し、財源の確保等を検討し、体質強化を図る。					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		統合問題協議会の設置	15年	実施			
		統合問題の検討	17年	検討	→		
運営方法についての改革(経営改善等)	指定野菜事業の受託による業務委託金の受入と事務賦課金の徴収を実施し経営の改善を図る。						
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
	事務賦課金等の徴収	15年	徴収				
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	社団法人 長崎県果実生産出荷安定基金協会	代表者名	大野 隆	所管部局	農産園芸課		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的) 長崎県果樹農業の発展を目的にして昭和48年に設立、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営安定、果実の需要拡大の事業を実施している。</p> <p>(主な事業) 計画生産出荷促進事業 (うんしゅうみかんの出荷調整にかかる経費に対して交付金を助成する事業) 経営安定対策事業 (価格が低迷した場合に、果樹経営に及ぼす影響を緩和するため、計画的生産出荷を達成している生産者に対して、補てん金を交付する事業)</p>						
課 題	<p>低金利のため、基本財産の運用益が十分見込めず、財政基盤が不安定であるため、(社)長崎県野菜価格安定基金協会統合も含めて、経営の改善を図る必要がある。</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>長崎県野菜価格安定基金協会との統合も含め、組織体制の見直し等を検討し、体質強化を図る。</p>					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		長崎県野菜価格安定基金協会との統合問題協議会の設置	15年	実施			
		統合問題の検討	17年	検討	→		
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>長崎県野菜価格安定基金協会との統合を含め、効率的な経営、収益事業の導入等財源の確保を検討し、経営の健全化を図る。</p>						
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
	組織体制の見直し	17年	検討	→			
	収益事業の実施	17年	検討	→			
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	社団法人 長崎県園芸種苗供給センター	代表者名	林 田 守	所管部局	農産園芸課		
団体の概要	(設立趣旨・目的) 野菜・花き等の優良種苗の大量増殖及び安定供給並びに新技術の研修普及を行い、本県野菜・花き等の振興発展に資することを目的とする。 (主な事業) (1) 野菜、花き等の優良種苗の大量増殖及び供給 (2) 野菜、花き等の新品種及び優良系統の普及 (3) 野菜、花き等の優良系統の保存 (4) 野菜、花き等の新技術の研修及び普及						
課 題	全農長崎県本部から運営費の一部助成を受けており、収入の増加を図る必要がある。						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
	運営方法についての改革(経営改善等)	収入の増加を図るために、新規品目の取り組み等を検討。					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		新規品目の取り組み等検討		検討・実施			→
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人諫早湾地域振興基金	代表者名	金子原二郎	所管部局	諫早湾干拓室	
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>国営諫早湾干拓事業の実施により、漁業を廃止することとなる諫早湾内漁業者の生活安定と諫早湾地域の振興に寄与することを目的として昭和58年に設立、諫早湾地域の振興対策等を実施している。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業振興対策事業 (諫早湾内漁業者の漁業振興対策及び生活安定対策にかかる支援等)</li> <li>・水質等環境保全対策事業 (湾内関係市町が実施する水質保全対策への支援等)</li> <li>諫早湾干拓有効利用支援事業 (諫早湾地域の資源利活用にかかる調査業務及び自然干陸地保全対策への支援等)</li> </ul>					
課 題	<p>長引く超低金利時代の中、財産運用による収入も減少しているため、財産の安全かつ有益な運用システムを確立する必要がある。</p> <p>運用益及び過去の積立金の有効活用のため、受益者並びに専門的知識を有する第三者の声をより多く聞く場を設け、事業評価・事業効果の診断をしながら事業を展開していく必要がある。</p>					
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	(該当なし)				
	項目	目標	年次別計画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	(該当なし)					
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>財産の管理運用の更なる充実を図るため、包括的な運用コンサルティングを専門機関に依頼する。</p> <p>事業評価制度の平成17年度導入を目指す。</p> <p>収益事業の可能性の検討と中長期計画(干拓事業完成以降)を策定する。</p>					
	項目	目標	年次別計画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	包括的運用コンサルティングの実施	H16	検討	実施		
	事業評価等制度の導入	H17	制度検討		実施	
	中長期計画(干拓事業完成後)の策定	H18		検討		策定
特記事項						

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	社団法人 長崎県林業コンサルタント	代表者名	会 長 中江勝春	所管部局	農 林 部			
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>森林の整備及び林業の適正かつ効果的な運営を図り、県土の保全と林業の振興に寄与することを目的として昭和42年に設立され、森林・林業に関する技術的援助、教育及び情報提供、調査及び研究、技術向上を図る研修 講習等を実施している。</p> <p>(主な事業)</p> <p>・公益事業 (森林・林業に関する事業受託・技術支援・情報提供等を通して公益活動と行政補完業務を実施)                  (治山・林道等の調査・測量・設計および現場管理等の受託、保安林・林地開発の申請・解除等の受託)</p>							
課 題	<p>当法人は、公益的機能の高度発揮が期待される森林において、蓄積された基礎から応用に至る技術力をベースとした多様な森林整備等を通じ不特定多数の者の利益に寄与する公益事業を実施しており、今後はさらに、時代の要請からこれらの業務が増していくと考えられ、実施する公益法人等の体制整備を急ぐ必要がある。</p> <p>・また、法人が健全な経営を維持し、公益活動を行うため収益確保の一方法として認められている収益事業を実施しているが、近年の公共事業予算の削減等から事業受託が減少し、本来の公益活動の実施及び経営面での支障が懸念される。</p>							
団体(事業)そのもののあり方	<p>森林・林業に関する公益事業、県・市町村への技術支援・研修・災害対応支援等の公益活動を広範に実施する。</p> <p>・これらを実施可能な民間企業及び団体等の育成について県・市町村との連携のもと、積極的に取り組む。</p> <p>・公益活動の要・不要、公益法人を取り巻く情勢の変化、行政補完団体の育成状況等を勘案するなど民営化も視野に入れた検討を行う</p>							
	項 目	目 標	年 次 別 計 画					
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	団体・市町村 関係機関との協議調整	16まで	実施	→				
	広範な公益活動の実施	19まで	実施				→	
	民間企業・団体等の育成	19まで		実施			→	
	民営化 新たな組織体制の検討及び準備	19まで		実施			→	
民営化 新たな組織確立の目標年度	20						実施予定	
見直し事項	<p>森林土木部門の技術力向上のため技術士を専務理事に登用するとともに、業務の拡充のため業務課を2課体制とする。</p> <p>中長期事業計画(五力年計画)を策定し、計画的かつ効率的な事業実施を目指す。</p> <p>森林・林業全般にわたる事業の拡充対策を実施する。</p> <p>経費節減対策の実施により経営の安定化を図る。</p> <p>民間企業・団体の育成体制の整備を図る。</p>							
	項 目	目 標	年 次 別 計 画					
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	専務理事に技術士を採用	15	実施					
	業務の拡充のため業務課を2課体制を導入	15	実施					
	中長期事業計画(H16~20)の策定と実施	20まで	実施					→
	事業の拡充対策の実施	19まで	実施				→	
経費節減対策の実施	19まで	実施				→		
民間企業、団体の育成体制整備	16まで	実施	→					
特記事項								

## 県出資団体見直し計画

団 体 名	社団法人 対馬林業公社	代表者名	理事長 南里雅彦	所管部局	農林部林務課		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>対馬地区内において造林、育林等による森林及び林業に関する事業を行うことにより森林資源を造成し、国土を保全し、森林の多面的機能を高揚し、あわせて地元公共施設の整備充実を図り、もって農山村経済の振興に資することを目的とする。</p> <p>(主な事業)</p> <p>(1)造林、育林及び伐採 (2)水資源、緑資源その他国土の保全に必要な森林の造成及び維持管理 (3)分収造林及び分収育林制度の促進 (4)農山村振興のための公共施設の設置又は改良 (5)森林・林業その他緑化に関する普及啓発及び普及啓発の方法としての構築物・施設の整備、設計、監理、販売 (6)森林の保健休養施設に関する整備、設計、監理及び維持管理 (7)その他公社の目的達成のために必要な事業</p>						
課 題	<p>木材市況の下落によって、長期経営計画の収支に支障をきたす状況になり、借入金が返済できなくなるおそれがあるため、早急に抜本的対策を実施し、経営改善に取り組む必要がある。</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>当団体は、戦後の荒廃した森林の復元と木材資源の造成を目的として、公的資金導入のもと土地(山林)所有者と分収契約(収益の4割を土地所有者、6割を公社)を結び造林事業を実施してきたが、平成16年から本格的な伐採を迎える。近年、木材価格が下落してきていることから今後の木材市況によっては、借入金が返済できなくなるリスクがあり、契約途中に破綻すると契約者(土地所有者)のみならず、公共財的性格が強い森林の荒廃によって社会的損失が大きくなることから、持続的な経営が行えるよう、経営計画の抜本的見直しを行い、経営の安定を図る。</p>					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		第5次経営計画の見直し	H15	策定	実施		
		組織の再編	H15	実施			
		育林事業の見直し	H15	実施			
		一般管理費の削減	H15	実施			
	分収林契約の見直し	H16	検討	実施			
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>第6次経営計画を策定し、経営の改善及び計画的な事業実施を図る。又、3年毎に見直しを行う。組織の再編を行い木材の販売を重点的に考慮し、組織の改編を行った。販売経験豊富な人材を部外者から導入し、販売の強化を図る。</p>						
	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	第6次経営計画の策定	H15	策定	実施			
	林産販売対策課の新設	H15	実施				
	生産費削減の為に要領策定実施	H15	検討	実施			
	直営素材生産者の育成	H17	検討		実施		
	公社材証明制度の活用による木材販売	H15	実施				
	外部からの人材投入	H15	実施				
	直接事業費の削減(つる切・つる枯殺事業の中止、枝打作業の枝打率の削減、作業路開設の長期作業路開設から簡易作業路開設へ変更して経費削減を行い毎年度約25%を削減)	H15	実施				
	人件費の削減(給与・手当等並びに人員の削減)	H15	実施				
	造林契約変更の実施(期間・分収率)	H16	検討	実施			
特記事項	<p>第5次経営計画を見直しを行って平成15年度に樹立し、実施する。 森林活用課及び林産課を廃止し、販売体制の強化を図り林産販売対策課を新設</p>						

## 県出資団体見直し計画

団 体 名	社団法人 長崎県林業公社	代表者名	理事長 南里雅彦	所管部局	農林部林務課	
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的) 長崎県(対馬を除く)の地域を地区とし、地区内において造林、育林等による森林及び林業に関する事業を行うことにより森林資源を造成し、国土を保全し、森林の多面的機能を高揚し、あわせて地元公共施設の整備充実を図り、もって農山村経済の振興に資することを目的とする。</p> <p>(主な事業) (1)造林、育林及び伐採 (2)水資源、緑資源その他国土の保全に必要な森林の造成及び維持管理 (3)分収造林及び分収育林制度の促進 (4)農山村振興のための公共施設の設置又は改良 (5)森林・林業その他緑化に関する普及啓発及び普及啓発の方法としての構築物・施設の整備、設計、監理、販売 (6)森林の保健休養施設に関する整備、設計、監理及び維持管理 (7)その他会社の目的達成のために必要な事業</p>					
課 題	木材市況の下落によって、長期経営計画の収支に支障をきたす状況になり、借入金が返済できなくなるおそれがあるため、早急に抜本的対策を実施し、経営改善に取り組む必要がある。					
団体(事業)そのもののあり方	<p>当団体は、戦後の荒廃した森林の復元と木材資源の造成を目的として、公的資金導入のもと土地(山林)所有者と分収契約(収益の4割を土地所有者、6割を公社)を結び造林事業を実施してきたが、平成18年から本格的な伐採を迎える。近年、木材価格が下落してきていることから今後の木材市況によっては、借入金が返済できなくなるリスクがあり、契約途中で破綻すると契約者(土地所有者)のみならず、公共財的性格が強い森林の荒廃によって社会的損失が大きくなることから、持続的な経営が行えるよう、経営計画の抜本的見直しを行い、経営の安定を図る。</p>					
	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	・第5次経営計画の見直し	H15	策定	実施		
	・組織の再編	H15	実施			
	・育林事業の見直し	H15	実施			
・一般管理費の削減	H15	実施				
・分収林契約の見直し	H16	検討	実施			
見直し事項	<p>・第6次経営計画を策定し、経営の改善及び計画的な事業実施を図る。又、3年毎に見直しを行う</p> <p>・組織の再々編を行い木材の販売を重点的に考慮し、組織の改編を行った。</p> <p>販売経験豊富な人材を外部から導入し、販売の強化を図る。</p>					
	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	第6次経営計画の策定	H15	策定	実施		
	林産販売対策課の新設	H15	実施			
	生産費削減の為の要領策定実施	H15	検討	実施		
	・直営素材生産者の育成	H17	検討		実施	
	・公社材証明制度の活用による木材販売	H15	実施			
	外部からの人材投入	H15	実施			
	・直接事業費の削減(つる切・つる故殺事業の中止、枝打作業の枝打率の削減、作業路開設の長期作業路開設から簡易作業路開設へ変更して経費削減を行い毎年度約25%を削減)	H15	実施			
	・人件費の削減(給与・手当等並びに人員の削減)	H15	実施			
・造林契約変更の実施(期間・分収率)	H16	検討	実施			
特記事項	<p>・第5次経営計画を見直して平成15年度に樹立し、実施する。</p> <p>森林活用課及び林産課を廃止し、販売体制の強化を図り林産販売対策課を新設</p>					

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	社団法人 長崎県林業協会	代表者名	開 常 義	所管部局	林務課		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>本県林業の健全な発展と林業会館の維持管理を目的として昭和49年に設立。平成10年からは「林業労働力確保支援センター」としての活動も追加。林業団体の統合林政協力機関としての機能は強化されている。</p> <p>(主な事業)</p> <p>(1)林業に関する情報又は資料の収集及び提供                      (2)林業に関する経営の改善並びに技術及び技能の向上に関する事項                      (3)林業に関する講演会又は講習会の開催                      (4)会員のためにする共同利用に関すること                      (5)林業労働力の確保の促進に関すること</p>						
課 題	<p>資金は出島港湾合同ビル建設に伴ない各林業団体と共に集められたもので、財産は林業会館としての合同ビル5F・6F及び附属施設から成っている。</p> <p>林業会館の県買収により出島港湾ビルから退去することが想定されているが、未だ売却条件等確定していない。県の関与の縮小(退会)は財務的に問題が残る。</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>林業労働支援センターとしての存在、林業団体の統合機関としての県林政への協力機関としての存在意義は大きい</p>					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		県の退会	15年度	→			
		林業施策推進統合機関としての機能強化					→
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>県退会後の構成員による団体運営</p>						
				年 次 別 計 画			
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	県退会後の構成員による団体運営					→	
特記事項							



# 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人 長崎船員厚生会	代表者名	理事長 中野正則	所管部局	土木部		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的) 船員及び家族の福利厚生並びに教養の向上を図り、併せて長崎港の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(主な事業) -船員及び家族の宿泊並びに休養に関する事。                      船員及び家族の福利厚生に関する事。 -船員の教養の向上及び育成に関する事。                      -その他本会の目的を達成するために必要なこと。</p>						
課 題	<p>1. 宿泊利用者がピーク時 (H6年の約 8,500人) から減少して、現在は約 5,500人となっている。今後、宿泊利用者の減少をくい止めて、いかに利用者を増加させていくかが課題である。</p> <p>2. 建物は建築後 20年を経過しており、老朽化により今後、施設設備の維持補修増加が見込まれるが、これまで資金余裕がなかったため減価償却の引当は行っていない。大規模修繕が必要になった場合の資金手当が課題である。</p>						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>宿泊利用者の約 70% を占めるが、船員や海事関係及び港湾労働者に、低廉な料金と清潔な環境の厚生施設を提供する本来の目的に寄与するよう運営していく。          なお、県から就任している役員数については、15年 5月の理事会で、16名であった総役員数の 2名減と併せ、3名から 2名へ削減した。          また、「施設そのもののあり方についての抜本的な対策の検討」については、評議員会で問題提起を行ったところであり、今後、理事会等の場で検討していく予定である。</p>					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		役員の削減	15年度				
		抜本的対策の検討	17年度			→	
見直し事項	運営方法についての改革(経営改善等)	<p>この数年来、正規職員の削減(4名 2名+臨時 1名)の外、警備や清掃業務をシルバー人材センター等へと契約相手を見直すなど、改革、改善に努めてきた。</p> <p>これまで既に節減できることは取り組んできたため、今後は大きな節減は見込めないが、引き続き節減に努めていく。</p> <p>今後は、PRの強化により利用客の増加をめざす。</p>					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
	PRの強化	17年度				→	
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団体名	(財)長崎県建設技術研究センター	代表者名	理事長 真崎 信之	所管部局	土木部	
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>新技術・新素材等の研究、建設資材の適正な品質確保及び建設技術者の資質向上を図るとともに、県及び市町村の建設事業に関する施策に協力し、もって公共事業の円滑な執行に寄与することを目的として平成6年10月に設立された。</p> <p>(主な事業)</p> <p>建設技術に関する調査、研究、普及 建設工事用材料の試験 県及び市町村職員並びに民間建設従事者に対する研修 県及び市町村の建設事業に関する企画、調査、積算、施工管理、審査業務の受託 建設材料製造工場等の調査、検査</p>					
課題	<p>公共事業の品質を担保し、情報化への支援を行う公的機関であるという役割を強く認識するとともに、公共事業を取り巻く環境変化に適切に対応できる体制を確立する。</p> <p>1. 企業経営的思考を導入し、経営コストの削減と品質管理の徹底に努める。</p> <p>2. 公共事業の変革に伴い新たに発生する支援・補完業務の拡充に努める。</p>					
団体(事業)そのもののあり方	<p>当財団は公共建設事業の支援及び補完を行う機関として設立されたものであり、県や市町村からの受託収入を主な運営財源として経営を行っている。そのため、当財団の基本的あり方は、設立の趣旨からして、県や市町村が行う建設事業の支援・補完機関としての制約があり、県や市町村の建設事業に対する方針及びそれに基づく当財団の活用方針に適合するような対応が必要となる。</p> <p>現在、建設行政は変革の時代を迎えており、当財団としては、変革に伴い新たに発生する支援・補完業務に対応できる体制づくりを目指している。今後とも、県や市町村との連携を図りながら業務を推進し、県土の良質な社会資本の充実に貢献していく。</p>					
	項目	目標	年次別計画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	県の民間参入促進の施策への対応	H16		—		→
	業務の見直し	H15後半	—			→
市町村支援・補完業務の拡大	H16		—		→	
新規業務の開拓	H16		—		→	
見直し事項	<p>当財団が抱えている課題を解決し経営の安定化を図るとともに時代の変化に応じた使命、役割を担うため、次の方針で経営改革を行う。なお、改革の着実な推進を図るため「サーク経営改革推進委員会」を設置し、既に改革に着手している。</p> <p>1. 厳しい経営状況を直視し、企業経営的思考を取り入れた組織体制及び業務執行とすること</p> <p>2. 顧客のニーズに応え、顧客満足度の高い成果品を納入するため、成果品の管理システムを構築するとともに職員の技術力及び資質の向上を図ること</p> <p>3. 新たな業務及び委託者を開拓すること</p> <p>4. 建設技術者の人材育成、公共事業及び工事材料の品質確保、電子化・情報化、民学官連携のセンター的役割を担うこと</p>					
	項目	目標	年次別計画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
	企業経営的思考による効率的な経営の実施	H16		—		→
	経営点検の実施	H16		—		→
	事業・部門別の事業効果の測定と評価の実施	H16		—		→
	中期経営計画の策定	H15後半	—			→
	目的や事業、役割に応じた組織、人員の見直し	毎年度				→
	労働意欲を刺激する人事、給与制度の確立	H17				→
	財務状況の的確な把握	H15				→
	役、職員に対するコスト意識の徹底	H15				→
	安定経営を行うための収入源の確保	H16		—		→
	支出の削減	H15				→
	ノウハウ、情報の共有化	H16後半		—		→
役、職員の資質向上	H15				→	
積極的かつ効率的な広報活動の展開	H15				→	
積極的かつ効率的な情報公開の展開	H16後半		—		→	
特記事項	<p>目標時期については、検討後、一部でも実施にとりかかる時点をもって目標時期としている。</p>					

# 県 出 資 団 体 見 直 し 計 画

団 体 名	財団法人 長崎県下水道公社	代表者名	理事長 中野正則	所管部局	土木部
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>諫早市、大村市、多良見町を対象地域とする大村湾南部流域下水道の効率的な維持管理及び経営を目的として平成11年に設立、維持管理受託事業、下水道啓発及び研修事業等を実施している。</p> <p>(主な事業)</p> <p>大村湾南部流域下水道維持管理受託事業 (処理場の運転管理・汚泥処分、機械設備の保守点検、水質管理等)</p> <p>下水道研修事業 (市町村下水道担当職員への研修)</p>				
課 題	<p>1 維持管理コストの縮減</p> <p>当浄化センターは、今後下水の流入増や高度処理に伴う施設の増築が見込まれ、また、管渠や設備の老朽化による修繕等の管理業務が増大するため、今後は、人件費及び物件費共、維持管理に係る経費が増大する見通しである。一方、流域下水道の経営は維持管理コストに大きく左右される。従って、今後の維持管理費の増大に対処するために、当公社で受託している維持管理コストの削減を図る必要がある。</p> <p>2 下水流入量の増加を促進し、流域下水道経営における採算性の向上を図る必要がある。</p>				
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項 目	目 標	年 次 別 計 画	
				15年度	16年度
				17年度	18年度
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>委託部分(運転管理業務)を整理拡充する。</p> <p>物件費等の削減</p> <p>薬品等消耗品の在庫管理の徹底のため棚卸表を作成する。</p>				
	項 目	目 標	年 次 別 計 画		
			15年度	16年度	
			17年度	18年度	
	委託業務の拡充		検討 実施	検討 実施	
	棚卸表の作成	16	検討	実施	
	資金運用規程の整備	16	検討	実施	
特 記 事 項	<p>コスト削減実施状況</p> <p>平成14年度から派遣職員2名を嘱託職員2名に変更し、人件費の抑制を図った。</p> <p>電気料削減のため、設備の稼働運転の調整による最大需要電力の低減や契約種別の変更を実施した。</p> <p>その他</p> <p>大村湾南部流域下水道は、平成15年度は流入量が大きく増加し、単年度収支は黒字に転じる見込みである。</p> <p>大村湾南部流域下水道は、平成15年度において、計画策定から10年が経過し流域の人口や社会経済情勢の変化等を再評価して全体計画が見直されることとなっており、これに伴い当該流域下水道事業の経営計画も見直される予定である。</p>				

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	長崎県道路公社	代表者名	辻原 俊博	所管部局	土木部																																																																					
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>県内の有料道路を建設・管理することにより、幹線道路の整備促進を図り、住民福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として昭和52年に県出資100%で設立。</p> <p>(主な事業)</p> <p>平戸大橋有料道路 国見有料道路 矢上大橋有料道路 川平有料道路 松浦バイパス有料道路 生月大橋有料道路 西海パールライン有料道路 大島大橋有料道路 松が枝町駐車場の管理・運営 ながさき出島道路の建設。</p>																																																																									
課 題	<p>有料道路(駐車場)の運営については、毎年度、収支計画を見直し、経費節減等の改善策を講じているが、松が枝町駐車場及び松浦バイパス有料道路については、収入で管理費、利息が賸えず未償還残高が増加しており、将来における利息負担の軽減を図るため一般道路化等を図る必要がある。</p>																																																																									
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>有料道路の運営により地域の産業経済の発展に寄与している。また、県の道路行政の一翼を担っており、今後も経営改善に努めながら有料道路事業を運営していく。なお、新規路線の建設については、償還計画及び採算性を考慮して実施していく。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">項 目</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">目 標</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">年 次 別 計 画</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">15年度</th> <th style="width: 10%;">16年度</th> <th style="width: 10%;">17年度</th> <th style="width: 10%;">18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規路線採択について採算性の確保</td> <td>通年</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PR活動等による利用促進</td> <td>通年</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理経費の削減</td> <td>通年</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項 目	目 標	年 次 別 計 画				15年度	16年度	17年度	18年度	新規路線採択について採算性の確保	通年	→				PR活動等による利用促進	通年	→				管理経費の削減	通年	→																																												
	項 目	目 標	年 次 別 計 画																																																																							
15年度			16年度	17年度	18年度																																																																					
新規路線採択について採算性の確保	通年	→																																																																								
PR活動等による利用促進	通年	→																																																																								
管理経費の削減	通年	→																																																																								
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>有料道路事業のより効率的な実施を目指すため、管理継続することで繰越欠損金の増加が見込まれる松が枝町駐車場及び松浦バイパス有料道路の早期の繰上償還を行い、一般道路化等を図っていく。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">項 目</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">目 標</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">年 次 別 計 画</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">15年度</th> <th style="width: 10%;">16年度</th> <th style="width: 10%;">17年度</th> <th style="width: 10%;">18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(松が枝町駐車場)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係機関との協議</td> <td>H15まで</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰上償還の準備</td> <td>H16まで</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定款変更認可申請</td> <td>H16まで</td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長崎市への移管</td> <td>H16</td> <td></td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(松浦バイパス有料道路)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係機関との協議</td> <td>H16まで</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰上償還の準備</td> <td>H16まで</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定款変更認可申請</td> <td>H16まで</td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般道路化</td> <td>H16</td> <td></td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項 目	目 標	年 次 別 計 画				15年度	16年度	17年度	18年度	(松が枝町駐車場)						関係機関との協議	H15まで	→				繰上償還の準備	H16まで	→				定款変更認可申請	H16まで		→			長崎市への移管	H16		実施			(松浦バイパス有料道路)						関係機関との協議	H16まで	→				繰上償還の準備	H16まで	→				定款変更認可申請	H16まで		→			一般道路化	H16		実施		
項 目	目 標	年 次 別 計 画																																																																								
		15年度	16年度	17年度	18年度																																																																					
(松が枝町駐車場)																																																																										
関係機関との協議	H15まで	→																																																																								
繰上償還の準備	H16まで	→																																																																								
定款変更認可申請	H16まで		→																																																																							
長崎市への移管	H16		実施																																																																							
(松浦バイパス有料道路)																																																																										
関係機関との協議	H16まで	→																																																																								
繰上償還の準備	H16まで	→																																																																								
定款変更認可申請	H16まで		→																																																																							
一般道路化	H16		実施																																																																							
特記事項																																																																										

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	財団法人 石木ダム地域振興対策基金	代表者名	理事長 辻原俊博	所管部局	土木部河川課		
団体の概要	(設立趣旨・目的) 当法人は、平成 7年 11月 16日、石木ダムの建設により、大規模に水没する地域及び生活基盤が著しく変化するダム周辺地域について、関係住民の生活再建とダム周辺地域の振興を図ることを目的に設立された。						
	(主な事業) 1.住宅資金利子助成金 石木ダム建設事業に伴う家屋移転のため住宅資金を借り入れる必要がある水没地権者等を助成するため、その住宅資金の利子償還に要する経費に対して、利子助成金を交付する。 2.合併処理浄化槽設置助成金 石木ダム建設事業に伴う家屋移転者の合併処理浄化槽の設置に対して、その設置に要する経費の一部を助成するため、助成金を交付する。 3.仮設水道事業 仮設水道を維持管理し、給水対象世帯から維持管理費を徴収する。						
課 題	当法人は、石木ダム建設事業を推進するため、今後とも、引き続き、存続が必要である。 その場合、以下の課題がある。 1.近年の経済情勢から、運用収入を確保することが非常に困難であり、効率的な資産運用についての研究が必要である。 2.現在の事業の継続実施及び目的達成のための効果的な事業の実施、並びに、そのための財源の確保が必要である。						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	1.現在の事業のうち、仮設水道事業において、施設の維持が必要である。 2.目的達成のための効果的な事業の検討が必要である。					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		仮設水道施設の維持		検討			
		効果的な事業の検討		検討			
運営方法についての改革(経営改善等)	1.効率的な資産運用についての研究が必要である。 2.資産運用の安全性と効率性について、金融の専門家による診断が必要である。 3.現在の事業の継続実施及び目的達成のための効果的な事業の実施のための財源の確保が必要である。						
	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	効率的な資産運用についての研究	16年度	検討				
	金融の専門家による診断	16年度	検討				
	事業の実施のための財源の確保		検討				
特記事項							

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	長崎県住宅供給公社	代表者名	辻原 俊博	所管部局		
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良い集団住宅及びその用に供する宅地を供給住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、地方住宅供給公社法に基づき、昭和40年特別法人として設</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地の住宅建設分譲事業 (分譲宅地 分譲住宅の建設販売事業)</li> <li>・公社賃貸住宅管理事業 (公社が所有する賃貸住宅の運営 維持管理事業)</li> <li>・県営住宅管理業務受託事業 (県営住宅の管理 維持補修業務の受託事業)</li> </ul>					
課 題	<p>現在の住宅市場の状況は、民間事業者による良質な住宅の供給が十分に可能となってきたことから、民間と競合する業務を整理縮小し、県・市町村に対する支援業務を強化する等「資産ビジネスからフィービー」の転換を図り、業務運営の効率化と組織体制の適正な見直しを検討する必要がある。</p> <p>諫早西部団地の今後の進め方をはじめ、公社の今後のあり方について総合的かつ一体的に議論する場を今後の方針を確定する必要がある。</p>					
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>諫早西部団地の今後の進め方をはじめ、公社の今後のあり方について検討を行うため、公社改革推進委員会を設</p> <p>諫早西部団地(2期、3期)の方針を確定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸資産及び非収益資産(遊休地等)の処分計画を策定する。</li> <li>・優良市街地建築物建設促進事業及び市町村定住促進住宅建設事業から撤退する。</li> <li>・出資団体(チトセビア及び県住宅公社サービス)からの撤退を検討する。</li> </ul>				
	運営方法についての改革(経営改善等)	<p>未分譲資産(諫早西部団地1期、パークタウンたちばな、アクアヴェール泉町など)の早期売却を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸住宅の家賃改定を実施する。</li> <li>・公社の経営状況を客観的に評価するため、外部監査法人による経営診断及び監査を実施する。</li> <li>・中期(5か年)の経営計画書、資金計画書及び事業別損益計算書を策定する。</li> <li>・新しい公社会計基準に基づき決算書を作成する。</li> <li>・企業経営的思考の導入、民間販売ノウハウの活用を図るため、民間経験者を副理事長に登用する。</li> <li>・諫早西部団地等の販売体制の強化を図るため、組織の見直しを行う。</li> <li>・経営状況に鑑み、職員の給料・手当の見直しや、退職不補充、早期退職勧奨を実施し、人件費を縮減する。</li> </ul>				
		項 目	目 標	年 次 別 計 画		
				15年度	16年度	17年度
		・公社改革推進委員会の設置	H15	実施		
		諫早西部団地の方針確定	H15	実施		
		・賃貸資産及び非収益資産の処分計画の策定	H15	策定		
		・優良市街地建築物建設促進事業等から撤退	H15	実施済		
		・出資団体からの撤退の検討	H15	検討		
		項 目	目 標	年 次 別 計 画		
				15年度	16年度	17年度
		未分譲資産の早期売却	H18			
		・賃貸住宅の家賃改定の実施	H15	実施		
		・外部監査法人による経営診断 監査の実施	H15	実施済		
		・中期の経営計画書、資金計画及び事業別損益計算書の策定	H15	策定		
		・新公社会計基準に基づく決算書の作成	H15	実施済		
		・民間経験者を副理事長に登用	H15	実施済		
		販売体制強化のための組織の見直し	H15	実施		
		・人件費の縮減	H16	→	実施	
特記事項						

土木部

し、もって  
立。

ジネスへ

を設け、

置する。

18年度


する。

18年度

→

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)長崎県住宅・建築総合センター	代表者名	中野 正則	所管部局	土木部		
団体の概要	(設立趣旨・目的) 住宅・建築・まちづくりに関する知識を普及し、住宅・建築関係技術者に関連情報を提供するとともに、建築物等の安全対策その他の住宅・建築・まちづくりに関する各種事業を実施することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、昭和59年1月26日に設立  (主な事業) ・住宅性能保証業務(戸建て住宅の瑕疵保証及び制度の普及) ・建築基準法に基づく建築確認業務(一戸建て住宅等の確認及び検査)						
課 題	住宅性能保証業務等は民間でも可能であるが、住宅に関する各種情報の提供、啓発、相談業務等は公益法人特有の業務であることから、これらの事業の存続性に配慮して、民営化を目指す。						
見直し事項	今後のセンターの役割や民営化の手順等について、出資団体と協議の上、民営化を実施する。						
	団体(事業)そのもののあり方	項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		出資団体との協議	H17まで	協議		→	
		民営化	H17			実施	
	運営方法についての改革(経営改善等)	人件費の抑制及び事業の広報宣伝の実施					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
長崎市からの派遣職員の解消		H15	実施済				
住宅フェア等におけるセンター事業の広報宣伝			実施済			→	
特記事項							



# 県出資団体見直し計画

団 体 名	長崎県土地開発公社	代表者名	辻原 俊博	所管部局																																						
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>公共用地、公有地等の取得、造成、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉のすることを目的として昭和36年に設立し、「公有地の拡大の推進に関する法律」の施行に伴い昭和48年にた。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地取得事業 (国、県及び市町村等からの委託に基づいて公共事業用地の先行取得を行い、国等へ)</li> <li>・土地造成事業 (自らの責任において、工業用地、住宅用地等を造成し売却処分する。)</li> <li>・あっせん等事業 (国、県及び市町村等からの委託に基づいて、用地交渉等の業務を実施する。)</li> </ul>																																									
課 題	<p>・土地の先行取得や工業用地等の土地造成事業については、その必要性は薄れてきており、経営上におい発生している。今後の公社のあり方としては、土地造成事業から撤退しフィービジネスへ転換を図っていく体制のスリム化が必要である。</p> <p>・長期保有土地については、県の要請に基づいて事業を実施したものが大半であるが、地価の下落とともに拡大も懸念されることから、県へ買取要請などを行って早期処分する必要がある。</p>																																									
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>・土地造成事業については、15年度以降は、県等からの要請並びに買取の確約がある場合を除き、独自には着手しない。なお、現在施工中の公社独自事業である時津10工区埋立事業は、1工区が平成17年度区が平成25年度完成予定であるが、完成までの間に地価の下落も懸念されるため、土砂搬入者の確保をの早期完成を目指す。また、全体的に用途地域の見直しを行い、用途変更による販売促進を検討していく。</p> <p>・用地取得業務(あっせん等事業)については、積極的に受託を拡大していく。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">項 目</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">目 標</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">年 次 別 計 画</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">15年度</th> <th style="width: 10%;">16年度</th> <th style="width: 10%;">17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地造成事業の縮減</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地取得業務の受託拡大</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項 目	目 標	年 次 別 計 画			15年度	16年度	17年度	土地造成事業の縮減	-				用地取得業務の受託拡大	-																						
	項 目	目 標	年 次 別 計 画																																							
15年度			16年度	17年度																																						
土地造成事業の縮減	-																																									
用地取得業務の受託拡大	-																																									
運営方法についての改革(経営改善等)	<p>・県の依頼により実施した公有地先行取得事業で、県が買取していない長期保有土地(大村臨海工業用地業用地)については、引き続き買取要請を行い早期処分に努めていく。また、土地造成事業(独自事業)の業団地と東そのぎグリーンテックパークについては、実質的に県の依頼による公有地先行取得事業である致促進について県へ要請を行っていく。</p> <p>・県等からの受託事業(用地取得業務等)収入に応じた人員体制とすべく、平成14年度に希望退職者の募っているが、公社の受託収入は県等からの受託量に左右されるため、これに合わせた柔軟な組織体制とすべく、嘱託職員等で調整を図っていく。また、組織体制のスリム化を図るため、4部体制から3部体制にする課のない課長職等を廃止して職制を簡素化し、併せて管理職の登用を抑制していく。</p> <p>・55歳昇給停止及び職員手当(扶養手当、管理職手当、期末勤勉手当等)の削減で経営改善を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">項 目</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">目 標</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">年 次 別 計 画</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">15年度</th> <th style="width: 10%;">16年度</th> <th style="width: 10%;">17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期保有土地の早期処分</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織体制のスリム化</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">部の統合</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職者不補充</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">職制の簡素化</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費見直し</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項 目	目 標	年 次 別 計 画			15年度	16年度	17年度	長期保有土地の早期処分	-				組織体制のスリム化					部の統合	H15	実施			退職者不補充	-				職制の簡素化	H15	実施			人件費見直し	H15	実施		
項 目	目 標	年 次 別 計 画																																								
		15年度	16年度	17年度																																						
長期保有土地の早期処分	-																																									
組織体制のスリム化																																										
部の統合	H15	実施																																								
退職者不補充	-																																									
職制の簡素化	H15	実施																																								
人件費見直し	H15	実施																																								
特記事項																																										

土木部

の増進に寄与  
に組織変更し

引き渡す。)

、いても損失が  
とともに組織

こ含み損の

の新規事業  
完成、2工  
図り、工事  
。

18年度

り、神の島工  
うち、吾妻工  
ので、企業誘

集を実施し  
る必要があ  
とともに、担当

18年度

## 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)長崎県育英会	代表者名	金子 原二郎	所管部局	教育庁
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的)</p> <p>県内に住所を有する者の子弟のうち、有能な素質を持ちながら経済的理由により就学困難な者に対して学資を貸与するために、県・市町村・民間の有志の出資により昭和35年に設立、奨学金事業を実施している。</p> <p>(主な事業)</p> <p>高校生、高等専門学校生、大学生に対する奨学金事業</p>				
課 題	<p>・平成16年度には、日本育英会高校奨学金の国から都道府県への移管が予定されており、これによる大幅な事務量の増加に備え、事業や組織体制を抜本的に見直し業務を効率化する必要がある。</p> <p>・より一層の奨学金の返還率の向上に取り組む必要がある。</p>				
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	<p>・日本育英会高校奨学金が国から県に移管されることに伴い、県育英会の奨学金事業との一本化を図り、奨学生の採用方法、貸与額等の見直しを行う。</p>			
		項 目	目 標	年 次 別 計 画	
				15年度	16年度
				17年度	18年度
		・日本育英会高校奨学金の国から県への移管(1)	H16	検討 → 実施	
	運営方法についての改革(経営改善等)	<p>・日本育英会高校奨学金の国から県への移管を機に、業務の効率化を図り、県からの事務費補助金の縮減に取り組む。</p>			
		項 目	目 標	年 次 別 計 画	
				15年度	16年度
				17年度	18年度
		・滞納者に対する督促の強化	H16	検討 → 実施	
		・事務の見直しによる業務効率化	H16	検討 → 実施	
		・予約採用の実施、採用事務の平準化	H16	実施	
		・資金運用基準の整備	H16	検討 → 実施	
特記事項	<p>1 移管に伴う貸付財源については交付金で、事務費については交付税で、それぞれ国からの措置が予定されており、現在その具体的な内容について検討がなされている。</p>				

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)長崎県体育協会	代表者名	金子 原二郎	所管部局	教育庁		
団体の概要	(設立趣旨・目的) スポーツを振興して、県民体力の向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的として、昭和6年に設立され、県内の体育・スポーツ関係団体を統轄する唯一の団体として、行政と協力して競技力の向上・県民のスポーツ振興のため各種事業を実施している。 (主な事業) スポーツ振興事業、競技力向上事業、指導者養成事業、スポーツ医・科学事業、スポーツ少年団事業 国体派遣事業、スポーツ合宿所運営事業、県営野球場管理事業、県立総合体育館運営補助事業、広報活動事業						
課 題	・賛助会員の募集、収益事業の実施により自主財源の確保に努めているが、事業遂行には不足しており、日本体育協会や県の財政支援の状況により事業計画が変更となる。 ・スポーツの振興を通して、県民の健康維持向上と競技力の向上を図ることは県の重要な課題の一つであり、今後とも県と県体育協会が一体となって関係団体と連携して継続的に事業を推進することが必要である。						
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	事業の再編を検討し、より効率的な事業展開を図るため、平成15年度から、常務理事として県職員を派遣を受け、理事会の活性化と事務局組織体制の強化を図り、自立化へ向けた取り組みのための検討を行う					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		常務理事として県職員を派遣し、事務局体制の強化を図る		実施			
見直し事項	運営方法についての改革(経営改善等)	平成15年度から、県費運営費補助金の一部削減を行った。 事業の見直し、自主財源確保のための検討を行う					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		県費運営費補助金の見直し	H17	一部実施	検討		
		自主財源拡充への対外的活動の強化	H17	検討		▶ 実施	
		事業見直しの検討・立案	H17	検討		▶ 実施	
特記事項	・2巡目国体(平成26年)を念頭においた、競技団体と連携した組織強化や指導者養成など長期的な施策の展開が重要となる。 今後の高齢化社会に伴う、県民の体力や健康づくりへの関心の高まりに対応した生涯スポーツの普及・振興が重要となる。 学校週5日制の定着化及び少子化に伴い、学校運動部活動と連携した地域スポーツクラブの創設と活動への支援が重要となる。						

# 県出資団体見直し計画

団 体 名	(財)長崎県暴力団追放県民会議	代表者名	中部長次郎	所管部局	県警暴力団対策課
団体の概要	<p>(設立趣旨・目的) 暴力団員等による不当な行為の防止及び、これによる被害の救済」を目的に平成 4年に設立し、暴力団排除活動を実施している。</p> <p>(主な事業) 広報啓蒙活動事業 (暴力団追放に関する知識の普及、及び暴力排除思想の高揚を図るための広報) 組織活動支援事業 (活動等の支援) 暴力相談活動事業 (暴力団員等による不当な行為に関する相談活動) 責任者講習事業 (暴力団と対峙する企業の責任者に対する講習の実施) 不当要求情報管理機関援助活動 (公営競技場への暴排活動支援) 被害者保護救済事業 (被害者への見舞金の支給及び、民事訴訟等の支援) 少年指導委員研修事業 (少年に対する暴力団の影響を排除する活動)</p>				
課 題	<p>低金利のため基本財産の運用が十分見込めず、国債の償還日を迎える平成 17年度を目途に目的達成の効果的な施策の実施と財源の確保が必要ですが、事業の必要性 効果を検証したうえで、公社債・地方交付債の購入も視野に入れて真剣に検討する必要があります。</p>				
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項 目	目 標	年 次 別 計 画	
				15年度	16年度
				17年度	18年度
運営方法についての改革(経営改善等)	項 目	目 標	年 次 別 計 画		
			15年度	16年度	17年度
	公社債・地方交付債の購入検討	H17	検討	→ 実施	
	アンケートの実施	H15	実施		
	役員報酬の是正(減額)	H15	実施		
	職員給与の是正(減額)	H15	実施		
	各地区暴追協等の開催行事への参加	H15	実施		
特記事項					

## 県出資団体見直し計画

団 体 名	長崎県営バス観光 株式会社	代表者名	代表取締役 酒井凡夫	所管部局	交通局		
団体の概要	(設立趣旨・目的) 県営バスの貸切部門の増収対策の一環として、旅行部門設置 交通局の人件費削減のため、窓口業務を受託して経費削減を図る (主な事業) 旅行業・広告業 交通局の窓口業務の受託						
課 題	長崎県交通局のバスターミナル窓口業務等の受託事業及び旅行代理事業・広告事業を行っているが、経営環境は厳しくより一層の業務の効率化と営業活動の強化が必要である。						
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	職員については、即戦力となる民間企業経験者の積極的登用を図る。 経営陣のあり方については、出資者である県交通局自体について今後のあり方が検討されている状況にあるため、当面は外部機関による監査機能の強化等に努める。					
		項 目	目 標	年 次 別 計 画			
				15年度	16年度	17年度	18年度
		職員への民間企業経験者の積極的登用					→
		外部機関による監査機能の強化	H16		→		
		経営陣のあり方の検討	H18				→
運営方法についての改革(経営改善等)	旅行企画・営業活動を強化しより効率的な事業展開を目指す。 旅行業事業など、組織の見直しを実施するとともに、全員の昇給延伸を実施予定。 ・5か年計画の中長期計画を策定し計画的な事業の実施を図る。 ・工化の進捗に伴う受託事業の業務の見直しを協議する。						
	項 目	目 標	年 次 別 計 画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
	社内 LAN(グループウェア)の構築	H15	実施				
	旅行企画商品の充実(個人包括旅行制度の導入)	H15	実施				
	広告新規媒体の導入	H16	検討	→ 実施			
	経営健全化の推進(昇給延伸の実施予定)	H16	検討	→ 実施			
	旅行部門・管理部門の組織体制の見直し	H15	実施				
	中長期計画の策定	H16	検討	→ 実施			
	受託事業の業務見直し	H17		協議	→		
特記事項	なし						

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)ながさき地域政策研究所		所管課	政策調整局 政策企画課					
見直し方針	運営方法についての改革(経営改善等)								
見直し計画	地域シンクタンクとして開所から3年半が経過したが、受託研究について受託件数・金額とも増加し、経営も順調に推移している。今後、地域社会の活性化に一段と貢献するため、研究スキルの高度化及び自治体等との連携の強化を図り、受注基盤の確立など経営の安定化に努める。								
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
	運営方法(経営改革等)についての改革	中期経営計画の策定	H17	受注基盤の強化等に努めるため中期経営計画を策定					平成17年3月開催の理事会において「2005～2007経営計画」を策定済み
		共同研究の実施・体制整備	H15	情報発信力並びに県内の研究・企画レベルの底上げを図るため、大学、民間研究機関、民間研究者等との共同研究を進める					平成15年度以降、大学、民間研究機関等と連携して研究を実施 また、県内の大学教授等を当研究所の外部研究員として登録して活用
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	当財団では、大学等との共同研究の実施体制整備や研究員(有期契約研究員)の採用などにより、研究の高度化を図るとともに、中期経営計画の策定により、受注基盤の確立など経営の安定化に向けた取り組みを着実に進めている。このことは調査研究等の堅調な受注状況にも現れており、地域への定着が進展している結果として評価できる。								
	これからの課題等								
当財団が、今後とも地域シンクタンクとして期待される役割を果たしていくには、経営基盤の安定が保たれることが重要であり、そのためには、受注先の新規開拓や多角化等の収入安定化のための努力 過大な将来受注見通し等に基づいた、安易な職員採用等による固定経費増加の回避など不断の経費節減努力等が今後とも適切に行われる必要があり、当課としても、引き続きチェックしていく。									

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎県私立学校退職金財団		所管課	総務部 学事振興課					
見直し方針	県の関与の縮小								
見直し計画	私立学校の教職員に対する互助的色彩が、また資金運用において自主的色彩が強い事業に県が関与する必然性が低く、平成18年度からは事務局を県庁外に置くとともに、学事振興課の兼務職員を廃止する。								
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		財団との協議	H17	平成15年4月財団理事長ほか3私学団体会長と、県の関与の廃止、事務局移転について協議を進めることを確認し、以降、協議を重ねた					平成16年11月財団理事会において、「県の見直し方針に係る今後の財団のあり方について」を承認
	業務の引継ぎ等	H17	事務局長や職員の事務を県職員以外へ引継ぎ、学事振興課の兼務職員をなくした新体制とする					事務局長、兼務職員の事務について、引継ぎを行った。	
	県の関与の廃止	H18	事務局を県庁外へ移転し、事務局長等兼務職員を廃止する					平成17年10月に県庁外へ事務局を移転。平成18年3月末で事務局長等兼務職員を廃止。	
	運営方法(経営改革等)の改革								
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	平成15年4月から財団ほか3私立学校団体と協議を進め、平成17年10月に事務局を県庁外へ移転し、平成18年3月で事務局長等兼務職員を廃止。これにより、財団への県の関与は縮小された。								
	これからの課題等								
私立学校の振興を推進する学事振興課として、教職員の確保に繋がる事業を実施する財団への今後の関与の在り方。									



県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)長崎県消防協会			所管課 総務部 危機管理・消防防災課				
見直し方針		経営基盤の整備							
見直し計画		基金積立							
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		基金積立	H21	各年度において消防団員1人500円/年の積立を行う					17年度については全消防団員から徴収し積立を行った。併せて、18年度から21年度においても積立継続を決定
	運営方法(経営改革等)の改革								
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	近年の低金利下において、福祉厚生事業の各種給付をまかなうため消防団員から1人当たり年間500円の基金積立を願い、基金強化に努力してきた。								
	これからの課題等								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	対馬空港ターミナルビル株式会社			所管課	地域振興部 交通政策課				
見直し方針	運営方法についての改革(経営改善等)								
見直し計画	経営合理化策を検討する。								
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		なし							
	運営方法(経営改革等)の改革	中長期経営計画の策定	H16	現在導入を検討中			×		中長期計画(平成19~24年)を策定するよう検討中
		事業別、部門別収支の策定	H16	平成16年度、一部実施中			×		各部門への経費の振り分けが困難であるが、完全実施に向け検討中
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	平成15年9月、対馬~長崎線からエア・ニッポン(株)(ジェット2便)が撤退し、代わりにオリエンタルエアブリッジ(株)(プロペラ4~5便)が就航。平成17年2月、対馬~福岡便が、ジェット5便から4便に減便され、同年10月から、ジェット3便+プロペラ3便に変更となり、18年度以降はジェット便からプロペラ便への変更・増便が航空会社において検討されている状況にあり、度重なる機種・便数の変更の中での中長期計画の策定等が困難な状況にあった。なお、このような変革の中にあつて、ビル(株)としては、航空券、旅行商品の販売体制の強化等の増収対策と経費削減、人件費の抑制等の経営改善を行い、黒字経営を達成している。								
	これからの課題等								
近年、運航会社、機種、便数の変更が続いており、このような状況の中での中長期経営計画の策定は難しいものがあるが、今後の運行計画が落ち着いた段階等を見計らつて策定することを検討する。									

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		小値賀空港ターミナルビル(株)		所管課	地域振興部 交通政策課				
見直し方針		存廃を含め、抜本的改革を検討							
見直し計画		アイランダー路線の存続の必要性について協議する。							
	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
				15年度	16年度	17年度	18年度		
見直し	地元町、オリエンタルエアブリッジ(株)、県により航空路線の必要性を協議	H16	地元町、オリエンタルエアブリッジ(株)、県で協議。		→			地元町、オリエンタルエアブリッジ(株)、県によるアイランダー路線のあり方の協議を行い、方針を決定。(オリエンタルエアブリッジ(株)からの平成18年4月1日路線廃止の申し出を受け入れた。)	
	アイランダー路線のあり方の方針を決定する。	H17	地元町、県で協議し、路線のあり方の方針を決定。			→			
	上記結論を受け、県、小値賀町、小値賀空港ターミナルビル(株)の協議及び対応を行う。	H17	当社のあり方の方針を決定する。				→		当社のあり方の方針を決定。(平成18年1月31日解散)
事項	小値賀町による往復利用者への補助導入	H15	7月1日から町補助金により往復利用者に、長崎便2000円福岡便5000円の補助を行い、乗客数の増加を図っている。		→			長崎便369名 福岡便281名 利用	
		H16	4月1日から福岡便運休により長崎便利用者のみ上記の補助を行っている。			→		長崎便946名 利用	
	17年4月1日から小値賀町在住の利用者への補助導入	H17	小値賀 - 長崎路線を利用する小値賀町在住の利用者のみ片道1000円の補助を行っている。				→	片道 1000円の補助	
特記事項									
所管課 評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	航空路線の存廃、及び当空港ビル(株)のあり方について協議してきた結果、平成18年1月末をもって解散した。								
	これからの課題等								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		長崎空港ビルディング株式会社		所管課	地域振興部 交通政策課			
見直し方針		経営健全性維持と効率的ターミナル業務運営						
見直し計画		経営の健全性の維持及び長崎国際航空貨物ターミナル(株)との経営統合を含めたあり方検討						
見直し事項	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
				15年度	16年度	17年度	18年度	
団体(事業)そのものあり方	長崎国際航空貨物ターミナル(株)役員について	H16	長崎空港ビルディング(株)の役員等が長崎国際航空貨物ターミナル(株)の代表取締役を兼任する。					H16年6月に開催された長崎国際航空貨物ターミナル(株)の株主総会及び取締役会において組織体制の変更を実施済み
運営方法(経営改革等)の改革	経営3カ年計画の実行(H16年度初年度)	H18	具体的な数値目標を掲げ、達成を目指す。					社内に経営企画室を設置し、3カ年計画の推進に努力している。
特記事項								
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について							
	経営3カ年計画を策定し、計画推進に努力している。 役員等による長崎国際航空貨物ターミナル(株)の代表取締役の兼任については、平成16年度に達成している。							
	これからの課題等							
	不採算部門におけるさらなる経費節減が必要。 また、今後予定されるリニューアルを契機とした利用客の増加対策も必要である。							

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		上五島空港ターミナルビル(株)		所管課		地域振興部 交通政策課			
見直し方針		大幅な改革や自立的な運営							
見直し計画		アイランダー路線の存続の必要性について協議する。							
見直し事項	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
				15年度	16年度	17年度	18年度		
団体(事業)そのもののあり方	地元町、オリエンタルエアブリッジ(株)、県により航空路線の必要性を協議	H16	地元町、オリエンタルエアブリッジ(株)、県で協議。	→				地元町、オリエンタルエアブリッジ(株)、県によるアイランダー路線のあり方の協議を行い、方針を決定。(オリエンタルエアブリッジ(株)からの平成18年4月1日路線廃止の申し出を受け入れた。)	
	アイランダー路線のあり方の方針を決定する。	H17	地元町、県で協議し、路線のあり方の方針を決定。	→					
	上記結論を受け、県、新上五島町、上五島空港ターミナルビル(株)の協議及び対応を行う。	H17	当社のあり方の方針を決定する。	→				当社のあり方の方針を決定。(平成18年1月31日解散)	
運営方法(経営改革等)についての改革	空港管理業務の一部委託	H16	空港内及び全体の除草業務を受託	→				委託料1,196千円	
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	航空路線の存廃、及び当空港ビル(株)のあり方について協議してきた結果、平成18年1月末をもって解散した。								
	これからの課題等								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(特)長崎県市町村土地開発公社			所管課	地域振興部 市町村課					
見直し方針	他の機関へ移管(団体廃止)									
見直し計画	市町村合併の動向を踏まえ、設立団体の長とよく協議した上で、県公社と移管について協議を行い、平成17年度以降を目処に解散手続きを実施する。									
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗率についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
		理事会等での協議	H15	現在の借入金完済するまで公社を存続し、完済後、平成20年度末までに解散するとの方針を平成16年2月24日の理事会で決定。	→					
		脱退市町村の見込み(調査)	H15	平成15年9月、市町村合併に伴う公社への加入、脱退等の意向調査を実施。	→					
		県公社との協議	H16	市町村が必要に応じ県土地開発公社に土地の取得・造成の委託について協議を行う。	→					16年度中には協議を必要とする事例なし。
	解散	H17以降	平成20年度末までに解散するとの方針を理事会で決定済				→			
	運営方法(経営改革等)の改革									
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	市町村合併により構成団体が減少し、事業量が減少することで公社のあり方の検討の結果、理事会において公社の解散が決定している。現在、あらたな土地の取得は行わず借入金の償還事務のみ行っている。									
	これからの課題等									
借入金の償還が完了する平成20年度末までに解散することが公社の理事会で決定されており、特に問題となる点はない。										

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)長崎県地域振興航空基金		所管課	地域振興部 交通政策課			
見直し方針		県の関与の縮小						
見直し計画		今以上に事業効果を発揮するために、民間への事務局の移管を目指し、県の関与を縮小する。						
見直し項目	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
				15年度	16年度	17年度	18年度	
見直し	理事会と出捐者への説明	H15	H15年度中に理事及び主な出捐者への説明を実施。	→				H15年度中に理事及び主な出捐者への説明を実施。
	基金事務局移管先検討及び決定	H16	H15から移管先候補の団体の検討、及び移管先候補の団体と受け入れ可能性について、具体的な条件を提示し協議を実施。		→			候補の中の民間団体とH16年度中から移管について協議を継続し、長崎空港ビルディング(株)から移管について合意を得た。
	理事会と出捐者への決定方針説明	H16	H17年3月開催の理事会において、事務局移管の協議中であることを説明。			→		H17年8月2日開催の理事会において、事務局移管について審議。
	事務局移管	H17	H17年8月開催の基金理事会において、長崎空港ビルディング(株)への事務局移管について審議。				→	H17年8月2日開催の基金理事会で承認。8月20日から移管済み。
事項	国際航空路線に関する助成金要領の改正	H15	より効果的な事業実施のため、空港利用促進のための助成金制度を改正した。	→				
特記事項								
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について							
	事務局を民間へ移管することによる、県の関与縮小。							
	これからの課題等							
	事務局の円滑な運営と県施策との連携。							

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	長崎国際航空貨物ターミナル株式会社		所管課	地域振興部 交通政策課						
見直し方針	長崎空港ビルディング(株)との経営統合を含めた経営組織体制の変更									
見直し計画	長崎空港ビルディング(株)との経営統合を含めて、効率的にターミナル業務を運営するための経営組織体制を検討する。									
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
		経営組織体制変更実施	H17	常勤取締役を削減し、代表取締役を長崎空港ビルディング(株)の役員等が兼任とする。	→					H16年6月に開催された株主総会及び取締役会において組織体制の変更を実施済み
	運営方法(経営改革等)の改革	組織体制の見直し	H16	常勤役員と職員数の削減	→					常勤役員を4名から3名へ、職員数を5名から4名へ削減した。
		取扱貨物量増加対策	H16	保税転送(税関長の許可を受け、保税地域や税関官署などの間を外国貨物のまま運送する)貨物の増加を目指した新たな輸出ルートの開拓	→					左記ルートによる輸出を通年で実施し、さらなる取扱量の増を図る。
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	常勤役員は4名から3名に削減されており、代表取締役を長崎空港ビルディング(株)の役員等とすることで、平成16年度に目標を達成している。									
	これからの課題等									
増収対策として新規テナントの入居、保税転送貨物の増加等が必要である。										



県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)長崎県国際交流協会		所管課		地域振興部 国際課		
見直し方針		自立化に向けた取り組み						
見直し計画		当財団と県内の関係団体との役割分担を明確にし、事業の推進に当たっては、事業効果等を充分考慮した事業運営に努め、自主財源の確保については、収益事業の拡大、受益者負担の強化や賛助会員の増加を図るための会員特権の拡充を図る。						
見直し項目	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
				15年度	16年度	17年度	18年度	
見直し事項	事業の見直し、団体との調整検討	H17	・市町村協会と交流団体等の役割の分担について ・各種イベントの実行委員会方式へ					・市町村合併の最終に合せ、既存団体等との役割分担について協議し、連携を求める。 ・今後も拡充を図る。
	自立化に向けた取り組み	H17	資金運用基準を設定し効率的な運用を実施					資産の適正かつ効率的な運用を行い収入の確保に努力する。 H15は1.329% H16は1.737%へ運用率を増やした。
見直し事項	収益事業の拡大(語学講座の拡充)	H15	公益サービス向上のための語学講座を実施。					対H15の受託費45%の増、実施クラスは3クラス増。今後とも拡充を図る。
	受託事業費の算定見直し	H17	実態に合わせて算定の見直しを検討。					一部受託事業の整理を行った。(海外技術研修員受入事業)今後事務の簡素化も含め検討する。
	会員の特権(メリット)の拡充	H17	会員に協会が主催する講座の優待料金を設定し、会員の増を図った。					今後とも拡充を図る。
	事業実施に伴う受益者負担の導入	H17	情報誌等の広告掲載・イベント参加者の一部を実施。					今後とも協力要請を図る。
	事業経費の削減(移転に伴う事務費の縮減)	H17	事務所移転に伴い使用料の節減・新事務所の活用。					H17.3に事務所を移転。事業実施時の事務所使用料の削減を行った。
特記事項								
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について							
	資産運用や収益事業による収入の増加など自主財源の確保を図った結果、県からの財政的な援助も減少するなどの成果があった。							
	これからの課題等							
事業実施の際の受益者負担の導入や既存交流団体との役割分担などを進め、自立化に向けた取組を推進していく必要がある。								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎平和推進協会			所管課	地域振興部 国際課				
見直し方針	運営方法についての改革(経営改善等)								
見直し計画	協会の会員数について、自己収入の確保という観点からも、会員増を図る必要がある。また、協会事務局のプロパー職員(2名)については、高齢化しており、組織の新陳代謝を図るとともに、事業の活性化を図る必要がある。さらに、収益事業については、原爆関連の書籍のみならず、パッチ、Tシャツ、タオル等の商品の充実を図る必要がある。								
見直し事項	団体(事業)そのものあり方 運営方法(経営改革等)の改革	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		収入確保(協会会員数の増)	H17	役員の職場及び市職員への働きかけを行った結果、1537名(H18.3月末現在)と増加した					会員数については、着実に増加している。(H17.3月末時点1,154名) 今後も、引き続き加入促進を図っていく
		人員の見直し(プロパー職員の採用)	H18	職員退職時期にあわせて検討する。					平成18年度末が退職時期であるため。
		収益事業の拡大(取扱品目の増)	H17	平和関連図書及びCDの種類増加及び、ストラップ(1種類)、キーホルダー(1種類)、絵はがき(4種類)のグッズを増やし収益の増につとめている。					収益事業については、取り扱い品目を増やしているため、目標達成は出来ている。しかしながら、収益事業の拡大について、引き続き検討していく
特記事項	特に無し								
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	会員の増による収入の増加や収益事業の拡大などについて、一定の成果があった。								
	これからの課題等								
	人員の見直しや、会員数の増加などによる自己収入の確保について引き続き取り組んでいく必要がある。								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財) 長崎県食鳥肉衛生協会		所管課	県民生活環境部 生活衛生課																											
見直し方針		大幅改革と自立化に向けた取り組み																														
見直し計画		現在の状況で考えられる限界の経費節減を行っているところであるが、検査羽数の増減等も考慮して今後も引き続きさらに効率的な経費節減に努めるとともに、手数料の改定の検討を行う。																														
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明																							
					15年度	16年度	17年度	18年度																								
	運営方法(経営改革等)の改革	経費節減(旅費交通費)	H15	平成15年9月より、県の「職員の旅費に関する条例の運用方針」を適用		→			規則に則って運用しており、平成16年度は対15年実績と比較しても旅費の節減になっている。																							
	経費節減(消耗品費)	H16	消耗品の管理方法の見直しを図った		→			在庫を持たないような効率的な購入方法に変えた。																								
	検査手数料の改定	H17	自己収入比率の増加による県財政負担率の減少を目的として、県の条例による食鳥検査手数料の改定(増額)の検討。				→	現在、養鶏農家は比較的価格の安い輸入鶏肉の増加や国内での高病原性鳥インフルエンザの発生により、厳しい経営状況となっている。 そのような状況の中で手数料の増額を行うことは困難とも思われたが、県として手数料値上げのための手続きを近隣各自治体とともに着手した。結果は、現在の経済状況等のため近隣各自治体とも実際の値上げはできなかった。																								
特記事項																																
所管課評価欄		<p>これまでの見直し計画の取り組みと成果について</p> <p>旅費や消耗品の管理方法の見直しなど様々な経営努力を行い経費節減に努め、県財政負担率も以下のとおり減少してきている。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>総収入</td> <td>(内県費補助金)</td> <td>県財政負担率</td> </tr> <tr> <td>H13年度</td> <td>44,092,000円</td> <td>(16,446,749円)</td> <td>37.3%</td> </tr> <tr> <td>H14年度</td> <td>42,601,000円</td> <td>(11,215,111円)</td> <td>26.3%</td> </tr> <tr> <td>H15年度</td> <td>46,046,431円</td> <td>(12,981,328円)</td> <td>28.1%</td> </tr> <tr> <td>H16年度</td> <td>45,797,647円</td> <td>(11,308,000円)</td> <td>24.7%</td> </tr> <tr> <td>H17年度</td> <td>45,799,725円</td> <td>( 7,340,115円)</td> <td>16.0%</td> </tr> </table> <p>これからの課題等</p> <p>本協会の見直し方針が「大幅改革と自立化に向けた取り組み」となっているため、様々な角度から抜本的改革の方法を模索した。まず、民間の活用については、国の定める法律「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の第15条で「食鳥検査は都道府県知事が行うこと」とされ、同法第21条により「都道府県知事は、厚生労働大臣の指定する者(指定検査機関)に、食鳥検査の全部又は一部を行わせることができる。」とされており、民間等他の機関で行うことは法的な指定の基準によって制限があり、不可能である。次に、食肉衛生検査所に勤務する県職員の併任発令について検討を行ったが、現在も食肉衛生検査所に勤務する獣医師は欠員状態が続いており、人力的な確保が困難であること。また、仮に必要な数の獣医師が確保されたとしても、現在の状況(県OB獣医師で行う場合)以上の人的経費が生じてしまうことなどにより、改革につながらない。</p> <p>そこで、残る方法として、県で定める食鳥検査手数料の改定(増額)の検討を行った。食鳥肉の検査手数料については、福岡県を除き九州各県同額であるが、長崎県と同様に県出資団体で検査を行っている佐賀県と連携して手数料改定に着手したものの、手数料値上げ分の流通価格への付加は他県食鳥肉との取引き価格競争において不利であり、新たな事業者負担の増は経営を圧迫するとして業界の強い反発があり、今回は両県とも見送ることとした。</p> <p>以上により、協会の運営については、今後も引き続き効率的執行に努めることとする。</p>								総収入	(内県費補助金)	県財政負担率	H13年度	44,092,000円	(16,446,749円)	37.3%	H14年度	42,601,000円	(11,215,111円)	26.3%	H15年度	46,046,431円	(12,981,328円)	28.1%	H16年度	45,797,647円	(11,308,000円)	24.7%	H17年度	45,799,725円	( 7,340,115円)	16.0%
	総収入	(内県費補助金)	県財政負担率																													
H13年度	44,092,000円	(16,446,749円)	37.3%																													
H14年度	42,601,000円	(11,215,111円)	26.3%																													
H15年度	46,046,431円	(12,981,328円)	28.1%																													
H16年度	45,797,647円	(11,308,000円)	24.7%																													
H17年度	45,799,725円	( 7,340,115円)	16.0%																													

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎県浄化槽協会		所管課	県民生活環境部 廃棄物・リサイクル対策課					
見直し方針	運営方法についての改革(経営改善)								
見直し計画	規制緩和の流れの中で、民間参入を視野に入れた経営計画又は経営の見直し・改善をはかっていく。								
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
	運営方法(経営改革等)の改革	中長期経営計画の策定	H16	「運営見直し検討委員会」の検討結果に基づき、中長期経営計画を含む改革案を理事会に諮り決定された。併せて「経営収支5ヶ年計画」を策定した。	→				H16年度より経営計画に沿った運営に着手。現在まで計画どおり実施中。
		民間企業的な事業運営を目指した検討を行う。	H16	経営コンサルタントの助言を受け、経営面における収益性、生産性などの事業活動等を分析し、総合的な評価を行うとともに、組織改正による効率的な検査体制の整備を行った。	→				効率的、計画的な検査体制の整備により、前年度以上の検査料収入が確保された。
		検査内容の見直し(BOD検査の実施と外部委託を含めた体制の検討)	H16	H16年度理事会に諮り、BOD検査による効率化検査の導入が決定された。分析室、分析機器の準備、他県での実地研修、テスト稼働等BOD検査導入準備が完了した。	→				H17年度より本格稼働し、現在まで順調に推移している。
		検査内容の見直しに併せて適正な検査料金を検討	H16	過去25年間の検査料金と検査経費の実績及び他県との比較等をもとに、適正な検査料金の算定を行った。	→				算定の結果、現行検査料金とほぼ同額であるため、当面は現行料金を維持する方針であるが、今後効率化検査導入後の実績に応じて再検討を行うものとする。
		検査率向上に向けた適正な人員の配置と給与の見直し	H16	BOD検査を入れた効率化検査(現場検査項目の削減等)の導入により、現有人員での検査体制を整備し、検査基数、検査率の目標を設定し、検査率の向上を検討。	→				中長期の検査計画の中で各年度の検査目標を設定。H17年度は検査基数44,000基、検査率75%を目標として実施中(H17年度実績44,136基で目標達成)。H18年度以降は検査率80%を目指す。
	特記事項								
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	現時点において各項目とも順調に推移している。								
	これからの課題等								
検査率の向上を図るため更に効率的な検査体制を整備するとともに、年間約3,200基の新設に対応できる適正な人員配置の検討が必要である。									

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎県国民年金福祉協会		所管課	福祉保健部 福祉保健課						
見直し方針	県の関与の縮小									
見直し計画	県福祉保健部長が役員(副理事長)に就任し、協会及び施設の運営に関与しているが、県の運営に対する関与を縮小するため、役員を退任させる。 県の出資割合を相対的に低下させる。									
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
		社会保険事務局等関係機関との協議	H15	県の関与をなくす方法等について協議を行ってきた。		→				県の関与を廃止することについて、関係機関にも了承していただいた。
		理事会への提案	H16	平成15年5月26日 理事会において、寄附行為の変更(理事の職指定を削除)を議決		→				県福祉保健部長の役員退任、県の関与の廃止、について承認していただいた。
		寄附行為の変更申請、許可	H16	平成15年9月4日 寄附行為の変更承認 平成16年3月31日 福祉保健部長理事退任		→				平成15年9月、変更申請認可
		福祉保健部長の役員(副理事長)退任	H16	平成15年度理事会で了承された		→				平成15年度末で県福祉保健部長は役員から退任。
	基本財産の増資	H16	当初は基本財産の増資によって県の関与を薄める方向で検討していたが、県の出資を無くすことによって関与を全面的に廃止した。		→				平成17年3月28日、県の関与廃止。	
		県の関与をなくす方法を検討	H18							
	運営方法(経営改革等)についての改革									
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	平成12年4月1日に地方分権一括法等に基づき、それまで機関委任事務だった国民年金事業が国の直接事務になったことに伴い、財団の運営についても県が関与する必要性がなくなったため、平成17年度をもって財団に対する関与を廃止した。									
	これからの課題等									

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎県医学振興基金		所管課	福祉保健部 医療政策課					
見直し方針	事業自体の廃止(解散)								
見直し計画	事業財源としては、基本財産の運用益のみで、低金利のため運用益が減少しており、事業の実施が厳しい。このため、基金のあり方を検討する必要がある。								
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		基金の解散について検討	H15	平成16年1月13日に理事会及び評議員会を開催し、財団解散のため寄附行為の一部変更案を可決。文部科学省へ申請し、平成16年6月16日付けで認可された。6月30日に理事会及び評議員会において解散を決議。 平成16年9月9日付けで解散および残余財産処分許可について文部科学省へ申請した。					平成16年10月18日付けで解散及び残余財産の処分について、文部科学省の許可があり、10月22日に解散した。
	運営方法(経営改革等)についての改革								
特記事項	残余財産の処分については、公益法人である(財)鐘韻人間科学振興基金に寄附した。								
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	当財団は、財産運用益のみでは十分な事業の実施をすることができず、また、これまで一定の成果を果たし当初の設立目的も達成され、県が団体に関与する必要性もないことから、平成16年10月22日に解散した。								
	これからの課題等								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎県腎臓バンク		所管課	福祉保健部 国保・健康増進課						
見直し方針	他の機関へ統合又は移管(関連団体との統合又は移管)									
見直し計画	効率的な管理運営と効果的な事業展開を行うため、平成18年4月を目途に、総合保健センター、救急医療財団との事業統合を検討する。									
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
		両団体と見直しについて検討	H15	関係団体見直し検討委員会を設置し、今後の方向性、スケジュール等を検討した。	→					検討委員会を4回開催し、各団体の理事会に検討内容について報告した。
		両団体と具体的な事業再構築の検討	H16	3団体統合推進委員会及び連絡会議を設置し、事業の検討、組織体制の見直し、財政基盤強化等について、協議を行った。	→					統合に関する具体的協議を行い、各団体の理事会に統合内容について承認を得た。
		両団体と組織体制、財政基盤強化の検討	H16	同上	→					同上
	新たな組織体制に向けての事務手続き	H17	関係団体の理事会において、統合に関する検討内容を報告し、承認を得る。			→			同上	
	新たな組織体制の確立(H18.4)	H18	平成17年6月30日解散し、7月1日統合する予定。			→			3団体の統合を行い、今後、新たな組織づくりを行っていく。	
	運営方法(経営改革等)の改革	中長期計画の策定	H16	統合後の組織で作成予定	→					3団体が統合するため、中長期計画の策定は統合後の組織で策定予定。
		事業評価制度の導入と事業手法の見直し	H17	統合後の組織で検討予定			→			3団体が統合するため、事業評価制度の導入と事業手法の見直しについては、統合後の組織で検討予定。
		新しい事業展開の開発	H18	統合後の組織で検討予定				→		3団体が統合するため、新しい事業展開については、統合後の組織で検討予定。
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	平成17年7月1日から(財)長崎県総合保健センターとして新組織体制で運営を行っている。なお、平成18年4月1日から「(財)長崎県健康事業団」に改称予定。									
	これからの課題等									
<p>今後は3団体が統合した(財)長崎県総合保健センターとして、より効率的な管理運営と効果的な事業展開を行っていかねばならない。</p>										

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎県救急医療財団		所管課	福祉保健部 医療政策課						
見直し方針	他の機関へ統合又は移管									
見直し計画	体制の強化を図り、事業の効率的な実施を図るため、平成17年7月1日に(財)長崎県総合保健センター、(財)長崎県腎臓バンクと統合する。									
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗率についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
		団体の見直し体制の発足	H15	3団体の理事等で構成する見直し検討委員会を発足し、4回開催して、事業再構築、組織体制、財政基盤強化についての協議を行った。	→					
	見直し検討委員会の開催	H16	統合後の組織体制、法人名称変更等について協議し、平成17年7月に統合することを決定。	→					平成17年7月1日に3団体が統合することについて、各理事会において承認され、協定を行った。	
	当財団の解散及び3団体統合	H17	平成17年6月30日解散し、長崎県総合保健センター、長崎県腎臓バンクと統合。	→					平成17年度に県出資団体見直し計画における取り組みは完了した。	
	運営方法(経営改革等)の改革	救急医療情報システムの再構築	H16	広域災害・救急医療情報システムに替わる新しいシステムを検討し、開発を行った。	→					低コストで拡張性の高いシステムを運用できる環境を整えることができた。
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	平成17年7月1日から(財)長崎県総合保健センターとして新組織体制で運営を行っている。なお、平成18年4月1日から「(財)長崎県健康事業団」に改称予定。									
	これからの課題等									
今後、効果的な事業及び円滑な運営を行うための努力が必要である。										



県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)長崎県すこやか長寿財団		所管課	福祉保健部 長寿社会課					
見直し方針		役割の見直しと事業の再編								
見直し計画		<p>・財団の事業については、他団体の事業と類似する事業もあり、当該事業の見直しや他団体との役割分担を検討する必要がある。</p> <p>・自主財源の確保を図るとともに、執行体制の強化や一層の事務効率化により、自主事業の実施等、より自立した運営を図る必要がある。</p> <p>・効率的に事業を実施するために、事業内容を見直し、地域で実施することが効果的な事業は市町村（社会福祉協議会）に移行化を図る。</p> <p>・市町村（社会福祉協議会）等での取り組みを支援するため、執行体制の強化とともに、地域指導者の人材育成等に役割を特化していく。</p> <p>・NPOや民間関係団体等との幅広い関係を樹立し、相互支援体制等を整備していく。</p> <p>(1)効率的な経営とコーポレートガバナンス（経営統治）の強化</p> <p>(2)事業評価の実施と経営計画の策定</p> <p>(3)組織・人員・給与の見直し</p> <p>(4)収支構造の改善</p> <p>(5)資金運用の効率性の向上とリスク管理</p>								
見直し事項	団体（事業）そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
						15年度	16年度	17年度		18年度
		事業効率化の検討 ・県事業の見直し、市町村の役割分担と市町村事業の支援	H16	高齢者総合相談センター事業中、市町村へ出向いて実施していた移動法律相談を廃止市町村相談関係機関等に対し、相談関係業務について研修を実施するとともにこれまで蓄積された相談事例を編集刊行、事例集として配布し便宜に供する。 春と秋に開催していたスポーツ大会を統合し、文化面のイベントを併せて「長崎県ねんりんピック」を開催した。						15年度より移動相談を廃止  16年度より市町村、社会福祉協議会等、相談機関職員との連絡会議・研修を実施。 （3回開催） 相談事例集作成・配布 （1,000部）  16年度から開催。 15スポーツ競技、将棋、囲碁、生きがい作品展を開催
		センター制を廃止し、課制に統合再編	H15	平成15年4月、介護実習・普及センターと高齢者総合相談センターを統合再編、「相談介護課」とした。					15年度管理職員を一般職員へ切替。 16年度一般職員1名を臨時嘱託員へ切替	
NPO等関係団体との業務提携等の検討	H17	各事業毎に関係団体等との連携を図っていく。					平成16年度実施 ・スポーツ大会等におけるすこやか長寿大学ボランティアグループの協力 ・福祉用具プランナー研修会における福祉用具協会長崎県ブロックの協力 ・（社）呆け老人を抱える家族の会長長崎支部の活動支援 ・痴呆介護指導者養成研修修了者のネットワーク化と研修会の企画・立案への参画 ・健康生きがいづくり長崎県協議会の設立支援と連携  新事業については、今後も関係団体との連携を図っていく。			

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)長崎県すこやか長寿財団		所管課	福祉保健部 長寿社会課				
見直し事項	運営方法(経営改革等)についての改革	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		(1) 効率的な経営とコーポレートガバナンス(経営統治)の強化	H15	平成15年4月から各種委員会の廃止(その役割を評議員会が行うこととした)民間から理事長選任(15年4月理事会)理事会・評議員会の構成団体の見直しを実施	→				廃止した委員会数 4委員会
		(2) 事業評価制度の実施と経営計画の策定	H17	事業評価制度自己評価制度の導入について検討中 経営計画 県の補助金等収入が13年度で92.7%、見直しに入った15年度以降は84~85%台で推移している。 一方、自主財源は会費収入及び受益者負担金のみであり、率で13%~16%を占めている。このことから、県委託金等の動向が財団収支及び経営計画を大きく左右することとなり、経営計画の策定は県の委託計画に大きく左右されることから自主的な経営計画策定は困難な状況です。			→		事業評価制度の実施 平成18年度から導入  経営計画(17年度中)自主財源の確保を図るとともに、4~5年を見通した中期の経営計画策定について、県本庁及び理事会と協議をし、策定した。
		(3) 組織・人員・給与の見直し	H16	民間経験者の登用(16・17年度) 民間出身短期雇用職員の退職金の廃止(15年度末) 平成16年4月 給与見直し削減	→				16年度2名嘱託 17年度3名正式雇用
		(4) 収支構造の改善	H15	受益者負担の拡大 ・スポーツ大会の旅費負担の見直し ・全国ねりんピック記念乗車証の受益者負担導入 ・県ねりんピックへの参加料の徴収 ・各種研修会、すこやか長寿大学校受講料引き上げ実施  会員制度の充実等による自己財源の確保			→		受益者負担の拡大については15年度から行ってきた。見直し計画は達成したが、今後も更なる見直しを図っていく。  会員制度の充実については、様々な呼び掛け等を行っているが、現実には増加に結びつかない。逆に市町村合併により会員数・会費収入が減少している現状である。今後も、会員の加入促進を図っていく。
		(5) 資金運用の効率性の向上とリスク管理	H16	16年4月資産運用規定整備・効率性の向上と適正な運用に努める。	→				国債を購入。14年度(定期預金利子)との比較で16年度は434千円増
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	計画に沿って業務改善、経営改善の取組みがなされており、ほぼ、計画どおりの見直しが達成された。								
	これからの課題等								
今後は、更に効率的な運営を目指し、新たな見直しを検討していく必要がある。特に受益者負担や自己財源確保については、大きな課題である。									

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(社福)長崎県社会福祉事業団		所管課	福祉保健部 児童家庭課						
見直し方針	経営健全化及び施設のあり方検討									
見直し計画	経費節減を図り、経営健全化を推進するとともに、当該施設のあり方について検討を進め、早急に結論を得る。									
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
		施設のあり方についての検討	H15	福祉保健審議会での検討	→					H16.2 審議会より「県立福祉施設のあり方に関する報告書」が知事に提出された。(報告書の内容)県立施設である積極的理由・必然性に乏しいため、両施設とも民間移譲すべきである。
			H16	民間移譲について検討 移譲先について検討		→				H16.6 民間移譲を決定 H16.11 移譲先については、現在運営を委託している社会福祉法人長崎県社会福祉事業団に移譲することとし検討することを決定。
		H16	民営化に向けての体制整備		→			移譲後の運営計画書の提出・審査		
		H17	民営化に向けての体制整備			→		役員からの県職員撤退。 基本財産に対する県出資金を0にする。 移譲方法についての検討(土地の無償貸付・建物の無償譲渡)		
	運営方法(経営改革等)の改革	福祉サービスの向上(第三者評価制度の導入)	H17	第三者評価機関の認証要綱及び評価基準の策定			→		H17.11 第三者評価機関の認証要綱及び評価基準決定 H18.1.30 - H18.2.10 評価機関の募集 H18.3 評価機関の認証 H18.4 ~ 第三者評価制度導入について検討	
		コスト削減	H18	退職職員の不補充、臨時職員化			→		既に退職職員の不補充を行っており、欠員について、臨時職員により対応している。 ただし、現在の雇用状態では、職務と給与の位置づけが曖昧なため、移譲時期に合わせ給与体系の見直しを行い、職員の身分の一元化を図ることとしている。	
		業務のマニュアル化	H18	児童の健全育成を第一に配慮しマニュアルの作成を行う。			→		マニュアルを作成するためのチームを組織し、定期的に集まり内容を検討している。	
		定款及び規程等の整備	H17	県が出資し設立した団体であり、移譲に伴い定款等の変更を行う。			→		H18.1 第91回理事会において定款及び規則等の改正について議決。 H18.3 定款変更認可(17児家第132号)	
	理事長及び役員等の改選	H17	他の民間施設と同様に取り扱うため、県の役職を廃止し、理事長をはじめとする役員を改選を行う。選任するにあたり、施設経営のノウハウを有し、責任感のある人材を登用する。			→		H18.1 第91回理事会において役員改選について議決。県の役職の理事長就任についてはH18.3月末で廃止。但し、児童福祉施設としての健全な経営を指導するため当面の間児童家庭課長が理事として就任する。		
	運営計画書の推進	H18	平成18年度以後の施設運営について検討するため職員代表者からなるプロジェクトチームを組織し運営計画書(案)を作成、理事会の承認を得て、県に報告された。			→		作成された計画書については、入所児童数の増減の将来予測が不可能であること、これに伴い収支も変動することから、詳細な計画を作成することは困難である。状況に応じた見直しを行う。		
特記事項										
所管課 評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	退職職員の不補充、臨時職員化によるコスト削減など経営の健全化に努めている。また、県立光と緑の園向陽寮及び乳児院については、県立施設を廃止し平成18年4月1日付で当該事業団に移譲することが決定している。									
	これからの課題等									
第三者評価制度の導入など児童福祉施設としての経営の健全化を図る。										

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(社福)長崎県障害者福祉事業団		所管課		福祉保健部 障害福祉課			
見直し方針		経営健全化及び県立コロニーのあり方検討							
見直し計画		措置費・支援費収入だけでは運営が成り立たず県から補助を行っているため、引き続き経営健全化策を実施するとともに、今後の運営のあり方について検討を行う。							
	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
				15年度	16年度	17年度	18年度		
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	H15	福祉保健審議会において、施設の今後のあり方について検討が行われた。	→				福祉保健審議会から意見書が提出された。	
		H16	福祉保健審議会からの意見を参考にするとともに、パブリックコメントや利用者との意見交換会等を実施し、施設のあり方を検討した。		→			県の方針を決定した。	
		H17	(社福)長崎県障害者福祉事業団への移譲に向けて諸準備を進めた。			→		移譲の手続きを完了した。	
	運営方法(経営改革等)の改革	H16	経営健全化策に取り組んでいる。				→	平成11年度から引き続き実施中。	
		H17	新たな経営健全化策に取り組んでいる。				→	給与カットを実施中	
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	平成18年4月1日に、施設を現在運営を委託している(社福)長崎県障害者福祉事業団へ移譲。								
	これからの課題等								
(社福)長崎県障害者福祉事業団における自主的な運営									

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)長崎中高年齢労働者福祉センター		所管課	商工労働部 雇用労政課				
見直し方針		県の関与の縮小							
見直し計画		国の特殊法人整理に伴う勤労者福祉施設の譲渡・廃止により受託施設の取り壊しが検討されているため、事業の見直しが課題となっている。							
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		施設の廃止	H15	平成15年3月31日、雇用能力開発機構は施設(サンライフ佐世保)の用途を廃止し、運営委託契約を解除した。	→				
	団体及び事業のあり方	H16	財団は施設(サンライフ佐世保)管理運営受託を主な事業としていたため、平成16年度理事会で解散を決議。	→					財団は平成17年1月末で解散した。
	事業対象者(中高年齢労働者)の見直し	H16	平成16年度で財団は解散した。	→					
	運営方法(経営改革等)の改革								
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	雇用・能力開発機構が独立行政法人へ移行することに伴う施設の見直しにより、施設は用途廃止後取り壊され、当該施設の管理運営を主な事業としていた財団は解散した。								
	これからの課題等								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎勤労総合福祉センター			所管課	商工労働部 雇用労政課				
見直し方針	解散又は県の関与の縮小								
見直し計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>一層の効率的な運営により健全経営を維持する必要がある。</li> <li>施設が長崎市へ譲渡されたのに伴い、勤労者並びに広く一般市民の宿泊・研修施設として運営していくためには、運営主体として現在の財団が適当か検討する必要がある。</li> </ul>								
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		施設の用途廃止及び運営委託契約解除	H15	・15年5月31日勤労者福祉施設としての用途廃止及び運営委託契約解除(雇用・能力開発機構 長崎市)	→				
		新運営主体の検討	H16	・17年2月～3月にかけて施設を民間事業者へ貸し付けるため公募を行い、4月21日に借り受け企業が決定した。 ・10月からは借り受け企業が運営を行い、財団は12月末に解散を予定している。			→		平成17年2月14日財団法人長崎勤労総合福祉センターの臨時理事会において、解散を決議し、17年12月末に解散した。
		運営方法(経営改革等)の改革							
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	勤労者総合福祉施設(式見ハイツ)の運営を民間企業に移行し、当財団は平成17年12月末に当初の方針どおり解散。								
	これからの課題等								
	なし								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎県勤労者福祉事業団			所管課	商工労働部 雇用労政課						
見直し方針	県の関与の縮小(一部事業移管)										
見直し計画	・雇用・能力開発機構所有の勤労者福祉施設(いこいの村長崎)について、15年10月30日高来町に譲渡される予定であるが、新たな運営主体が設立されるまでの間、暫定的に高来町から当財団が運営を受託する。 ・高来町に譲渡されることに伴い、当財団が行っている施設の管理運営業務を高来町に移管する。										
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明		
					15年度	16年度	17年度	18年度			
			「いこいの村長崎」の管理運営業務移管	H15	・15年10月施設譲渡(雇用・能力開発機構 高来町) ・16年3月末、事業団におけるいこいの村長崎管理運営事業廃止	→					15年度末で「いこいの村長崎」の管理運営事業移管は終了
			「勤労福祉会館」受託管理運営事業の移管	H17	指定管理者制度により17年7月～8月にかけて公募により募集を行い、指定管理者を決定した。			→			17年6月議会で設置管理条例を改正し、18年度から指定管理者により管理運営事業を行うこととしている。
特記事項											
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について										
	「いこいの村長崎」と「勤労福祉会館」の管理運営事業の移管による県の関与縮小。										
	これからの課題等										
当財団の2つの主な事業を移管したことに伴い、これからの財団自体の必要性についても検討していく必要がある。											

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	長崎県信用保証協会		所管課	商工労働部 商工金融課					
見直し方針	運営方法についての改革(経営改善等)								
見直し計画	経済環境の悪化により、中小企業等の経営環境は一層厳しく、また、協会経営環境も厳しくなっているが、いついかなる場合であっても保証協会の使命である中小企業者等の金融の円滑化を図るため、弾力的かつ適正な保証の推進の他、期中管理の充実、求償権回収の強化を図る等、業務を積極的に推進していく。								
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		求償権担保管理システムの開発・導入	H16	代位弁済を実行した案件の物的担保を適正に管理する					H16年度に九州での統一化計画が浮上したため、当初計画は凍結し、福岡、鹿児島を除く6協会での共同化を別途計画している。H19.5月運用開始予定。
		審査支援システムの見直し	H17	中小企業者各種経営指標を指数化し、採点することで客観的でより適正な審査をおこなうとともに審査時間の短縮を図る					H15.12開発済み
		リスク情報データベースシステム(CRD)の活用	H17	CRDを利用した金融機関との提携保証を創設し、保証利用の拡大を図る					H15.12開発済み H16.4提携保証(長崎パワーアップ資金)創設 H16.4~H18.3 保証承諾(見込)445億円 保証残高(見込)280億円
		保証審査運用基準の改正	H15	保証審査を行う上での事務手続き等を定めたもので、不動産の時点評価を5年毎から3年毎に短縮するとともに、連帯保証人の保証終期時の満年齢70歳までという年齢制限を削除した					H15.6改正済み
		調整事務マニュアルの改正	H15	条件変更、担保の保全、延滞債権及び事故債権の管理事務についての手順、根拠等を整理したもので、民事再生法施行に併せた変更、特定社債保証制度、売掛債権担保融資保証制度に係る調整事務を追加					H16.3改正済み
	余裕資金の運用要領の見直し	H15	余裕資金の運用対象のうち、その他を国債、政府保証債、地方債、社債と具体的に明記し、有価証券による運用益の増大を図る					H15.5改正済み H16.3末有価証券保有額 5,501百万円、運用益32百万円 H17.3末有価証券保有額 11,052百万円、運用益91百万円 H18.3末有価証券保有額 12,147百万円、運用益134百万円	
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	ほとんどの計画が達成されている。特にリスク情報データベースシステムを活用したパワーアップ資金の創設は迅速な審査による無担保・第三者保証人なしの保証の拡大に寄与した。求償権担保管理システムについては平成19年度稼働予定で開発中。								
	これからの課題等								
本県中小企業を取り巻く環境は依然として厳しく、資金需要が活発でないなかで、民間金融機関が損害保険会社等と提携したプロパー融資を拡大していることなどから、新規保証承諾並びに保証債務残高は急速に減少し、一方、代位弁済は高水準で推移している。現在、中小企業政策審議会基本政策部会の「信用補充制度のあり方に関するとりまとめ」を受け、「リスク考慮型保証料体系」の導入、「不動産担保や保証人に過度に依存しない保証」の推進、「金融機関との適切な責任分担(部分保証)」など信用補充制度の抜本的な見直しが見込まれており、このような環境の変化に対応した業務運営、さらなる業務の合理化に努める必要がある。									



県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)長崎県産炭地域振興財団		所管課	商工労働部 商工労働政策課				
見直し方針		運営方法についての改革(経営改善等)							
見直し計画		収入の増加を図るため、基金の運用方法を検討する。							
見直し事項	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
				15年度	16年度	17年度	18年度		
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方								
見直し事項	運営方法(経営改善等)の改革								
		運用方法の検討	H16	資金の運用について、県から助言指導が得られるよう調整を行った。					平成17年7月1日より、会計課指導・資金管理班に配置された嘱託(証券会社OB)についても活用してきており、引き続き活用していく。
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	基金については、会計課指導・資金管理班に配置された嘱託の助言指導を得て、効果的な運用を行うことができた。								
	これからの課題等								
	基金の運用等については、引き続き、助言指導を行う。								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎県中小商業振興基金		所管課	商工労働部 商工金融課					
見直し方針	運営方法についての改革(経営改善等)								
見直し計画	低金利とペイオフで運用益が減少し、助成規模が減少している。(現在は定期預金による運用はなく、国債運用と決済用預金であるため、ペイオフの対象外である)								
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		運営方法(経営改善等)の改革	中心市街地活性化基金における事業評価制度の導入	H17	15年度事業実施分から評価の試行を実施し、16年度事業実施分は評価を本格実施した。また、3段階 4段階評価に変更するなど、評価調書も一部改善し、より細やかな評価を実施している。				
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	計画通りの実施ができており、助成事業実施後の効果、助成のあり方を検証する上で役立っている。								
	これからの課題等								
	特になし								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎県産業振興財団		所管課	商工労働部 産業振興課						
見直し方針	自立化に向けた取り組み									
見直し計画	<p>&lt;財団が実施している事業を以下の3つに整理&gt;          自主事業～財団独自で開発する事業(金融支援)          受託事業～財団で実施した方が効果があるため、県から受託している事業(企業誘致、ビジネスマッチング、ベンチャー支援)          補助事業～県から補助金や委託料をもらって、財団が管理している事業(研究開発支援)</p> <p>&lt;課題&gt;          経営基盤(ヒト・モノ・カネ)の強化 自立化に向けた運営の推進          、 の事業推進、強化 、 の必要な財源確保 ～ を実施する人材確保、育成</p>									
見直し事項	運営方法についての改革(経営改革等)	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
		15年度	16年度	17年度	18年度					
		<b>ヒト(組織、人事の決定)</b>								
		勤務評定、業績評価制度の導入	H16	組織目標・個人目標を明確にして、取り組みの成果を自己評価するなど、職員の志気向上のため導入。						16年度から実施。評価の公平性・公正性を確保し、結果を職員の次年度以降の処遇等に反映。
		職員の労働意欲を高める給与制度への見直し	H17	プロパー職員の県職員に準じた給与と制度を見直し、年功序列型から成果重視型に移行。						18年4月より実施。業績評価結果に応じて変動する新たな給与体系を構築。
		希望退職者募集制度の実施	H15	プロパー職員の新陳代謝を図るため、50才以上の職員を対象に15年度より実施。						15・16年度で、対象者6名中3名が制度を利用して退職。17年度も1名が早期退職。
		<b>モノ(事業の実施)</b>								
		「地場製造業の活性化」と「製造業の誘致」の重点実施	H17	製造業の雇用拡大を図るため、16・17年度の2年間で1千人の新規雇用創出を目標に設定。						16年度は製造業誘致で290人、マッチングの集中支援23社で92人の雇用増加。17年度も強力に推進。
		企業ニーズに沿った新たなビジネスモデルの開発	H17	財団独自の金融商品として、16年度に「工場増改築資金」、17年度から「小口設備資金」等の新メニュー実施。17年度貸付目標、1億9千万円。						16年度実績7千5百万円。引き続き、利用促進につながる営業活動を徹底して、17年度実績は1億5千万円。
		<b>カネ(財源の確保)</b>								
県からの受託事業費の確保	H17	国の三位一体改革に伴い、18年度より大幅な削減が見込まれる国庫補助金への対応。						国庫対象となっている財団の組織・事業を徹底して見直しのうえ、必要な事業費については、18年度県単独予算で確保。		
間接部門の人件費を支える仕組みの確立	H16	県からの受託事業を実施するにあたり、付随してくる間接コスト積算をルール化。						17年度より、総務担当部門の人件費の一部に充当(1千5百万円)。		
財団会員制度の見直し	H17	従来から2つあった会員制度を一本化。財団活動に賛同してくれる企業からの会費収入増を推進。						会員企業へのサービス(販路開拓)を強化、サービス内容に応じた大口会員を設定。		
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	国の三位一体改革に伴う国庫補助金の削減や、市町村合併の進行による会費収入の減、また財団の運営を支えてきた基金運用もこれまでのような収入は見込めず、今後財団を取り巻く経営環境は一層厳しくなっていく。そのような中で組織体制の見直しを進め、財源を確保し着実な事業の実施に努めてきた。									
	これからの課題等									
県内に雇用の場をつくることを使命とする財団の必要性は、ますます増していくと考えられ、そのためには今後とも経営基盤(ヒト・モノ・カネ)を強化し、自立化した運営を推進していくことが求められる。 特に財源確保については、自主財源(貸付収入・会費収入等)の拡大、必要な受託事業費の確保に努めていく必要がある。										

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	職業訓練法人 長崎能力開発センター		所管課	商工労働部 雇用労政課					
見直し方針	運営方法についての改革(経営改善等)								
見直し計画	費用の節約及び訓練果実の向上に努める								
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
	運営方法(経営改善等)の改革		・中長期計画(H16～20の5年間)の策定	H16	H16.8月策定の基本計画に基づき、費用の節約及び訓練果実の向上に努め、減価償却積立預金を増額した				・計画に沿って事業を実施した結果、就職先の開拓、関係機関との連携により障害者の就職率100%となる見込み。
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	基本計画に基づき、知的障害者の職業訓練を実施するとともに関係機関に対するセンターの広報・周知等に努めた結果、障害者の雇用情勢が厳しい中、17年度も就職率100%を達成できるみこみである。減価償却積立金も予定額の確保ができた。								
	これからの課題等								
	職業訓練・生活訓練の一層の充実と就業先の確保								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	西九州情報処理開発財団			所管課	商工労働部 職業能力開発課				
見直し方針	運営方法についての改革(経営改善等)								
見直し計画	訓練生の確保及び修了生の就職率向上により健全経営を目指す								
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
	運営方法(経営改善等)の改革	奨学金制度の創設	H16	H16年度より奨学奨励基金規定を作成し実施	→				H16年6月より実施
		資金運用規定の整備	H16	基金制度を作成し資金を運用	→				H16年度より実施
		中長期経営計画の策定	H17	現在素案を作成しており、内容等について検討中	→		×		H17年度に策定予定(18年4月の理事会で協議)
		積極的かつ効率的な広報活動	H15	各種メディアを通じて広告を積極的に実施するとともに高校訪問等を大幅に増加した。	→				H15年度より実施
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	訓練生の確保及び修了生の就職率向上により健全経営を目指すために訓練生募集と就職担当の非常勤講師を採用したり、奨学金制度を創設して対処した結果、7千5百万円の経営基盤基金を創設するなど経営は安定してきた。								
	これからの課題等								
少子化により訓練生の減少が予想されるので、訓練生のニーズに沿った訓練カリキュラムの編成、奨学金の活用等により類似の訓練機関との差別化を図り訓練生確保に今以上に努力していく。									

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(社)長崎県漁民年金貯金共済会		所管課	水産部 漁政課					
見直し方針	県の関与の縮小（財政的関与の廃止）								
見直し計画	漁業不振に伴い中途解約者が増加するとともに、低金利の影響を受け、給付財源が減少したことから、平成14年度より8ヶ年の経営健全化計画を策定し実践中であり、経営健全化の達成後に県の財政的関与を廃止する。								
見直し事項	団体（事業）そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成年度				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		経営健全化計画の実践・検証	H21	H14年度に経営健全化計画を策定し、制度改正による共済金支払い率の低減や会員組合からの分担金徴収に取組中。					新規加入者は計画を下回っているが、要支給額に対する積立金造成率は計画を上回っている。
		計画の進捗状況を踏まえた経営方針等の検討・調整	H21	H15年度総会において県の見直し方針を説明。現在は、経営健全化の着実な実行を優先。					事務レベルで県の関与廃止後の具体的な経営方針を検討中。
		運営方法（経営改革等）の改革							
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	積立金の造成は経営健全化計画を下回ったが、中途解約の増加により要支給額が減少となり、計画どおり平成21年度には健全化が達成される見込みである。								
	これからの課題等								
	経営健全化計画の着実な実行と県の関与廃止後における経営方針等の具体化								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	長崎県漁業信用基金協会			所管課	水産部 漁政課				
見直し方針	運営方法についての改革(経営改善等)								
見直し計画	・保証需要はやや減少傾向にあるが、漁業者のニーズを正確に把握し、金融機関との十分な協議の基に適切な保証業務を実施していく必要がある。 ・超低金利下では、基金運用にも制約があるが、安全性を念頭に置きながら可能な限り効率運用に努め協会運営財源の確保に努める必要がある。								
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		該当なし							
	運営方法(経営改善等)についての改革								
	第三次中期事業推進計画	H17	・保証ニーズ拡大の掘起しによる保証拡大、長期延滞の計画的な解消、管理経費削減等を目標とした平成13年度から平成17年度までの期間を対象とした「第三次中期事業推進計画」を策定し、平成13年度から実施している。					<p>・資金需要が落ち込む中、年間保証額、年度末保証残高とも計画を下回っているが、保証拡大・維持に努めた結果、保証残高は計画比77%を維持している。また、収支的にも平成13年度は欠損を計上したもののその後の3年間は、基金の効率運用、管理経費の節減により、収益を計上できている。</p> <p>・特に、管理経費のうち人件費については、常勤役員については役員報酬の削減、職員については平成11年度から実施しているベースアップ凍結に加え、調整手当等の見直しによる削減、賞与の削減、一部ベースダウンとなる給与表の改定の実施、さらに期間中に職員が退職した場合の不補充についても計画どおり実施している。</p>	
	次期中期事業計画策定	H17	・平成18年度から20年度を対象期間とした次期中期事業計画策定を予定している。					現在、第三次中期事業計画との実績との対比を行うなど、次期中期事業計画策定に向けて事務レベルでの作業を終え、平成18年5月の理事会に議案として上程する予定である。	
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	保証実績は減少しているものの、役員報酬及び職員給与の削減、退職者不補充により人件費の抑制を行う一方、預金から有価証券への資金運用のシフトを行い、平成14年度以降黒字決算を続けている。								
	これからの課題等								
水産業の低迷及び超低金利の長期化により経営環境は依然として厳しい状況にあるが、保証制度の周知を図り保証取扱の拡大に努めるとともに、融資取扱金融機関との連携を緊密にし新規延滞発生の抑制と既存延滞の早期解消、求償権の早期回収を図る必要がある。									

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)長崎県沿岸漁業振興基金		所管課	水産部 漁政課				
見直し方針		大幅な改革や自立的な運営							
見直し計画		基本財産造成の一時中断やそれに伴う事業内容の見直し							
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		基金造成の一部中断	H15	平成15年度の理事会において基金造成の一時中断を決議し実施した。	→				
	事業費の増額	H15	基金造成を一時中断し、事業費の増額を行った。	→					平成16年度、17年度においても継続。
	中長期事業計画の策定	H16	未策定		×	→			平成16年度中に中長期事業計画を策定することとしていたが、当初予定していた見直し事項である基金造成の中断、事業費の増額、事務的経費の見直しは予定どおり進んだため計画の策定を見送った。
	事務的経費の見直し	H15	平成14年度より正規職員の人件費の見直しを行った。	→					平成16年度より正規職員を廃止し県漁連職員が兼務している。
	運営方法(経営改革等)についての改革								
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	基本財産造成の一部中断やそれに伴う事業内容の見直しを行い運用益の範囲内で事業を実施してきたが、漁業用燃油高騰対策事業を緊急に実施するため基金を取り崩した。								
	これからの課題等								
		早急な金利情勢の好転も見込めず、また、漁連等関係団体の財政事情も厳しいため、早急な基本財産の積み戻しは困難であることから、より一層効果的な事業を実施していく必要がある。							



県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎県漁協合併推進基金			所管課	水産部 漁政課				
見直し方針	運営方法についての改革(経営改善等)								
見直し計画									
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		該当なし							
	運営方法(経営改善等)についての改革	該当なし		系統団体からの助成及び県補助金により運営を行っており、効率的活動に努めた。					引き続き効率的活動に努める。
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	これからの課題等								
	H18年度から系統団体助成金及び県補助金の減額が予定されているので、今後、なお一層の効率的活動が必要である。								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(株)長崎県漁業公社		所管課	水産部 資源管理課					
見直し方針	運営方法についての改革(経営改善等)								
見直し計画	堅実な経営のために経営改善中長期計画を作成し、計画的に経営管理や販売・マーケティング機能の強化を図る。								
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		該当なし							
	運営方法(経営改革等)の改革	中長期計画の策定(H17~H19)	H16	漁業公社の健全化に向けて事業運営の見直し及び改善策を検討。販売体制の強化、人件費の抑制・コスト削減等に取り組む。					平成16年6月の取締役会で承認。
		機構改革	H17	販売体制の強化のため販売課を新設し、併せて効率化を図るため生産部門の2課を統合する。					平成16年11月の取締役会で承認を受け、平成16年11月より実施。
		中長期計画の実施	H19	人件費の抑制・コスト削減のため、非常勤役員の無報酬化や外部専門家の指導を受け光熱費の削減等を実施。また、販売体制の強化のため販売課を新設した。					引き続き経営改善に取り組み、コスト削減や生産技術の向上を図る。
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	計画の策定、実施によりコスト削減等、一定の成果がみられるが、計画達成に向け更なる改善の必要がある。								
	これからの課題等								
	引き続きコスト削減や生産技術の向上及び防疫対策の強化等に取り組む、経営の安定化を目指す。								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)有明海水産振興基金			所管課	水産部 資源管理課				
見直し方針	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し								
見直し計画	基金事業については、金利情勢の改善の兆しが見えず、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルールを定め、基金の取り崩しを含めて活発な事業を展開する必要がある。								
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
	基金取り崩しによる事業実施	H17	計画的な放流事業を支援するため、基金取り崩しを行う。						繰越金の活用により、平成18年度までは取り崩しを行う必要がない見通し。
	基金助成率の上乗せ運用	H17	近年の沿岸漁業の低迷により、現行以上の漁業者負担の増大が困難であるなか、漁業者が求める放流事業の規模拡大のため、助成率の上乗せ運用を行う。						平成17年度理事会で助成率60%運用(従来40%)を決定
運営方法(経営改革等)についての改革	該当なし								
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	基金の果実により、放流事業に必要な事業費を確保している。併せて、放流事業の規模拡大のため、助成率の上乗せ運用により、活発な事業の展開を図っている。								
	これからの課題等								
長引く低金利情勢では十分な運用益が得られず、初期の放流規模の確保が困難な状況が続いており、また、漁業収入の減少により地元負担の新たな増加は難しいことから、基金の果実で事業費を確保できない場合は、基金の取り崩しを行い、放流事業に必要な事業費を確保する。また、助成率の上乗せ運用の実施により、放流事業の規模の拡大を図る。									

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)西彼海区栽培漁業推進基金		所管課	水産部 資源管理課			
見直し方針		基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し						
見直し計画		基金事業については、金利情勢の改善の兆しが見えず、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルールを定め、基金の取り崩しを含めて活発な事業を展開する必要がある。						
見直し事項	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
				15年度	16年度	17年度	18年度	
団体(事業)そのものあり方	基金取り崩しによる事業実施	H16	計画的な放流事業を支援するため、基金取り崩しを行う。					平成16年度理事会で基金取り崩しを決定。 取り崩し額:平成16年度 800万円 平成17年度1,200万円
	基金助成率の上乗せ運用	H16	近年の沿岸漁業の低迷により、現行以上の漁業者負担の増大が困難であるなか、漁業者が求める放流事業の規模拡大のため、助成率の上乗せ運用を行う。					平成16年度理事会で助成率60%運用(従来40%)を決定。
運営方法(経営改革等)の改革	該当なし							
特記事項								
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について							
	基金取り崩しにより、放流事業に必要な事業費を確保している。併せて、放流事業の規模拡大のため、助成率の上乗せ運用により、活発な事業の展開を図っている。							
	これからの課題等							
		長引く低金利情勢では十分な運用益が得られず、初期の放流規模の確保が困難な状況が続いており、また、漁業収入の減少により地元負担の新たな増加は難しいことから、基金の取り崩しを行い、放流事業に必要な事業費を確保する。また、助成率の上乗せ運用の実施により、さらなる放流事業の規模の拡大を図る。						

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)橘湾栽培漁業推進基金		所管課	水産部 資源管理課					
見直し方針	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し								
見直し計画	基金事業については、金利情勢の改善の兆しが見えず、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルールを定め、基金の取り崩しを含めて活発な事業を展開する必要がある。								
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
	基金取り崩しによる事業実施	H16	計画的な放流事業を支援するため、基金取り崩しを行う。						平成16年度理事会で基金取り崩しを決定。 取り崩し額:平成16年度400万円 平成17年度900万円
	基金助成率の上乗せ運用	H17	近年の沿岸漁業の低迷により、現行以上の漁業者負担の増大が困難であるなか、漁業者が求める放流事業の規模拡大のためには、助成率の上乗せ運用を行う。					平成17年度理事会で助成率60%運用(従来40%)を決定。	
	該当なし								
	運営方法(経営改革等)の改革								
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	基金取り崩しにより、放流事業に必要な事業費を確保している。併せて、放流事業の規模拡大のため、助成率の上乗せ運用により、活発な事業の展開を図っている。								
	これからの課題等								
長引く低金利情勢では十分な運用益が得られず、初期の放流規模の確保が困難な状況が続いており、また、漁業収入の減少により地元負担の新たな増加は難しいことから、基金の取り崩しを行い、放流事業に必要な事業費を確保する。また、助成率の上乗せ運用の実施により、さらなる放流事業の規模の拡大を図る。									

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財) 沓岐栽培漁業振興公社			所管課	水産部 資源管理課					
見直し方針	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し(県は基金造成中断、別途放流助成制度創設)									
見直し計画	低金利によって財産の運用益が十分見込めず、放流事業の展開が見込めないため、基金の造成を一時中断し、別途必要な事業量を確保する必要がある。									
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
			基金造成計画の見直し検討(造成の一時中断)	H15	基金造成を一時中断する。					平成15年度理事会で決定。
			地域栽培漁業推進基金支援事業の実施	H15	基金造成を一時中断した期間における沿岸性種苗の放流量を本事業により支援して、確保する。					平成15年度より県が実施。 県支援額:平成15年度350万円。 平成16年度720万円。 平成17年度700万円。
	運営方法(経営改革等)の改革									
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	事業計画に見合う運用益の確保は期待できないが、支援事業の活用により計画的な事業の拡大が期待できる。									
	これからの課題等									
近年の低水準の金利情勢を受け、基金造成を一時中断したことに伴い、当面は県は当振興公社に対して放流種苗の確保について地域栽培漁業推進基金支援事業で支援を行う。また、平成19年度まで当事業を実施するが、基金造成の再開、支援事業のあり方について検討する必要がある。										

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)五島栽培漁業振興公社		所管課	水産部 資源管理課					
見直し方針	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し(県は基金造成中断、別途放流助成制度創設)								
見直し計画	低金利によって財産の運用益が十分見込めず、放流事業の展開が見込めないため、基金の造成を一時中断し、別途必要な事業量を確保する必要がある。								
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		基金造成計画の見直し検討(造成の一時中断)	H15	基金造成を一時中断する。					平成15年度理事会で決定。
		地域栽培漁業推進基金支援事業の実施	H15	基金造成を一時中断した期間における沿岸性種苗の放流量を本事業により支援して、確保する。					平成15年度より県が実施。 県支援額:平成15年度 35万円。 平成16年度178.6万円。 平成17年度 163万円。
		運営方法(経営改革等)の改革							
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	事業計画に見合う運用益の確保は期待できないが、支援事業の活用により計画的な事業の拡大が期待できる。								
	これからの課題等								
近年の低水準の金利情勢を受け、基金造成を一時中断したことに伴い、当面は県は当振興公社に対して放流種苗の確保について地域栽培漁業推進基金支援事業で支援を行う。また、平成19年度まで当事業を実施するが、基金造成の再開、支援事業のあり方について検討する必要がある。									

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)対馬栽培漁業振興公社		所管課	水産部 資源管理課						
見直し方針	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し									
見直し計画	公に見直し協議会を設置し、基金全般にわたる事業のあり方を協議する。									
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
		事業見直し協議会設置	H15	平成15年7月の理事会で「事業の見直しを検討する場」を設置することを決議。						H18.2に構成員である県、市、各漁協に対し作業部会のメンバー選定(行政:担当課長、漁協:参事相当職)の依頼を行い、H18.3第1回作業部会を開催。今後、作業部会では、次回理事会(H18.7)に諮るための事業の見直しも含めた中長期計画(案)を作成する。
		運営方法(経営改革等)の改革								
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	県、市、漁協の事務担当者で構成する作業部会を設け、事業の見直しを含めた中長期計画(案)の作成に着手。									
	これからの課題等									
市・漁協との連携を深め、対馬地域栽培漁業推進基本計画に基づく、事業実施を検討していくと共に、平成17年度から始まった離島漁業再生交付金の有効活用による放流種苗の需要掘り起こしを行い、施設の有効利用、組織強化を図っていく必要がある。また、見直し検討委員会において、地域栽培推進基本計画の目標達成のためには、基金の取り崩し等も含めた事業展開の検討が必要である。										



県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)伊万里湾栽培漁業推進基金		所管課	水産部 資源管理課					
見直し方針	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し								
見直し計画	基金事業については、金利情勢の改善の兆しが見えず、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルールを定め、基金の取り崩しを含めて活発な事業を展開する必要がある。								
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		基金取り崩しによる事業実施	H15	計画的な放流事業を支援するため、基金取り崩しを行う。					平成15年度理事会で基金取り崩しを決定。 取り崩し額:平成15年度300万円 平成16年度300万円
		基金助成率の上乗せ運用	H18	近年の沿岸漁業の低迷により、現行以上の漁業者負担の増大が困難であるなか、漁業者が求める放流事業の規模拡大のためには、助成率の上乗せ運用の検討が必要。					今後、実施にむけ理事会等で検討を行う。
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	基金の取り崩しにより放流事業に必要な助成額を確保している。また、放流事業の規模拡大のために、助成率の上乗せ運用の検討を行っている。								
	これからの課題等								
近年の沿岸漁業の低迷により、現行以上の漁業者負担の増大が困難であるなか、漁業者が求める放流事業の規模拡大のためには、基金助成率の上乗せ運用の検討が必要と考える。									

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(社)長崎県水産開発協会		所管課		水産部 漁港漁場整備課				
見直し方針		民営化の要請や民間参入を促進する団体								
見直し計画		民営化と民間参入の促進								
	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明		
				15年度	16年度	17年度	18年度			
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	H17	収益事業は水産庁の認可法人である(社)水産土木建設技術センターへ譲渡し、公益事業は任意団体である長崎県漁港協会を吸収合併し、定款変更を行い事業目的並びに団体名を変更し存続		→				同左のとおり実施した。	
	運営方法(経営改革等)の改革									
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	県出資団体のあり方検討委員会からは「民営化と民間参入の促進」と提言を受けたが民営化した場合収益事業の維持が難しくなるため、「民営化(事業譲渡)と民間参入の促進」ということで承認を頂き、収益事業は他の団体に「事業譲渡」し、公益事業のみを存続させ、漁港の団体と統合することし公益法人として存続させた。									
	これからの課題等									
		今後は新団体、(財)長崎県漁港漁場協会として公益事業に特化した団体運営を目指す。								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(社)長崎県農協会館			所管課	農林部 農政課				
見直し方針	県の関与の縮小								
見直し計画	県の関与の縮小を検討するとともに、職員の新規採用及び人材育成に取り組む。								
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		県の関与を縮小する方向で取り組む	H17	平成16年開催の通常総会で理事・監事就任を辞退。		→			役員を辞退したことにより、県の関与が縮小した。
		出資面についての検討	未定	(次回建て替え時に検討)					(次回建て替え時に検討) 理事会においては県の意向を伝えている
	運営方法(経営改革等)の改革	職員の人材育成	H17	職員研修については積極的な受講を推進し、15年度3回・16年度4回の実績に対し、17年度は年5回実施。 新規採用による職員の新陳代謝については現状では困難。		→			研修の受講機会をさらに増やす。
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	県の関与の縮小については役員を辞退することにより予定より早期に達成された。								
	これからの課題等								
	出資面での関与の縮小については、次回建て替え時に検討することとしており、具体的な時期については未定であること。								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	長崎県農業信用基金協会		所管課	農林部 農政課					
見直し方針	運営方法等についての改革(経営改善等)								
見直し計画	収支構造の改善を図るため保証料率の見直し及び事務の合理化を図る。								
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
見直し事項	運営方法(経営改善等)についての改革	保証料の見直し	H15	各資金の保証料率の改正(増額)を行った。(H15.10)	→				平成15年10月より新債務保証要領に則って運用している。
		中期経営計画の策定	H16	平成17年度当初の理事会で策定した。(H17.6)	→				現在、その計画に沿って業務推進中。
		電算事務の全国統一化	H16	平成16年5月供用開始。	→				現在、運用中。
		役員の削減	H16	平成16年7月に4名削減した。	→				現在もその人員で運営中。
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	保証料の見直しや事務の合理化等による運営方法についての改革は、計画どおりに推進し、一定の成果をあげた。								
	これからの課題等								
	超低金利時代の長期化による制度資金のメリットの減や景気低迷による投資意欲の減退等により、保証引受額が伸び悩む状況であるが、今後とも、さらなる保証料の見直し検討及び事務の合理化による経営のスリム化等に努める必要がある。								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)長崎県農業振興公社		所管課	農林部 農業経営課				
見直し方針		推進体制の見直し							
見直し計画		(財)長崎県農業振興公社は、農地流動化による規模拡大の促進を目的として、平成元年に設立され、規模縮小農家等から農地を購入または借上げ、規模拡大志向農家へ売渡しまたは貸付け(農地保有合理化事業)等を行っている。しかし農地売買事業の実績が伸び悩んでおり、売買に係る手数料が減少しているため、農地流動化の促進及び運営管理費の削減等が今後の課題である。そこで、農地流動化の効率的な推進と、人件費等の運営管理費の削減により、経営の健全化を図るため、他の関係団体との事務局統合による組織体制の見直しを行う。							
見直し	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
				15年度	16年度	17年度	18年度		
見直し	団体 (事業)そのもののあり方	H17	平成16年4月から(財)長崎県農業振興公社事務局長と長崎県農業会議事務局長の兼任化を図り、農地情報の集約化を図った。					平成18年度から諫早湾干拓事業に係る土地配分及び農地貸付事業を(財)長崎県農業振興公社が実施することになったため、土地配分業務等に係る人員体制等を整備していく。	
事項	運営方法 について の改革 (経営改革等)	H16	平成16年4月から(財)長崎県農業振興公社事務局長と長崎県農業会議事務局長の兼任化を図り、人件費の抑制を図った。						
特記事項									
所管課 評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	平成16年4月から(財)長崎県農業振興公社事務局長と長崎県農業会議事務局長の兼任化を行い、農地情報の集約化、人件費の抑制を図ったことで、一定の経営改善成果は上がった。								
	これからの課題等								
		平成18年度から諫早湾干拓事業に係る土地配分及び農地貸付事業を(財)長崎県農業振興公社が実施することになったため、土地配分業務等に係る人員体制の強化、予算措置等が緊急な課題である。							

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)長崎県農林水産業担い手育成基金		所管課	農林部 農業経営課				
見直し方針		基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し							
見直し計画		事業の見直しについての検討 運営方法について評議員会、理事会における検討、協議							
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		事業の見直しについての検討	H16	平成16年夏頃までに検討案を作成し、その後評議員会、理事会に説明し承認を得る。					平成16年6月及び7月の2回、受益者代表により事業の見直し案を作成。見直し点としては 事業内容を見直し8事業から6事業に再編し、重点化 事業の財源としては運用益(1%)を充て、緊急かつやむを得ない場合を除き、取り崩しはしない 上記を17年度の評議員会、理事会に諮り承認  【事業の再編内容】 組織の運営的な経費(仲間づくり活動等)について助成してきたものを、農業者の資質向上や農業振興上の課題解決を図るためのプロジェクト活動等農業者に対して直接的な経費として重点的に支援するよう事業を再編
	運営方法(経営改革等)の改革	評議員会、理事会における検討、協議(事務局の運営方法について)	H16	県農業会議、県振興公社、当基金の事務局一元化について検討の継続					18年度に予定されている公益法人制度の改革を念頭に、当基金の進むべき方向と併せて評議員会、理事会で検討を継続する。
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	事業の見直しとしては、農業者をはじめとする実需者の意向を踏まえ、当面、現在の運用益に見合う事業に再編重点化することで対応した。事務局の一元化については、理事会等において継続的な協議を実施しているものの、具体化しておらず、公益法人制度の改革と合わせて今後とも継続した検討を行う。								
	これからの課題等								
		基本財産運用方針の見直しによって、運用益の好転はみられるが、低金利情勢化にあって十分な財源確保が難しいため、適宜事業効果の検証を行い、事業の再編重点化や一定の基準を定めて基本財産の一部取り崩しによる財源確保などの検討が必要である。							

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(社)長崎県種馬铃薯価格安定基金協会		所管課	農林部 農産園芸課				
見直し方針		運営方法についての改革(経営改善等)							
見直し計画		当団体運営については、職員を種馬铃薯協会と兼務し、給与については同協会から支出するなど経費削減の努力を行っている。さらに、低金利のため、基本財産の運用益が十分見込めていないが、生産者交付積立金を主体とした事業実施を行っている。今後とも、健全な経営を行っていくよう努力して行く。							
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
	運営方法(経営改善等)の改革	職員の兼務化		種馬铃薯協会との職員の兼務化を行っている。(職員の給与は同協会から支出されている。)					経費削減を図っており、今後とも健全な経営を行っていくよう努力していく。
		生産者交付積立金の確保		会員から、業務方法書に基づく適正な徴収を行うことにより、積立金を確保している。					
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	見直し事項は、達成している。								
	これからの課題等								
	今後とも、継続して目標達成できるように努める。								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(社)長崎県野菜価格安定基金協会		所管課	農林部 農産園芸課						
見直し方針	統合又は事務移管									
見直し計画	(社)長崎県果実生産出荷安定基金協会との統合を含め、組織体制の見直し、財源の確保等を検討し、経営の健全化を図る。									
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
		(社)長崎県果実生産出荷安定基金協会との統合問題協議会の設置	H15	問題協議会を立ち上げ、統合に対する意識の醸成が図られた。	→					平成15年11月に統合問題協議会を立ち上げ、統合に向けた作業部会の構成とメンバーを決定し今後の方策を協議した。
		統合問題の検討	H17	平成16年度に統合準備委員会を開催し、両基金と県による、統合に関する協定書を平成17年3月に締結した。			→		統合に関する協定書の締結に至り、両基金の理事会、総会を経て正式に統合。 (H17.7.11 解散決議、H18.3.31 解散)	
	運営方法(経営改革等)の改革	事項	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
		事務賦課金の徴収	H15	事務賦課金の徴収により自己収入を確保し、自立的な経営に努めた。	→					計画どおり15年度に実施し、以後徴収を続けている。
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	経営改善への取り組みについては、平成15年度に事務賦課金の徴収及び指定野菜事業の受託を開始し、自己収入の確保に努めた。 (社)長崎県果実生産出荷安定基金協会との統合については、両基金の理事会、総会を経て予定どおり進んだ。									
	これからの課題等									
統合後の新団体では、財政基盤の安定化など更なる経営の健全化を図っていかねばならない。										



県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(社)長崎県果実生産出荷安定基金協会		所管課	農林部 農産園芸課					
見直し方針		統合又は事業移管								
見直し計画		社団法人 長崎県野菜価格安定基金協会との統合を含め、組織体制の見直し、効率的な経営、収益事業の導入等財源確保を検討し、経営の健全化を図る。								
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
		長崎県野菜価格安定基金協会との統合問題協議会の設置	H15	問題協議会を立ち上げ、統合に関する意識の醸成が図られた。	→					平成15年11月に統合問題協議会の立ち上げにより、統合に向けた作業部会の構成とメンバーを決定し今後の方策を協議した。
		統合問題の検討	H17	平成16年度中に統合準備委員会を開催して、両基金と県による、統合に関する協定書を3月に締結した。			→		統合に関する協定書の締結に至り、両基金の理事会、総会を経て正式に統合。	
	運営方法(経営改革等)の改革	組織体制の見直し	H17	事業実施体制の見直しとして、事務局長職員を野菜基金協会との兼務として効率的な運営と経費の削減に努めた。	→					平成17年度目標として取り組んだが、1年前倒して実施することが出来た。
		収益事業の実施	H17	手数料収入や、現行実施事業以外の収益事業について実施が可能か検討したが現状では困難である。			→			長崎県野菜価格安定基金協会との統合後に再度検討を行う。
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	組織体制の見直しについては前倒して事務局長の兼務による効率化を図った。(社)長崎県野菜価格安定基金協会との統合によって効率的な運営と経営の健全化を図っていく。									
	これからの課題等									
		収益事業の実施については統合後の新団体として再度検討を行う。								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(社)長崎県園芸種苗供給センター		所管課		農林部 農産園芸課			
見直し方針		運営方法についての改革(経営改善等)							
見直し計画		アスパラガスの有望系統の現場への普及を目指し、関係機関と連携して検討を行う。							
見直し事項	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
				15年度	16年度	17年度	18年度		
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方								
	新規品目の取り組み等検討	H17	アスパラガスの有望系統の増殖を進め、早期に現地へ導入できるよう進める。					アスパラガス順化率はH16年度はやや実績が下がったものの、一定の実績を得ることができた。今後は目標の達成と現場への普及を目指して、全農ながさき、総合農林試験場とともに検討を進める。 H15:目標65% 実績68% H16:目標80% 実績56% H17:目標80%	
	運営方法(経営改善等)についての改革								
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	アスパラガス順化率については15年度に目標をクリアでき、一定の成果をあげることができた。しかし16年度は目標達成できなかったため、安定した順化が課題となっている。								
	これからの課題等								
		順化率の安定や早急な現場への普及を目指し、全農ながさき、総合農林試験場など関係機関と連携強化に努める。							

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)諫早湾地域振興基金		所管課	農林部 諫早湾干拓室					
見直し方針		経営改善等								
見直し計画		基本財産運用収入が減少しているため、財産の安全かつ有益な運用システムを確立すると共に、運用益及び積立金の有効活用のため、事業評価・事業効果の診断をしながら事業展開をしていく。								
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
見直し事項	運営方法(経営改革等)の改革	包括的コンサルティングの実施	H16	運用商品の多様化に伴い、知識の向上と所有資産の詳細な現状把握を目指す。					基本的知識等の情報交換は達成されており、今後は個別商品の情報交換等を積極的に行う。	
		事業評価等制度の導入	H18	事務レベルでの診断表等の様式の検討段階。H17後半から実質的検討を行う。					関係市町の合併に関連し、合併後の事業展開と合わせて検討を行っているが、事務レベルの取組に留まっている。達成目標年度をH18年度に延ばす。	
		中長期計画(干拓事業完成後)の策定	H18	諫早湾干拓事業の成果を維持、向上させるための事業を検討し、中長期計画を策定する。					関係市町の合併に関連し、合併後の事業展開と合わせて検討するため、H17後半から具体的検討に入っている。具体的には水産関係への支援の継続、充実という意見が多い中、財源等を踏まえ、今後は助成率等も合わせ具体的計画策定に取組む。	
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	事業評価等制度の導入及び中長期計画の策定については、法人内部において具体的な検討が行われており、今後、関係機関を含めて実施に向けた検討が進められるものと考えている。なお、目標年度の延長は、市町村合併等による関係機関の枠組みの変更等を考慮し、やむを得ないと考える。									
	これからの課題等									
		低金利による基金運用収入の減少傾向が今後も継続するものと考えられ、今後更なる効果的、計画的な事業執行が求められる。このため、関係機関の理解を得ながら、なるべく早期に、事業評価制度等の導入や中長期計画の策定を図る必要があると考える。								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(社)長崎県林業コンサルタント		所管課	農林部 林務課								
見直し方針	民営化の要請や民間参入を促進											
見直し計画	県土の保全と林業の振興に寄与する森林・林業に関する業務推進のために、平成20年度における新たな組織確立を目指し、本会のあり方及び運営について改革を実施する											
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況					達成年度、進捗率についての説明		
					15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		
		団体・市町村・関係機関との協議調整	H16	現時点で、本会のあり方について協議を実施中								状況変化に応じ、その都度、問題点を洗い出し協議調整を行う必要があるため、引き続きH19まで実施
		広範な公益活動の実施	H19	各種公益事業を実施								計画的に実施する予定
		民間企業・団体等の育成	H19	県の実施状況を踏まえ対応してゆく								育成に長期間を要するため、H19以降も各企業・団体の技術力を高めていく必要がある
	民営化・新たな組織体制の検討及び準備	H19	国で進められている公益法人の抜本改革の進捗状況を踏まえ新たな組織体制を検討中								公益法人の抜本改革による新たな組織体制への準備を整える予定	
	民営化・新たな組織確立	H20	検討中								新たな組織体制を確立する	
	運営方法(経営改革等)の改革	技術士の確保	H15	専務理事に技術士を採用								H16年度に技術士2名(職員)を確保
		業務拡充のため組織改革	H15	本会本部に3課体制を導入								H16年度に技術士2名(職員)を確保 業務の流動化のため県北事務所を廃止し本部に統合
		中長期事業計画の策定と実施	H20	中期計画(H16~20)を策定								予算の急激な減少が予想されるため、計画の実施が危ぶまれる
		経費節減対策の実施	H19	業務の効率化・人件費の削減を実施								状況に応じ対策を実施
		民間企業・団体の育成体制整備	H16	本来、県で実施すべきものであり、状況に応じ補助体制を整備								県計画の補完となる育成体制を整備
特記事項	平成17年度下期に県発注の治山林道事業調査測量設計業務に入札制度を導入し、民間企業参入のための条件整備を行った。											
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について											
	中長期事業計画の策定や組織改革など、現在までに実施可能な経営安定化のための努力を行ってきた。											
	これからの課題等											
民営化については国の公益法人改革を踏まえた上で本会の方向付けを行う必要があり、今後、新法が成立し新制度の全容が明らかになってくるのに合わせて民営化・新たな組織体制について再検討を行っていく。												

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(社)対馬林業公社		所管課	農林部 林務課					
見直し方針		経営改善計画の抜本的見直しによる持続的経営								
見直し計画		経営計画の見直し・組織の再編・育林事業の見直し・一般管理費の削減・分収林契約の見直し								
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
		経営計画の見直し	H15	・平成15年8月「林業公社経営検討委員会」を設置、検討 ・平成16年11月24日委員会最終提言 ・第6次経営計画を策定	→					・平成17年3月第6次経営計画を総会で承認
		組織の再編	H15	・平成15年4月1日組織の再編(林産販売対策課)新設 ・平成17年4月1日(業務課)新設	→					・森林活用課を廃止して林産販売対策課を新設 ・森林造成課と林産販売対策課を統合して業務課を新設
		育林事業の見直し	H15	・事業費25%を削減	→					・継続して実施
		一般管理費の削減	H15	・平成15年4月1日実施・5.5才昇級停止・期末勤勉手当0.5カット・退職金10%カット・役員報酬及び嘱託職員5%カット ・平成16年度に募集退職者を募る。平成17年4月1日より職員給与を5%から10%及び各種手当でのカットを実施	→					・前倒して実施 ・募集退職者2名が退職
		分収林契約の見直し	H16	・第6次経営計画において経営改善実行計画を策定し契約変更協議を開始した。	→					・公有地契約変更完了 ・私有地所有者と協議進行中
見直し事項	運営方法(経営改革等)の改革	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
		生産費削減の為に要領策定実施	H15	・平成15年6月20日策定済み	→					・平成16年度林産物販売より実施
		公社材証明制度の活用による木材販売	H15	・公社材証明制度を拡大充実して「木づかいネットワーク」を設立	→					・林業公社「木づかいネットワーク」会員募集
		直営素材生産者の育成	H17	・林業公社「木づかいネットワーク」を充実して直販体制により販売を図る。	→					・継続して実施
		外部からの人材投入	H15	・インターネットほか業者等から情報収集中。	→					・外部専門家により経営会議を設置 ・継続して実施
		直接事業費の削減	H15	・つる切・つる枯殺作業の中止・枝打対象面積75%を50%に削減	→					・継続して実施
		造林契約変更の実施	H16	・契約期間の延長 ・分収率の変更	→					・土地所有者へ情報誌及び協議内容を送付して交渉開始した。
県市町借入金の償還期限延長	H17	長伐期を含めた森林機能維持の取組を考慮した20年間の据置期間の延長及び償還期限の延長	→					・県は平成16年度に変更済み ・全市町と協議完了		
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	平成17年3月に第6次経営計画を樹立して、管理費の削減や公庫資金の低利借換など経営改善に努めている。									
	これからの課題等									
		林業公社として行える経営改善施策を十分おこなった上で、公社単独では困難な問題については国・県市町村の支援をお願いしていく。								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(社)長崎県林業公社		所管課	農林部 林務課			
見直し方針		経営改善計画の抜本の見直しによる持続的経営						
見直し計画		経営計画の見直し・組織の再編・育林事業の見直し・一般管理費の削減・分収林契約の見直し						
見直し事項	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
				15年度	16年度	17年度	18年度	
見直し事項 団体(事業)そのもののあり方	経営計画の見直し	H15	・平成15年8月「林業公社経営検討委員会」を設置、検討 ・平成16年11月24日委員会最終提言 ・第6次経営計画を策定					・平成17年3月第6次経営計画を総会で承認
	組織の再編	H15	・平成15年4月1日組織の再編(林産販売対策課)新設 ・平成17年4月1日(業務課)新設					・森林活用課を廃止して林産販売対策課を新設 ・森林造成課と林産販売対策課を統合して業務課を新設
	育林事業の見直し	H15	・事業費25%を削減					・継続して実施
	一般管理費の削減	H15	・平成15年4月1日実施・55才昇級停止・期末勤勉手当0.5カット・退職金10%カット・役員報酬及び嘱託職員5%カット ・平成16年度に募集退職者を募る。 平成17年4月1日より職員給与を5%から10%及び各種手当でのカットを実施					・前倒して実施 ・募集退職者5名が退職
	分収林契約の見直し	H16	・第6次経営計画において経営改善実行計画を策定し契約変更協議を開始した。					・公有地全所有者と協議進行中 ・私有地所有者と協議進行中
	見直し事項 運営方法(経営改革等)の改革	生産費削減の為に要領策定実施	H15	・平成15年6月20日策定済み				
	公社材証明制度の活用による木材販売	H15	・公社材証明制度を拡大充実して「木づかいネットワーク」を設立					・林業公社「木づかいネットワーク」会員募集
	直営素材生産者の育成	H17	・林業公社「木づかいネットワーク」を充実して直販体制により販売を図る。					・継続して実施
	外部からの人材投入	H15	・インターネットほか業者等から情報収集中。					・外部専門家により経営会議を設置 継続して実施
	直接事業費の削減	H15	・つる切・つる枯殺作業の中止・枝打対象面積75%を50%に削減					・継続して実施
	造林契約変更の実施	H16	・契約期間の延長 ・分収率の変更					・土地所有者へ情報誌及び協議内容を送付して交渉開始した。
	県市町借入金の償還期限延長	H17	長伐期を含めた森林機能維持への取組を考慮した20年間の据置期間の延長及び償還期限の延長					・県は平成16年度に変更済み ・全市町と協議進行中
特記事項								
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について							
	平成17年3月に第6次経営計画を樹立して、管理費の削減や公庫資金の低利借換など経営改善に努めている。							
	これからの課題等							
林業公社として行える経営改善策を十分おこなった上で、公社単独では困難な問題については国・県市町村の支援をお願いしていく。								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(社)長崎県林業協会			所管課	農林部 林務課				
見直し方針	県の関与の縮小(退会)								
見直し計画	県の退会								
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		県の退会	H15	県は平成15年度に退会した。	→				
		林業施策推進統合機関としての機能強化	-	会員と連携をはかり情報活動につとめた。					→ 継続事業
		林業支援センターとしての機能強化	-	新たに新規事業(森林の防人事業)に取り組んだ					→ 継続事業
	運営方法(経営改革等)の改革	県の退会後の構成員による団体運営	H21	県退会後の構成員による団体運営に努めた					→ 継続事業
		基本財産(出島ビル5F・6F)の売却損による繰越欠損金解消のための減資	H17	平成18年1月11日理事会、総会にて減資を決議			↔		H17年度に減資し、繰越欠損金の解消を図る
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	平成15年度に県の関与を縮小、平成17年度中に繰越欠損金解消のための減資を実施								
	これからの課題等								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎船員厚生会			所管課	土木部 港湾課				
見直し方針	県の関与を縮小する。								
見直し計画	県の関与の縮小(役員削減、抜本的対策検討)								
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		・役員の削減	H15	16名の役員数を2名減少させ、14名とした。これに併せて、県からの役員3名を2名とした。					
		・抜本的対策の検討	H17	「施設そのものあり方についての抜本的な対策の検討」について、評議員会や理事会で検討した。平成17年12月22日の理事会で、「みなと長崎会館」の閉館を決定し、平成18年3月31日で「みなと長崎会館」を閉館した。18年度は、閉館後の課題等を整理し、財団の解散を検討する予定である。					抜本的対策の検討を行い、17年度末で、「みなと長崎会館」を閉館した。今後、閉館後の課題の解決と財団の解散について検討を進める。
	運営方法(経営改革等)の改革								
		・PRの強化	H17	利用が期待される関係団体へのダイレクトメール等のPRに努めた。					(18年3月末で閉館した。)
特記事項	(財)長崎船員厚生会の業務は、「みなと長崎会館」(船員等のための福利厚生宿泊施設)の運営のみ。								
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	(財)長崎船員厚生会の将来収支見込を財団が作成し、収支見込みが非常に厳しいこと、施設の老朽化等について、評議員会と理事会へ諮って、今後のあり方を検討したこと。その結果、平成17年12月22日の理事会で、「みなと長崎会館」の閉館を決定し、平成18年3月末に閉館した。								
	これからの課題等 閉館後の財団の課題や財産の処分、財団の解散等について現在検討中。								



県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎県建設技術研究センター		所管課	土木部 監理課					
見直し方針	民間参入の促進								
見直し計画	財団運営に当たっての当面の方針 建設事業について総合センターとしての役割を担うとともに産学官連携のセンター的役割も担う。 厳しい経営状況を直視し、企業経営的思考を取り入れた組織体制、業務執行体制とする。 顧客のニーズに応え、顧客満足度の高い成果品を納入するため、成果品の管理システムを構築するとともに職員の技術力及び資質の向上を図る。 新たな業務及び顧客を開拓する。								
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		県の民間参入促進の施策への対応	H16	採算性が見込める施工管理業務については積極的に民間参入を促進している。積算業務については、民間業者へ参入希望するかどうかのアンケート調査を行うと共に、民間事業者へ特別研修を予定していた。しかしながら、積算業務に要する費用及び想定される委託額について協議した段階で、受託に市場性を認める業者がほとんどいなかったため研修は実施されなかった。					施工管理業務の平成17年度実績 民間コンサルへの委託件数 19件 金額計253,237,950円 NERCへの委託件数 20件 金額計 32,660,250円  アンケート調査結果 参入したいという業者は41.8%であった。 (98社中41社)
		業務の見直し	H15	平成17年度から積算施工管理業務への民間参入が始まることを前提として組織を改編し人員を積算施工管理業務から企画情報部門にシフトした。 当センターとしては今後進むべき方向性を定め、それに沿った改編を行っているが、重点監督業務と現場点検業務以外に方向性に沿った新規業務の事業化が遅れている。  当センターが考えている今後の中心業務 工事品質確保(発注関係事務)支援業務 照査、監督、検査、材料試験など 電子行政化支援業務 電子入札、電子納品など アセットマネジメント支援業務 データバンク、台帳作成など 建設事業関係者研修業務 建設事業総合マネジメント業務	→				県からの積算施工管理業務受託高(単位:千円) H13 266,060 H14 251,595 H15 190,672 H16 129,501 H17 148,454  積算施工管理部門と企画情報部門の技術職員数 H13 積・施 19人 企・情 5人 H14 積・施 15人 企・情 4人 H15 積・施 15人 企・情 3人 H16 積・施 12人 企・情 6人 H17 積・施 6人 企・情 9人  当財団で対応できることについては、可能な限り対応している。
		市町村支援・補完業務の拡大	H16	トップセールスなどの営業努力により、平成15年度、16年度の市町村からの積算施工管理業務受託については、飛躍的に拡大し、当面の目標は達成できたが、平成17年度からは大型事業が竣工したことや市町村合併により長崎市と合併した町からの委託がほぼなくなることにより、大幅に減少する。 今後は、電子行政化や発注関係事務等の支援を目指していく必要がある。	→				市町村からの積算施工管理業務受託高(単位:千円) H13 28,825 H14 48,653 H15 79,789 H16 104,313 H17 63,936  当財団でできることは努力し、目標とする成果は上がった。
新規業務の開拓	H16	当センターは、公共事業の適切な執行を総合的に支援補完する機関として設立されているので、当センターの業務は行政関連の業務が主体と成らざるを得ない、平成14年度以降の新たな業務としては、工事品質の確保を重視するという県の方針により、重点監督業務や現場点検業務が開始された。 その他の業務についてもいくつか提案しているが、事業化には行政や建設業界の理解と協力が必要となるので、事業化までは少し時間がかかるというのが現実である。					左記のとおり、当財団として努力している。		

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)長崎県建設技術研究センター		所管課	土木部 監理課			
見直し事項	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
				15年度	16年度	17年度	18年度	
見直し事項 運営方法(経営改革等)についての改革	企業経営的思考による効率的な経営の実施	H16	「収入に見合った支出とする」ことを基本方針として経営改革を推進している。無駄をなくすということはかなり浸透してきており、電気代やコピー用紙代などは目に見えた形で効果が上がっている。経営についての自己責任の原則の下、経営体質の改善はかなり進んできていると思っている。					企業経営的思考による効率的な経営を目指すにあたって最も重要なことは、役職員の意識改革である。当財団においては、「財団の経営は自らの責任で行わなければならないこと」「収入に見合った支出しかできないこと」「それを守らなければ、破綻すること」「物件費を節約すれば、人件費の原資が増えること」といった「民間での常識」についての理解が定着したと思っている。  実証例は 支出の削減欄を参照
	経営点検の実施	H16	「県出資団体経営評価・診断制度」による経営点検の実施のほか、総務省大臣官房管理室が設置した「公益法人の効率的・自立的な事業運営の在り方に関する研究会」が作成した「公益法人自己評価モデル」による点検も実施してみた。					内的点検機能として、理事会と監事を考え、その機能の充実を図っている。理事会は少なくとも3回は開催することにしており、10月頃に経営状況の中間報告と経営改革の進捗状況を報告して意見を伺うことになっている。理事会の際は、できるだけ多くの情報を提供し、それに基づいた意見交換になるように心がけている。また、監事として税理士に就任していただき、専門的な見地からの監査をしてもらっている。 外的点検機能としては「県出資団体経営評価・診断制度」を位置づけている。ちなみに、「公益法人自己評価モデル」による評価結果は、良好であった。
	事業、部門別の事業効果の測定と評価の実施	H16	ISO9001の認証を取得し、その品質マネジメントシステムの一環としてのPDCAマネジメントサイクルに従い評価する「ISO改善委員会」を設置した。また、ISOマネジメントシステムの一環として、「顧客満足度調査」も実施した。また、事業効率の観点からは、業務別の実行予算について試行した。					ISO9001は平成15年8月にキックオフを行い、平成16年6月に認証を取得した。その品質マネジメントシステムでは、各業務毎に業務管理規定が定められており、その規定に従い業務を遂行することになっている。 事業効果についての対内的評価は「ISO改善委員会」で、対外的評価は「顧客満足度調査」により測定することになっている。
	中期経営計画の策定	H15	平成15年度に中期経営計画(案)(事業計画、収支計画及び人員配置計画)を策定し、県担当部局に協議したところ、新規業務の事業化の可能性や規模(収入見込)についてもう少し厳密に詰めた方がよいとの指摘があった。平成16年度中には、新規業務の大枠が見通せる状況になるものと想定していたが、その状況には至らなかった。					現在公益法人制度改革が議論されているが、中身についてはまだ決定されていない点が多いことや、公共工事減少などにより業務量の見通しが立たないことなど、当センターを取り巻く状況は流動的である。そのため、3月開催の平成17年度第3回理事会においては平成18～19年度の方向性を出すこととままっている。新規事業においてある程度の見通しが立ち、新公益法人制度についても指針が出されるであろう平成18～19年度に、再度中期計画を立てることとし、了承を得た。
	目的や事業、役割に応じた組織、人員の見直し	H15	毎年度、業務量の増減に的確に対応できるよう、組織・人員の見直しを図っている。減少が見込まれる積算施工管理業務については平成13年度には19人いた技術職員を平成17年度には6人にまで減らしている。一方、新規業務の開拓に当たる企画情報部門は、情報技術課を新設するとともに技術職員の配置も5人から9人に増やしている。また、工事の品質管理のための新たな業務に対応するため、ゼネコン出身者4名や県職員OB等4名の採用もしている。					県からの積算施工管理業務受託高(単位:千円) H13 266,060 H14 251,595 H15 190,672 H16 129,501 H17 148,454  積算施工管理部門と企画情報部門の技術職員数 H13 積・施 19人 企・情 5人 H14 積・施 15人 企・情 4人 H15 積・施 15人 企・情 3人 H16 積・施 12人 企・情 6人 H17 積・施 6人 企・情 9人
	労働意欲を刺激する人事給与制度の確立	H17	収入の変化に対応でき、労働意欲を刺激するような制度を平成16年度中に取りまとめ、平成17年度から実施している。					具体的には、本俸を引き下げ、勤勉手当を増額する。 勤勉手当の額は実績、能力、やる気等を査定し決定する。 昇給、昇格も同様の査定により決定する。
	財務状況の的確な把握	H15	部門毎の収支状況を把握するとともに、各支出科目毎の分析を行って支出削減の可能性を求めている。					左記のとおり 平成15年度には目標としていた水準に達したと考えている。
	役、職員に対するコスト意識の徹底	H15	役職員に決算分析の結果を説明し、コスト意識の向上に努めている。実効もあがっている。					左記のとおり 支出の削減欄のとおり実証されている。

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)長崎県建設技術研究センター		所管課	土木部 監理課			
項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
			15年度	16年度	17年度	18年度		
安定経営を行うための収入源の確保	H16	県からの積算施工管理受託業務の減少を、市町村からの積算施工管理受託業務と工物品質確保のための重点監督、現場点検業務の確保により埋め合わせてきたが、平成17年度からは大型事業が竣工したことと市町村合併により長崎市に吸収された町からの受託業務がほぼなくなるため大幅に減少することになる。 今後は、電子行政化、アセットマネジメント、発注関係事務等での新たな業務を早急に構築することが喫緊の課題である。					当財団としてはそれなりの提案もし、一定の努力はしているが、行政と建設業界の理解と協力が必要であるので、時間がかかるというのが現状である。	
支出の削減	H15	人件費については、削減できるような人事管理を行ってきた。物件費については、電気やコピー用紙など職員で節約が可能なものは職員に節約を求めるとともに、リースや印刷物等は競争や値下げ交渉により、従前より安価にすることができた。 直近の3年でかなりの効果が出ている。	→				人件費(単位:千円) H13 380,945、H17 297,250(予算)  電気代(単位:千円) H13 8,732、H14 8,078、H15 6,821、H16 6,325  コピー代・白黒 H14 4.44円/枚、H15 4.10円/枚、H16 3.09円/枚 コピー代・カラー H14 31.07円/枚、H15 27.17円/枚、H16 21.41円/枚 コピー用紙単価 H14 1.22円/枚、H15 0.97円/枚、H16 0.72円/枚  青焼代(単位:千円) H13 10,411、H14 5,856、H15 2,779、H16 1,370	
ノウハウ、情報の共有化	H16	ISO9001の品質マネジメントシステムを担う諸規程及び帳票類を整備したことにより、文書として残す事項、残す際の様式が明確になった。問題が発生した時も報告が義務づけられ、解決に当たっては組織が一丸となって対応し、その状況も文書として残ることになっている。このことにより、ノウハウ、情報の共有化が前進したと考えている。	→				左記のとおり 平成16年度に目標としていた水準に達したと考えている。	
役、職員の資質向上	H15	ISO9001の品質マネジメントシステムでは、職員の教育訓練を徹底することを謳っているため、職員の教育訓練は当財団にとっては義務的な事項となっている。そのため、各職員毎に研修計画を立てて研修を行っている。	→				各職員毎に研修計画を立てて研修を行っている。 その結果、平成16年度は、研修計画により予定していた39名のうち36名が86回受講している。研修計画以外の研修を含めると更に多くの人数と回数を数えることができる。	
積極的かつ効率的な広報活動の展開	H15	業務案内を県及び県関係機関、市町村、業界団体に毎年配布するとともに各種会議に向きP.R.活動をしている。トップセールスにも努めている。そのほか業界団体との共催研修を実施したり、業界紙への情報提供による広報活動もしている。 特に研修業務については、ポスターやパンフレットを作成し広報している。 また平成16年度からは土木の日に出展したり、民間企業の参加を得て「土木技術フェア」を開催して広報活動に努めている。	→				左記のとおり 平成16年度には目標としていた水準に達したと考えている。	
積極的かつ効率的な情報公開の展開	H16	「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」で業務及び財務等に関する資料として示されている 寄付行為 役員名簿 事業報告書 収支計算書 正味財産増減計算書 貸借対照表 財産目録 事業計画書 収支予算書についてはホームページ上で公開している。 また、平成17年3月31日付けで情報開示規程を定め、平成17年4月1日から施行している。	→				左記のとおり 平成16年度には目標としていた水準に達したと考えている。	
特記事項								
所管課評価欄	<p>これまでの見直し計画の取り組みと成果について</p> <p>採算性が見込める施工管理(監督補助)業務については積極的に民間参入を促進している。積算業務についての民間参入の提言を受けた当時は、予定価格の事前公表を実施していたが、その後、事後公表となった。このなかで、仮に予定価格や設計図面を事前に入手すれば工事落札に著しく有利となることから、業務に高度の守秘性が求められることとなり、現在のように全国的に談合事件が続く中では、当該業務に民間参入を行うことは入札業務の公平性、競争性を担保できないと判断しており、民間参入は行わないこととした。なお、国及び他県においても民間参入の実績は、平成16年度調査時点ではない。</p> <p>これからの課題等</p> <p>平成17年施行の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、市・町などが体制等の問題で発注関係事務(積算、監督・検査、技術提案の審査等)を適切に実施することが困難な場合は、設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等(長崎県ではNERC等)を活用することとなっている。今後品質確保の体制が不十分な市町を支援するため、体制の強化と職員の資質向上に努める必要がある。引き続き、業務改善、効率的な経営、職員の意識改革などの一層の努力が必要である。</p>							

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎県下水道公社		所管課	土木部 都市計画課						
見直し方針	運営方法についての改革(経営改善等)									
見直し計画	下水流入量の増加、施設の増築及び設備の老朽化による維持管理費の増大に対処するため、コスト縮減に努める必要がある。									
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
	運営方法(経営改革等)の改革	業務委託の改善			・維持管理業務委託に幹線流量計清掃業務及び除草業務を包括し発注した。 ・エレベーター保守点検業務委託をフルメンテナンスからPOG契約に改めた。				→	・委託契約額の縮減が図られた。 ・経費削減のため、引き続き委託手法の見直しを継続して行う。
		棚卸表の作成	H16		・水質試験用薬品棚卸表を作成した。				→	・在庫管理による計画的発注に努めている。
		資金運用規程の整備	H16		・平成15年度末の理事会で承認された。				→	・平成16年度から規程に則り運用している。
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	業務委託の改善を行うことにより経費削減を行ってきた。 平成15年の地方自治法改正により、「公の施設」の管理運営については「管理委託」から、「直営」または「指定管理者制度」に移行する必要がある。当該公社に管理委託している大村湾南部流域下水道については直営方式を採用することになったため、(財)長崎県下水道公社は平成18年3月31日をもって解散する。									
	これからの課題等									

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	長崎県道路公社		所管課	土木部 道路建設課						
見直し方針	不採算路線の一般道路化等(線上償還による早期無料化等)									
見直し計画	不採算路線の解消を図り、今後も経営改善に努めながら有料道路事業を運営していく。 なお、新規路線の建設については、償還計画及び採算性を考慮して実施していく。									
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
		(松浦バイパス有料道路及び松が枝町駐車場)								
		関係機関との協議	H17	長崎市、松浦市及び国土交通省九州地方整備局			→			平成17年度中
		線上償還の準備	H17	償還財源の確保			→			"
		定款変更認可申請等	H17	基本計画及び基本財産額定款変更認可申請等			→			"
		松浦バイパス有料道路	H17	一般道路化			→			"
	松が枝町駐車場	H17	長崎市(道路管理者)へ移管			→			"	
	運営方法(経営改革等)の改革	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
新規路線の早期供用開始		H17	西海パールライン有料道路(2期)及びながさき女神大橋道路を補助事業との合併施行により、早期供用開始を実施する。			→			平成17年度中	
PR活動等による利用促進		H21	長崎FM放送を利用したCM及びチラシ配付等によるながさき出島道路等の利用促進を図る。			→			具体的に各路線への利用向上への貢献率を算出するのは困難であるが、一定の効果はあげているものと判断する。	
管理経費の削減		H21	利用者サービスを損なわない範囲の管理費の削減			→			16年度管理業務費の執行額を予算額の75%程度で実施した。	
利用者サービス(料金値下げ)	H17	利用者サービスの向上を目的とした料金値下げの実施(生月大橋・大島大橋)			→			平成17年度中		
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	松浦バイパス有料道路及び松が枝町駐車場の早期線上償還を平成17年度中に実施し、不採算路線(施設)による利息負担の軽減を図った。									
	これからの課題等									
今後も継続して、各路線において利用促進・管理費節減等を図っていかなければならない。										

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)石木ダム地域振興対策基金		所管課	土木部 河川課			
見直し方針		運営方法についての改革(経営改善等)						
見直し計画		効果的な事業の検討等						
見直し事項	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
				15年度	16年度	17年度	18年度	
団体(事業)そのもののあり方	・仮設水道施設の維持管理		・住民団体との協議を重ね、必要な事業の把握に努めた。					・当該団体の設立目的が、石木ダムの建設により水没する地域及び生活基盤が著しく変化するダム周辺地域について、関係住民の生活再建とダム周辺の振興を図るためであり、その趣旨からも、今後とも協議、検討を継続する。
	・効果的な事業の検討		・住民団体との協議を重ね、必要な事業の把握に努めた。					・当該団体の設立目的が、石木ダムの建設により水没する地域及び生活基盤が著しく変化するダム周辺地域について、関係住民の生活再建とダム周辺の振興を図るためであり、その趣旨からも、今後とも協議、検討を継続する。
運営方法(経営改善等)の改革	・効果的な資産運用についての研究	H16	・平成15年度より毎年開催されている、長崎県資金運用研修会を受講するなど、研究に努めた。					・研修会等による参加により資産運用に関する知識を深めることができた。今後も引き続き研究に努める。
	・金融の専門家による診断	H16	・資金運用等について、金融機関からの情報収集に努めている。					・H17年度7月に金融の専門家(証券会社OB)が県に嘱託員として雇用されることとなった為、資金運用等に関する相談等を行った。
	・事業の実施のための財源の確保		・資金運用等について、金融機関からの情報収集に努めている。					・H17年度7月に金融の専門家(証券会社OB)が県に嘱託員として雇用されることとなった為、資金運用等に関する相談等を行った。
特記事項								
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について							
	<p>・事業については、当該団体の設立目的が、石木ダムの建設により水没する地域及び生活基盤が著しく変化するダム周辺地域について、関係住民の生活再建とダム周辺の振興を図るためであり、住民等と協議検討し、その趣旨に沿った事業を実施した。運営方法については、研修会への参加、金融機関からの情報収集等を実施し、安全かつ効率的な資金運用に努めた。</p>							
	これからの課題等							
		<p>ペイオフ、低金利等の厳しい金融情勢の中で資金運用をしていかなければならない為、金融機関からの情報収集、専門家等への相談等を引き続き行っていきたい。</p>						

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		長崎県住宅供給公社		所管課	土木部 住宅課			
見直し方針		機能縮小						
見直し計画		現在は、民間事業者による住宅市場が十分に成熟してきたことから、民間と競合する業務を整理縮小し、「資産ビジネスからフィービジネス」への転換を図り、業務運営の効率化と組織体制の適正な見直しを検討する。 諫早西部団地をはじめ、公社の今後のあり方を議論する場を設け、今後の方針を確定させる。						
見直し事項	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
				15年度	16年度	17年度	18年度	
見直し事項	公社改革推進委員会の設置	H15	15年5月に委員会を立ち上げ、15年11月には中間報告をいただいた。16年1月に策定した中期経営計画にも、中間報告の内容を織り込んだ。	→				中間報告では、諫早西部台事業の今後の進め方について提言を受けたが、その後公社が特定調停を申し立てたこともあり、公社の今後のあり方等の議論はできなかった。しかし、特定調停の過程で「公社は新たな分譲事業は行わず、賃貸管理事業に特化する」ことで債権者の理解を得、調停も成立したため、今後の方向性は確定し、委員会は16年度末に廃止した。
	諫早西部団地の方針確定	H15	既に分譲中の第1工区は、21年度までに販売完了させる予定。未造成である第2・第3工区は、委員会の中間報告でも「引き続き検討」とされ、特定調停の過程で、「今後リスクのある新たな分譲事業は行わない」とこととされたが、具体的にどう処分するか、公社や諫早市とともに検討していく。					第2・第3工区の具体的な土地利用計画策定のため、17年3月には公社や諫早市も入った諫早西部団地整備方針検討会を、7月には庁内のプロジェクトチームを設置し、検討・協議を鋭意進めている。
	賃貸資産及び非収益資産の処分計画の策定	H15	公社の今後の弁済計画では、資産処分を前提にして収支計画を策定しているが、具体的な処分計画を定めることはできなかった。					資産取得の際に出資を行っている長崎市や佐世保市とも、今年度十分に協議をおこない、処分計画を策定していく。
	優良市街地建築物建設促進事業等から撤退	H15	実施済み (14年度を最後に実施していない)					
	出資団体からの撤退の検討	H15	検討したが、公社法上の制約もあり、設立者である県が撤退することは困難である。	→				公社を存続させることは、特定調停の成立によって確定した。県民負担を最小限にし、公社が破産した場合の社会的影響等を考慮したうえで当面存続し、県や公庫に弁済を継続していくこととしている。

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		長崎県住宅供給公社			所管課				土木部 住宅課			
見直し事項	運営方法(経営改革等)の改革	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明			
					15年度	16年度	17年度	18年度				
		未分譲資産の早期売却	H18	中期経営計画で未分譲資産の売却計画策定し、最終的には16年9月の修正弁済計画で確定した。21年度までに分譲を完了させる。								民間活力を生かした販売強化に今後とも取り組み、予定どおり21年度までの分譲完了を目指す。
		賃貸住宅の家賃改定の実施	H15	実施済み	→							
		外部監査法人による経営診断・監査の実施	H15	実施済み 「財務諸表作成支援業務委託」として、財務諸表が公社会計基準に基づいて作成されているかどうか、1週間程度の実地調査を受けている。								監査法人トーマツにより、14年11月の短期財務調査を皮切りに、14年度以降の毎年度、決算確定にあたって指導を受けている。
		中期の経営計画書、資金計画及び事業別損益計算書の策定	H15	実施済み 16年1月の特定調停申し立てのベースとなった。	→							特定調停成立のベースとなった16年9月の修正弁済計画も併せ、計画の着実な実行を図っていく。
		新公社会計基準に基づく決算書の作成	H15	14年度決算から実施済み								
		販売体制強化のための組織の見直し	H15	15年4月には、民間から副理事長(のちに理事長)を採用するとともに、16年3月には民間から営業部長を採用し、販売の強化を図った。								16年度の諫早西部団地第1工区の宅地分譲は、計画の30戸に対し、50戸を販売した。17年度も計画の30戸に対し35戸を販売し、計画を達成した。
		人件費の縮減	H16	16年1月に希望退職を実施し、職員46名中42名が退職した。うち、業務に必要な20名だけを賃金水準の低い1年雇用の契約職員として再雇用した。								14年度の総人件費が597百万円だったのに対し、16年度の総人件費は274百万円まで縮減できた。17年度もほぼ同額(272百万円)であった。
特記事項												
これまでの見直し計画の取り組みと成果について												
<p>公社は公社改革推進委員会の中間報告を踏まえ、経営改善に取り組み始めたが、資産評価の見直しで大幅な債務超過状態であることが判明。また資金繰りの見込みからも自力再建は困難であると判断した。県民負担をできるだけ少なくすることと破産した場合の社会的影響等を考慮したうえで16年1月に特定調停を申し立て、民事調停法第17条に基づく裁判所の決定により、17年3月、特定調停は成立した。</p>												
<p>当面の課題として、特定調停成立で確定した公社の弁済計画を確実にするためにも、諫早西部団地第2・第3工区の土地利用計画を早急に策定することが必要である。庁内で17年7月に立ち上げた「プロジェクトチーム会議」、諫早市や公社も入った「諫早西部団地整備方針検討会」を活用し、検討を進めているところである。</p>												



県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎県住宅・建築総合センター		所管課	土木部 住宅課						
見直し方針	民営化と民間参入の促進									
見直し計画	住宅性能補償業務等は民間でも可能であるが、住宅に関する各種情報の提供、啓発、相談業務等は公益法人特有の業務であることから、これらの事業の存続性に配慮して、民営化を目指す。									
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
		出資団体との協議	H17	平成15年5月及び平成17年5月の理事会において、「長崎県出資団体見直し方針」に基づき民営化に向け検討していくことを説明					→	公益法人を民営化するための手法等を検討し、出資団体と個別具体的に協議
		民営化	H17	公益法人を民営化するための手法等を検討					→	現行法上、公益法人の資産を民営化後の法人へ引き継ぐ手法がなく、国が予定している法改正を見ながら、民営化を目指す
	運営方法(経営改革等)の改革	長崎市からの派遣職員の解消	H15	長崎市からの派遣を解消し、平成15年4月から確認検査部に民間経験者を採用					→	引き続き民間経験者を雇用
		住宅フェア等におけるセンター事業の広報宣伝	H15	住宅フェアに財団として出展するとともに、テレビのスポットCM等により、広報宣伝を実施					→	引き続きセンター事業の広報宣伝を実施
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	長崎市からの派遣職員の解消や、民営化についての団体との協議で具体的な方策について検討した。									
	これからの課題等									
民営化に当たって、再度関係団体等へ資本金への出資を募るのは、現下の不況もあり困難な状況である。当センターの経営状況は優良であり、十分な正味財産を有していることから、これを活用して民営化を図ることが望ましいが、現行法上、公益法人から営利法人への資産の異動は困難である。国では、平成18年度中に公益法人関係法の整備を行う予定であり、国が予定している法改正を見ながら、民営化を目指す。										

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	長崎県土地開発公社			所管課	土木部 用地課					
見直し方針	機能縮小									
見直し計画	今後の公社のあり方として、土地造成事業から撤退し、フィービジネスへ転換を図っていくとともに、組織体制のスリム化を図る。									
見直し事項	団体（事業）そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明	
					15年度	16年度	17年度	18年度		
		土地造成事業の縮減	-	公社理事会において、公社独自の新規土地造成事業には着手しない方針を決定した						平成15年度以降は、県等からの要請及び買取の確約がある場合を除き、新規事業には着手しない。
		用地取得業務の受託拡大	-	平成15年4月から県地方機関4箇所に支所を設置し、用地取得業務の受託体制の強化を図った。						県からの用地取得業務の受託量を拡大して、県公共事業の推進に寄与している。
	長期保有土地の早期処分	-	公有地について県への買取要請を行った。工業団地への企業誘致促進について、県へ要請を行った。公社としても販売体制を強化するため、H17に用地・企画部を用地・販売・企画部に改編した。						県の関係部局等と一体となって早期処分に努めている。東のぎグリーンテクノパークについては平成16～17年度で分譲が進み、処分率81.6%である。その他一部の土地についても、平成17年度に公募等により処分を行った。	
	組織体制のスリム化	H15	部の統合及び課長職等、組織上の職を削減し、職制の簡素化を図った。						平成15年度から企画部と用地部を統合し、4部体制を3部体制とし、また退職者不補充を継続して実施し、スリム化を図っている。	
	人件費見直し	H15	平成15年度から55歳昇級停止及び職員手当の削減等により年収ベースで約10%カット、平成17年度から職員手当の削減により、さらに年収ベースで約5%のカットを行った。						平成15年度、平成17年度の2度の人件費カットを実施して、経営改善を図っている。	
特記事項										
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について									
	<p>公社においては、公有地取得事業・あっせん等事業を主要事業と位置づけて積極的に実施しており、県等の事業推進に寄与している。また、組織の見直し、希望退職募集・退職者不補充による人員の削減、人件費の見直し等を実施し、経営改善に積極的に取り組んでいる。</p> <p>これからの課題等</p>									
	<p>これまでも経営改善には積極的に取り組んでいるが、公有地取得事業・あっせん等事業の受託拡大を図ること、事業量に見合った適正な人員体制を早期に整えること、長期保有土地を早期に処分することなどが課題である。このため、平成17年6月に公社において策定した「土地開発公社経営改善実施計画」に沿って、今後経営改善に努力していく必要がある。</p>									

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)長崎県育英会		所管課	教育庁 教育環境整備課			
見直し方針		奨学金制度の再検証と業務手順の抜本的見直し						
見直し計画		旧日本育英会高校奨学金事業が平成16年度から県に移管されたことに伴い、大幅な事務量の増加に備え、奨学生の採用方法、貸与・返還など県育英会奨学金事業の制度と一本化するとともに、組織体制を抜本的に見直し業務の効率化を図る。また、より一層の返還率の向上に取り組む。						
見直し事項	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
				15年度	16年度	17年度	18年度	
見直し事項	旧日本育英会高校奨学金事業の国から県への移管	H16	・平成16年4月県職員を派遣 ・平成16年5月役員会において奨学生選考方法の合理化・簡素化を図るため選考基準の改正 ・平成16年7月～9月予約奨学生募集 ・平成16年11月～電算システム改修 ・平成17年2月役員会で貸与規程等の改正					平成17年4月にさらに1名の県職員の派遣を受けたことにより、徹底した業務の効率化を図る体制づくりを実施した。平成17年9月から、業務量増加に対応する新電算システムにより業務を開始した。
見直し事項	滞納者に対する督促の強化	H16	・督促徴収員による徴収地区拡大 ・電話督促業務の強化					電話・訪問督促業務の強化や法的措置の導入により督促強化に努めているが、返還者の意識の欠如に加え長引く不況による就職難等の影響もあり顕著な効果が現れていない。
	事務の見直しによる業務効率化	H16	電算化の拡大や関係規定の改正等による事務の効率化・簡素化を図っている。					平成17年度に関係規定等の改正及び電算システムを改修し、今後増大する採用・貸与・返還の事務に対応した。
	予約採用の実施、採用事務の平準化	H16	従来高校入学後1回実施していた採用を、中学生に対して、予約採用を実施することにより採用事務の平準化を図った。					平成16年から予約採用の実施により、採用事務の平準化を図った。
	資金運用基準の整備	H16	基本財産・運用財産を適正かつ効率的に運用するため、規程を整備した。					平成17年4月から規程に則って運用している。
特記事項								
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について							
	事務の電算化や関係規程の改正により、業務効率化を図ってきた。							
	これからの課題等							
	返還率のさらなる向上を図るため、他県育英財団の情報等を参考に引き続き研究していく。							

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		(財)長崎県体育協会		所管課	教育庁 体育保健課			
見直し方針		自立化に向けた取り組み						
見直し計画		・自立化に向けて組織体制の強化、自主財源の確保を図る。						
見直し事項	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
				15年度	16年度	17年度	18年度	
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	H15	派遣された常務理事のもと、中期経営計画として平成16年3月に「明るく豊かで活力ある地域づくりへの貢献」～スポーツを通じた「健民」づくり～を基本理念とした「(財)長崎県体育協会スポーツ振興方策」(平成16年度～平成26年度)を策定し、その推進に向けた取り組みを行った。 目標達成に伴い、平成16年度末をもって常務理事の派遣を終了した。					平成17年度から ・迅速かつ柔軟な意志決定を行うための「総務委員会」の発足。 ・専門委員会の「普及委員会」と協議会の「都市体育協会協議会」を統合し、地域スポーツの振興を明確にするための「生涯スポーツ委員会」の設置 ・理事会の活性化を図るための「定年制(70歳)」の導入を行った。
	県費運営費補助金の見直し	H15	平成15年度から県費運営費補助金を一部削減					県と一体となってスポーツの普及・振興を図ることができるよう、自主財源の確保を図り、県費運営費補助金の見直しに向けた取り組みを進めている。今後も、厳しい経済状況ではあるが財源確保に努めていく。
	自主財源拡充への対外的活動の強化	H17	長崎県体育協会として、県民スポーツの普及・振興や競技力向上を図り、主体的な事業の充実を図っていくためには自主財源が必要であり、賛助会費の募集や収益事業の拡充を行ってきた。					平成17年度から賛助会員の募集に関しては、法人会員に対し免税募金措置を適用することとし、賛助金の増額を図る。 また、収益事業に関しては、現在行っている弁当の仲介事業をさらに拡充させ増収を図る。 県立体育施設の指定管理者に企業とグループを構成して応募し、平成18年度から5年間、指定管理者に指定された。
見直し事項	事業見直しの検討・立案	H17	平成16年3月に策定した「(財)長崎県体育協会スポーツ振興方策」の内容を推進していくため、「スポーツ振興方策推進委員会」を設け検討を行い、各競技団体への育成・強化事業の廃止による財源を、子どもたちへのスポーツを楽しむためのきっかけづくり事業等へ活用するよう、事業の見直しを行った。					
特記事項								
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について							
	事務局体制を強化し「(財)長崎県体育協会スポーツ振興方策」を策定し、事業の見直しを行い、自主財源の確保にも努めてきた。							
	これからの課題等							
自主財源確保のための取り組みとして、賛助会員の募集拡大、収益事業の拡大等を引き続き実施していく必要がある。 平成18年度からは、県立体育施設の指定管理者グループの一員として、施設の管理運営を行うこととなるが、利用者増など計画以上に利用料金の増収を図ることができれば新たな財源となるため、一層の利用者サービス向上に努める必要がある。								

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名	(財)長崎県暴力団追放県民会議		所管課	長崎県警察本部刑事部組織犯罪対策課					
見直し方針	運営方法についての改革(経営改善等)								
見直し計画	1 基本財産の安全かつ効率的運用 2 事業効果の測定と評価の実施 3 管理費(役員、職員給与等の見直しを含む)の削減 4 関係機関、団体との連携強化 5 賛助金の増加、確保に向けた取り組み								
見直し事項	団体(事業)そのものあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
		事業効果の測定と評価の実施	H15	年間、700~1,000人を対象として実施している「不当要求防止責任者講習」に際して、県民会議の事業等に関するアンケート調査を実施している。また、繁華街からの暴力団排除を目的として、一昨年以降、長崎及び諫早市内の飲食店約1,300店舗を対象としたアンケート調査も実施している。	→				
	関係機関、団体との連携強化	H15	県弁護士会、警察との三者協定書を締結して、暴力団対策への連携を強化した。また、県内24地区に結成されている「各地区暴力追放運動推進協議会」等各種の暴排組織と共同した暴排活動を実施中である。	→					三者協定に基づく「民暴研究会」を開催して、民事介入暴力対策について関係機関との協議を実施している。また、暴力団事務所撤去対策については抵当権を設定している金融機関等とも連携して対策を推進している。
	運営方法(経営改善等)の改革	基本財産の安全かつ効率的運用	H16	ペイオフ対策も兼ねて基本財産の国債運用を実施中であり、平成16年度にさらに1億円の十年国債運用を開始し、全基本財産の約75%を国債運用中である。平成17年度の理事会において、「資産運用規定」を制定しており、さらなる安全かつ効率的運用に向けた準備を整えた。	→				
	管理費の削減	H15	常勤役員の給与、賞与については平成14年度に遡って減額し、職員の給与、賞与については平成15年度から減額している。また、平成16年度の理事会で退職金の支給を廃しすることを決定した。	→					平成16年に相談委員1名、平成17年に常勤役員1名を任用替えしたことで、新規採用時の給与として管理費のさらなる削減が実施できた。
	賛助金の拡大	H15	企業における暴排研修会に積極的に出席、協力して、賛助金支援の呼びかけを行い、経済情勢が厳しい中に相当額の賛助金を維持している。	→					今後も地道な呼びかけ活動により、賛助金収入を維持していく。
特記事項									
所管課評価欄	これまでの見直し計画の取り組みと成果について								
	事業のあり方については常に「県民の立場に立った対応」を基本に、実効性のある改善を図っており評価できる。また、団体の運営のあり方についても、給与の削減や退職金支給の廃止など徹底した管理費の削減を図るとともに、地道な広報活動によって賛助会員の拡大も図っており、十分な結果が認められる。								
	これからの課題等								
基本財産の安全かつ効率的運用については、「基本財産運用規定」を整備して団体の適正な手続きに基づいて運用方法を決するシステムを構築したうえで行うようになっている。平成18年度から一定の範囲内で「仕組み債」による効率運用を検討中であるが、経済情勢の変化に対応した臨機応変な運用が必要である。									

県出資団体見直し計画取り組み状況整理表

平成18年3月末現在

団体名		長崎県営バス観光株式会社		所管課	交通局 管理部 財務課				
見直し方針		運営方法についての改革(経営改善等)							
見直し計画		民間企業経験者の積極的登用等							
見直し事項	団体(事業)そのもののあり方	項目	目標年度	具体的な取組内容及び効果	達成状況				達成年度、進捗状況についての説明
					15年度	16年度	17年度	18年度	
見直し事項	運営方法(経営改革等)についての改革	職員への民間企業経験者の積極的登用	H18	民間経験者の職員雇用		→			引続き実施。
		外部機関による監査機能の強化	H16	公認会計士による会計監査を毎月実施。	→				引続き実施。
		経営陣のあり方の検討	H18	責任の自覚、経営の責任・参加体制等の検討。				→	引続き検討。
		社内LAN(グループウェア)の構築	H15	社内LANの構築は完了し、グループウェアの周知徹底を図った。	→				実施済み。
		旅行企画商品の充実(個人包括旅行制度の導入)	H15	個人包括旅行制度については一部販売を開始、他社については折衝中である。	→				実施済み。
		広告新規媒体の導入	H16	空き媒体の販売の強化・徹底につとめる。				→	空き媒体については、長崎ペンギン水族館等、新規媒体を獲得。ラッピング広告(後面)を重点に営業活動を展開。
		経営健全化の推進(昇給延伸の実施予定)	H16	12ヶ月昇給延伸の検討・賞与の減額。	→				実施済み。
		旅行部門・管理部門の組織体制の見直し	H15	旅行部門は諫早(営)の1名、管理部門は嘱託を1名それぞれ削減した。	→				実施済み。
		中長期経営計画の策定	H16	平成16年12月に策定。営業努力目標の設定。	→				平成20年度まで策定している。
		受託事業の業務見直し	H17	予約センターの統合・夜の市内遊覧廃止による削減。	→				平成16年度当初 事業部1名削減。
旅行部門の精算業務の省力化	H16	全国旅行業協会クーポン制度への加入検討・販売管理システムによる精算	→				引続き実施。		
特記事項									
所管課評価欄		<p>これまでの見直し計画の取り組みと成果について</p> <p>当該団体は昇給の延伸、賞与の削減等により人件費の削減を実施することによって経営基盤の強化を進めており、また、適正な業務委託のため受託事業の見直しを随時行うなど、一定の成果を上げていると評価出来る。</p> <p>これからの課題等</p> <p>未だ達成されていない、経営陣のあり方の検討を進め責任ある経営形態の構築を図っていく必要がある。</p>							